

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備
(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令(抜粋)

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 (案)

令和4年10月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和4年10月7日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る設計業務

(2) 契約期間

令和5年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 環境省における令和03・04年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）

(建築関係建設コンサルタント業務)において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和4年10月20日(木) 17時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること(同システムのデータ上限は10MBまで)。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は(1)の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の受領は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和4年10月27日(木)中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。(審査結果通知書)

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和4年10月28日(金) 15時00分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに5. (2) の場所へ持参または郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1) の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室 担当 佐久田 聡

電話：03-5114-2126

FAX：03-5114-2185

メールアドレス：kanmoni@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和4年10月28日開札[令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る 設計業務

1. 件名

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る設計業務

2. 業務の目的

「平成30年度 原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務」の再設計等業務を行うもの。

3. 実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は本作業の遂行にあたり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には必ず本件に精通した経験豊富なスタッフを含めること。また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張などの時にも支障なく業務が遂行できるようにすること。

5. 用語の定義

本概要において使用する用語の意義は次のとおり。

(1) モニタリングポスト

空間放射線量率、海水中の放射線計数率、大気中の放射線ヨウ素及び気象観測情報を収集する機器並びにそれらの関連機器一式をいう。

(2) 局舎

モニタリングポストを設置及び収納する施設並びに配電設備等の関連設備を含めた建築物をいう。

(3) 架台

海水中の放射線計数を集計する場合（機器を海中に設置する場合又は陸上に設置し海水を取水する場合）に設けている構造物をいう。

(4) 原子力艦環境放射能モニタリングシステム

モニタリングポストによって収集するデータの集約及び公表を行うデータベースサーバ等から構成される一連の情報管理通信システム（株式会社近計システム製）をいう。

(5) 原子力艦環境放射能調査設備

一体となり機能を果たすモニタリングポスト、局舎、架台及び原子力艦環境放射能モニタリングシステムをいう。

6. 業務内容

「平成30年度 原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務」の再設計業務。

(1) 現状調査・情報収集業務

(ア) 施設機能・規模の把握と現状課題の確認（モニタリングポスト・通信システム機器等の室内配置検討含む）

(イ) 仮設工事計画

(2) 実施（再）設計業務

(ア) モニタリングポスト・通信システム機器等の室内配置等の再設計

(イ) 架台の材料、構造・形状等の再設計

(3) 米軍、官公庁等諸申請・届出業務

建築基準法上の協議・提出等については別途、原子力規制庁と協議すること。

なお、官公庁からの指摘を受けて設計変更、設計書の修正等が生じた場合は、設計図及び積算書の納入後であっても最終契約期間までに本業務の範囲として対応すること。

(4) 積算業務（数量調書、単価根拠作成、積算内訳書）

7. 留意事項

(1) モニタリングポスト・原子力艦環境放射能モニタリングシステムの設計は別途とする。

(2) 局舎・架台の撤去に関する設計・積算も業務に含む。

(3) 設計にあたっては、特記仕様書の作成を含む。（様式は別表を参照）

(4) 当該、既存の構造物を更新する設計業務に際しては、放射線測定調査の実施に大きく影響する米軍の基地管理上の規制等に配慮し、各工程における庁担当者との事前及び事後の十分な打合せ等を実施した上で、施工段取りも含め円滑に設備の更新が可能となるよう業務を行うこと。

(5) 設計仕様書及び本要領書の疑義及び記載外事項については、必ず事前に庁担当者に対して確認し、了解の上で実施すること。

8. 設計業務工程

(1) 設計図納入 令和5年2月28日まで

(2) 積算書等納入 令和5年2月28日まで

・積算書

・積算根拠書

9. 設計・積算条件

(1) 設計条件

関係職員が定期的に測定環境管理・メンテナンスを行う施設であることを考慮すること。細部は以下による。

ア 局舎

(ア) 建設環境

米海軍横須賀基地内、護岸から20 m以内にある耐重塩害対策エリア。

(イ) 仕様

・構造：鉄筋コンクリート造。

・基礎：建設環境を考慮した工法の基礎。

・規模：平屋建て、延べ面積 $3 \times 3 = 9 \text{ m}^2$ 程度（ \leq 現行 9.3 m^2 ）とする。

・局舎内設備：施設の機能保全および日常の管理業務を考慮した施設環境とする。

・その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。（燃料電池設置を含む）

イ 架台

(ア) 建設環境（建築基準法上の構造物には該当せず）

護岸より海上に張り出し、海中に沈める検出器・水中ポンプを保護する構造体。

(イ) 仕様（建設環境を要考慮）

- ・構造：鋼構造とし、仕様は建設環境を考慮。
- ・基礎：片持ち陸上部分の基礎。建設環境を考慮した基礎。
- ・規模：通路幅約 1.0m、護岸からの張り出し 10m 前後、機器の保護材（ガード、ガイドレール）を海中へ干潮時の水面から 1.5m 以上の水深まで設置。
- ・その他：建設環境を考慮した各種の仕様および詳細設計。

(2) 施工工事名(予定)

「令和 5 年度原子力艦放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新業務」

(3) 工事場所（予定）

神奈川県横須賀市泊町（米海軍横須賀基地内）

(4) 工 期（予定）

局舎・架台共に下記を実質の現場工期とする。

令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月

ただし、横須賀基地等のとりまく諸事情により変更となる可能性がある。

また、契約日程は別途打ち合わせによる。

10. 成果物

(1) 提出図書

提出する図書、書類の部数及び提出時期は以下のとおりとする。また、9 を除くすべての書類は、紙媒体に加え、電子媒体を 1 部提出すること。

	提出図書	提出部数		提出時期	
		本庁	横須賀モニセン ^{※1}		
1	実施体制図	1		契約締結後及び変更が生じた後速やかに	
2	打合せ議事録	1		打合せ後速やかに	
3	実施計画書	1		契約締結後速やかに	
4	品質管理計画書	1		契約締結後速やかに	
5	設計図	原図（A3 版）	1		実施計画書にて定めた期日までに
		A4 観音製本	2	2	実施計画書にて定めた期日までに
		A3 ホチキス止		2	実施計画書にて定めた期日までに
		CAD データ 図面ごとにファイルを分ける	1		実施計画書にて定めた期日までに
6	計算書	1		実施計画書にて定めた期日までに	
7	積算書・積算根拠書	1		実施計画書にて定めた期日までに	
8	業務報告書	1		納入時期までに	
9	完了届	1		納入時期までに	

※1：横須賀モニセンとは、横須賀原子力艦モニタリングセンターの略である。

ア 提出図書の仕様及び記載事項

提出図書の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 26 年 2 月 4 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 190 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 191 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

イ 電子データの仕様

(ア) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(イ) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2013 以下）
- ・計算表：表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2013 以下）
- ・プレゼンテーション資料：Microsoft 社 Power Point（ファイル形式は PowerPoint 2013 以下）
- ・画像：B モニタリングポスト 形式又は JPEG 形式

(ウ) (イ) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(エ) 成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(オ) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては原子力規制庁担当官の指示に従うこと。

(2) 納入場所

○原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 監視情報課 放射線環境対策室

（東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号 六本木ファーストビル 7 階）

○横須賀原子力艦モニタリングセンター

（神奈川県横須賀市東逸見町 1）

1.1. 検収

本業務で定める納入成果物について、本仕様書に基づき国の検査職員が検査し、これに合格したことをもって検査合格とする。

1.2. 品質管理計画

品質管理計画を策定するにあたって最小限、以下の内容を計画すること。

(1) 品質管理体制

ア受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

イ作業実施部署は品質管理部署と独立していること。

ウ実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。

また、同一部門に所属していないこと。）。

(2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

本業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

(4) 工程管理

調達から納入までの管理方法について規定され実施されていること。

(5) 文書管理

受注業務に対して使用する文書（記録を含む。）の維持・管理について明確にされていること。

1.3. 貸付図書・貸与品・支給品

貸付図書・貸与品・支給品については、発注者との事前の協議のうえで決定するものとする。

1.4. 著作権等

(ア) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、原子力規制委員会が保有するものとする。

(イ) 受注者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

(ウ) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。

(エ) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1.5. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について、原子力規制庁担当官に書面で提出すること。

(2) 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

1.6. 特記事項

本業務の実施によって知り得た情報等を第三者に漏らし、あるいは他の目的に使用してはならない。また、受

注者の情報管理の不備により、原子力規制委員会もしくは第三者が損害を被った場合は、受注者において責任を負うものとする。

1.7. その他

- (ア) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報は、契約履行中か否かに関わらず、正当な理由なく他に開示し、又は他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由があつて開示する場合にも、事前に規制庁職員から許可を得なければならない。
- (イ) 受注者は、本業務を実施するに当たって規制庁職員が提供した資料については、複製禁止とし、厳重に管理を行い、業務終了後は返却しなければならない。
- (ウ) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書によりがたい場合、あるいは本仕様書に定めのない事項については疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、その取扱いについて決定することとする。
- (エ) 作業実施者は、規制庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (オ) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）

更新に係る設計業務

新営特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 神奈川県横須賀市

2. 敷地面積 **,**,**m²

3. 工事種目

1) 庁舎 鉄筋コンクリート造 1階建（地下0建 塔屋0階） 新築1棟

固有財産面積		建築基準法の面積	
建面積	** m ²	建築面積	** m ²
延べ面積	** m ²	庇延べ面積	** m ²
1階	** m ²		** m ²

- 2) 屋外排水設備 新設一式
- 3) 舗装 ①アスファルト舗装 新設一式
- ②縁石 新設一式
- 4) 諸扉 ①庁名板 新設1箇所
- 5) 樹木 新植一式
- 6) 塗装 新植一式
- 7) 電気設備 新設一式
- 8) 機械設備 新設一式

4. 指定部分 ●なし

●あり 次の部分については平成 年 月 日までに行うこととする。
(対象部分:)

II 建築工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部局の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「標準仕様書」という。）による。図面、本特記仕様書及び外観仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管轄部局の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事を含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

(3) 本特記仕様書の表記

1) 項目は、●印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。

●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

●印と※印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の（ . . . ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

4) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

5) ●印は、「国等による廃棄物等の処理の推進に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく「廃棄物等の処理の推進に関する基本方針（平成30年2月9日閣議決定）」に定める特定廃棄物品における判断の基準（特定廃棄物品「公共工事」においては表1中の品目ごとの判断の基準）を満すものを示す。

6) 標準仕様書で「特記がなければ」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらと関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）の規定を優先する。

7) ▶印は設計変更を示し、桁内数字は変更回数を示す。

1章 一般共通事項

項目	特記事項
●適用基準	1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。 ●建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）国土交通省大臣官庁官庁管轄部局 ●建築工事標準仕様書 JASS6 鉄骨工事（2015年版）社団法人日本建築学会 ●建築工事標準仕様書 JASS8 防水工事（2014年版）社団法人日本建築学会 ●工事写真の撮り方（改定第二版）建築編 建設大臣官庁官庁管轄部局 2) 本特記仕様書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成28年版）国土交通省大臣官庁官庁管轄部局
●電気保安技術者	●適用する
●施工条件	除雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 排雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 採暖養生 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用（適用工種は標準仕様書による） 採暖仮設 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・図示 交通誘導員 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 **人日割置する。 下記以外は現場説明書による。 ●工事車両の駐車場所 ※図示 ●資機材置場 ※図示

●選定発生土仮置場 ※図示																																																												
●適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・風圧力 風速 (V ₀ = ** m/s) 地表面粗度区分 (*) ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号 第2により (**cm)																																																											
●発生材の処理等	・本工事は、「建設副産物静置交換システム」を活用する。 総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また同システムにより、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を作成し、監督職員に提出する。 (1.3.8)																																																											
●特定建設資材	1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることと想定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事実施後明らかになったやむを得ない事情により、工事実施時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等を行った施設名及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。 2) 分別解体の方法																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">●新設・増築工事</td> <td>①造成等</td> <td>造成等の工事 ・有 ●無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②基礎・基礎くい</td> <td>基礎、基礎くいの工事 ●有 ・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③上部構造部分・外装</td> <td>上部構造部分、外装の工事 ●有 ・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④屋根</td> <td>屋根の工事 ●有 ・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤建築設備・内装等</td> <td>建築設備、内装等の工事 ●有 ・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の取り壊し ・有 ・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">●解体工事</td> <td>①建築設備・内装材等</td> <td>建築設備、内装材の取り外し ●有 ・無</td> <td>手作業</td> </tr> <tr> <td>②屋根ふき材</td> <td>屋根ふき材の取り外し ●有 ・無</td> <td>手作業</td> </tr> <tr> <td>③外装材・上部構造部分</td> <td>外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ・無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④基礎・基礎くい</td> <td>基礎、基礎くいの取り壊し ●有 ・無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤その他 ()</td> <td>その他の取り壊し ・有 ・無</td> <td>手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>手作業・機械作業を併用する範囲 ※図示 手作業・機械作業を併用する理由 建築設備の取り外し () 内装材等の取り外し () 屋根ふき材の取り外し () 3) 特定建設資材(廃棄物)の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材(廃棄物)の種類</th> <th>処理量 (t)</th> <th>再資源化等をする施設の名称</th> <th>所在地、距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コーク</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。</p>		工程	作業内容	分別解体の方法	●新設・増築工事	①造成等	造成等の工事 ・有 ●無		②基礎・基礎くい	基礎、基礎くいの工事 ●有 ・無		③上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事 ●有 ・無		④屋根	屋根の工事 ●有 ・無		⑤建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事 ●有 ・無		⑥その他 ()	その他の取り壊し ・有 ・無		●解体工事	①建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し ●有 ・無	手作業	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ●有 ・無	手作業	③外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ・無	手作業・機械作業の併用	④基礎・基礎くい	基礎、基礎くいの取り壊し ●有 ・無	手作業・機械作業の併用	⑤その他 ()	その他の取り壊し ・有 ・無	手作業・機械作業の併用	特定建設資材(廃棄物)の種類	処理量 (t)	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離 (km)	●コンクリート				●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材				木材				アスファルト・コーク			
	工程	作業内容	分別解体の方法																																																									
●新設・増築工事	①造成等	造成等の工事 ・有 ●無																																																										
	②基礎・基礎くい	基礎、基礎くいの工事 ●有 ・無																																																										
	③上部構造部分・外装	上部構造部分、外装の工事 ●有 ・無																																																										
	④屋根	屋根の工事 ●有 ・無																																																										
	⑤建築設備・内装等	建築設備、内装等の工事 ●有 ・無																																																										
	⑥その他 ()	その他の取り壊し ・有 ・無																																																										
●解体工事	①建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し ●有 ・無	手作業																																																									
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ●有 ・無	手作業																																																									
	③外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し ●有 ・無	手作業・機械作業の併用																																																									
	④基礎・基礎くい	基礎、基礎くいの取り壊し ●有 ・無	手作業・機械作業の併用																																																									
	⑤その他 ()	その他の取り壊し ・有 ・無	手作業・機械作業の併用																																																									
特定建設資材(廃棄物)の種類	処理量 (t)	再資源化等をする施設の名称	所在地、距離 (km)																																																									
●コンクリート																																																												
●コンクリート及び鉄筋から成る建設資材																																																												
木材																																																												
アスファルト・コーク																																																												
●発生材の処理等	(1.3.8) 1) 引渡しを要するもの ・金属類 ・鉛蓄電池 ・PCBを含む機器類 () ・PCB含有シールンク材 使用箇所 () [注：事前に判明している場合のみ記載] ※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。																																																											

- ・廃油
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
- ・臭化リチウム水溶液等
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
- ・鉛蓄電池
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
- ・アルカリ蓄電池
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
- 3) 現場において再利用を図るもの
建設汚泥 再利用の方法 ()
- 4) 再資源化を図るもの **【注：建リ改修工事の場合は特定建設資材を削除する。】**
 - ・コンクリート
処理数量 t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・コンクリート及び鉄から成る建設資材
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・木材
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・アスファルト・コンクリート
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・小型蓄電池
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・蛍光灯及びHIDランプ
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・硬質塩化ビニル管及び継手
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・廃せつこうボード
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
 - ・ガラス
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
- 5) せつこうボード (再生資源化を図らないもの)
 - ・石綿含有せつこうボード
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
※埋立処分 (管理型最終処分場)
 - ・ひ素、カドミウム含有せつこうボード
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・製造業者に回収委託 ・埋立処分 (管理型最終処分場)
 - ・石綿、ひ素、カドミウム含有以外のせつこうボード
【注：現場発生源【発生材】1が判明している場合に記載】
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
※埋立処分 (管理型最終処分場)
- 6) その他の発生材
 - ・石綿含有せつこうボードを除くアスベスト含有成膜板
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)
 - ・除去したアスベスト含有成膜材等
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設又は無害化処理施設)

搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
・()
処理数量 () t
搬出先施設名、住所、距離 (km)
()
・中間処理 ・最終処理
※受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。

●環境への配慮 (1.4.1) [1.4.1]

1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少い材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除く)が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「焼却対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

3) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針における公共工事の配慮事項 (資材 (材料及び燃材を含む) の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。)に留意する。

●材料の品質等 (1.4.2) [1.4.2]

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料 (外部機関が発行する証明書の写真等) を監督職員に提出して承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りでない。
① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型採用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル
無収縮クラフト材、乾式保壁材、既成統合モルタル(スタイリング工事)
既成統合目地材、ルーフトレン、吸水樹脂材、
錠前鎖(シリンドラ錠鎖、シリンドラ本締め錠)
クローザ類(ドアクローザ、ヒンジクローザ、フロアヒンジ)
自動扉閉鎖機構装置、駆動装置、検出装置
自閉式上吊り戸閉装置(手動開閉式)、重量シャッター、
軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤
現場発泡断熱材(特定フロンのものを除く)
フリーアクセスフロア (3,000N、5,000N)
可動間仕切、移動間仕切、トイレープス、煙突用成形ライニング材
天井点検口、床点検口、クレーチング、
屋上緑化用システム(屋上緑化システム(板状成膜タイプ))
、屋上緑化軽量システム、トップライト、エポキシ樹脂
ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製のた

●技能士

工事項目	技能決定職種	技能決定作業
仮設工事	とび	●とび作業
鉄筋工事	鉄筋加工	●鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工 コンクリート圧送施工	●型枠組立作業 ●コンクリート圧送作業
鉄骨工事	鉄工 とび	●構造物組立作業 ●とび作業
コンクリートブロック・ALCパネル・併出成形のり板工事	ブロック建築 ALCパネル施工	●ブロック工作業 ●ALCパネル工作業
防水工事	防水施工	●防水工事作業 ●外防水系塗膜防水工事作業 ●防水工作業 ●防水工作業 ●防水工作業 ●FRP防水工事作業

石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張りの作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金 スレート施工	●内外装板金作業 ・スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工 建築板金	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	左官	●左官作業
建具工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	●ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工	・金属製カーテンウォール工事作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	●建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工 表装	・アラック系床仕上げ工事作業・カーペット系床仕上げ作業 ・表装作業
排水工事	配管	●建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・溶剤型・イタマカ工事作業 ・加温型・イタマカ工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業

●完成時の提出図書

- 完成図 (1.7.1~2) (表1.7.1)
 - 原図のサイズ ・A1 ●A3
 - 種類及び記入内容 ※標準仕様書表 1.7.1 のうち監督職員が指示するもの。
- 完成図 CAD データの提出 ●適用する (CD-R)
 - 保全に関する資料 (提出回数 ※各2部 ・) (1.7.1) (表1.7.3)
- 施工図及び施工計画書 (1.7.2)
 - 施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。
 - 鉄骨配筋図 (納まり図含む)
 - コンクリート躯体図
 - 鉄骨製作図
 - ・カーテンウォール製作図
 - ・カーテンウォール施工計画書
 - 本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。
 - 提出図数は、施工図の原図及び図面複写図 (1部) とする。ただし、製作図等で原図として提出出来ないものは、原図に替わるものとしてよい。

●完成写真

次のものを監督職員に提出する。ただし原図は撮影者の保管とする。

分類、規格	撮影箇所数	提出回数	原板の大きさ (mm)
・モカーム ※特注 襖	外部 () 内部 ()	※2	※100×125以上
●カー ※特注 襖	外部 (**) 内部 (**) 外観正面 (※1・)	※2 ・6	※100×125以上
・カー半切木製襖	外部 () 内部 ()	※2	・
・カー半切木製襖	外部 () 内部 ()	※2	・
●電子データ	外部 (**) 内部 (**)	※2	※200万画素以上 ※300dpi以上

●施工区分

撮影者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影者とする。電子データは、RGB (フルカラー)、JPEG 形式最高画質とし、CD-R にて提出とする。

設備機器の位置、取り付け等が特定できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

開口部及び貫通部	工事区分	建築	電気設備		機械設備	
			※	※	※	※
SSRC 造梁の貫通部	補強及びスリーブ	※				
	RC 造梁の貫通部	※				
	スリーブ		※	※		
	RC 造梁及び壁の貫通部	※		※	※	
テーパー部の貫通部	スリーブ	※				
	型枠	※				
	切り込み		※	※	※	
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	※				
開口部及び壁の補修	補強を要する切り込み	※				
	補強を要しない切り込み		※		※	
	貫通部及び開口部の墨出し			※	※	

機器の基礎	基礎本体	設置場所に係らず機器に関するもの (架台、アンカーボルトを除く)	※		
架台、アンカーボルト				※	※
外部取付カブリ (外、ケーブルの接続用カブリを含む)			※		
換気扇の取付枠					※
床下水槽のホルム蓋			※		
流し台排水トラップ 共			※		
湯沸室の排気フード			※		
床、天井点検口			※		
防出堤			※		
配線ビッド及びびん			※		
電動の建具類及びユニット類等の制御盤及び電動ボックス以降の配管及び箱蓋 (接地線と) (例: 自動扉、電動シャッター等)			※		
自動昇降装置を取付ける防火戸の切込み補強及びドアチェック			※		
軽量鉄骨下地間仕切壁のボックス取付け金具及びその取付け			※		
可動間仕切に取付けるスイッチ及びコンセント等用の切込み			※		

他工事 (他工種) との施工区分		建築	エレベーター設備	電気設備	機器設備
機械室有りの場合	機械室の床開口	※	・	・	・
	機械室の床配管ビッド及びびん	※	・	・	・
	機械室のシンダーコンクリート打設及び仕上げ	※	・	・	・
	巻上機周囲のチェッカープレート敷	・	※	・	・
機械室換気設備		・	・	・	※
昇降路内ビット防水		※	・	・	・
点検用タラップ		・	※	・	・
各階出入口開口及び同補強		※	・	・	・
三方枠取付及び昇降路モルタル充填		・	※	・	・
昇降路の中間ビーム及びブラケットほか、昇降路内の鋼製防炎一式		・	※	・	・
昇降路がS造の場合	出入口扉、三方枠及び昇降板の受け	※	・	・	・
	中間ビーム、レールブラケット支持柱及びブラケットの受ナブース	※	・	・	・
機械室天井及び昇降路内フック取付		※	・	・	・
ホール押ボタン及びインジゲータ等の壁開口		※	・	・	・

●設計GL ※図示

2章 仮設工事

項目	特記事項
●仮囲い等	※図示 (2.2.4)
●足場その他	(2.2.4) ●「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2.(2)手すり据置き方式又は(3)手すり専用足場方式により行う。
●監督職員事務所	(2.3.1) ※図示 (規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は発注仕様書による。) ●図示しない

3章 土工事

項目	特記事項
●埋戻し及び盛土	(3.2.3) 埋戻し及び盛土の種別 ・A種 適用場所 () ●B種 適用場所 () ・C種 適用場所 () 土質 () 受埋場所 () 受入れ量 () ・D種 適用場所 () 品質 (細粒分 (75µm 以下) の含有率 (重量百分率) の上限を50%未満とする。)

	適用場所 () ・建設ち泥から再生した処理土 G
・山留めの 存置	存置範囲 (※図示 ()) (3.3.3)
●発生土の 処理	(3.2.5) ●構外に搬出し関係法令に従い適切に処理する。 距離 (**) km ・構内指定場所に敷き均し ・構内指定場所にたい積 ・構外指定場所処分に (搬出證書等を提出する) 受入施設名 () 受入場所及び距離 () () km 受入条件 ・土質試験 () ・交通誘導警備員 () 人工 ・敷設板 () 日間 () m

4章 地業工事

項目	特記事項																														
●支持地盤	(3.2.1)(4.2.4)(4.3.4~4.3.5)(4.5.4~4.5.5) ●杭基礎 (4.3.4~4.3.5)(4.5.4~4.5.5) 支持地盤の位置及び種類 (基礎くい部の先端位置含む) ●図示 ・直接基礎 支持地盤の位置及び種類 (基礎底部の位置含む) ・図示 試験掘り (根切り底の状態の確認等) (3.2.1) ・行わない ・行う 位置等 ・図示 ・地盤の載荷試験 (4.2.4) 試験の位置、方法等 ・図示																														
・既製コン クリート杭地 業	(4.2.2)(4.3.1~4.3.7)(7.2.5) 種類 (4.3.2) ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 (PHC 杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭 (PRC 杭) ・外殻鋼管付きコンクリート杭 (SC 杭) SC 杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490 寸法、継手、性能等 (種別：種類、性能及び曲げ強度区分) (4.2.2)(4.3.2~4.3.3)																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>コンクリート強度 (N/mm²)</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>杭長 (mm)</th> <th>継手数</th> <th>セツト数</th> <th>長期設計支持力 (kN)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力 (kN)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭									本杭	上杭 中杭 下杭								
	種類	コンクリート強度 (N/mm ²)	杭径 (mm)	厚さ (mm)	杭長 (mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力 (kN)	備考																						
試験杭	上杭 中杭 下杭																														
本杭	上杭 中杭 下杭																														
	<p>杭先端部形状 (4.3.2) ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形</p> <p>施工方法 (4.3.1) ・打込み工法 (・油圧ハンマー ・ディーゼルハンマー ()) (4.2.2)(4.3.3) フレールリングの併用 ・行わない ・行う 掘削深さ及び径 ・図示</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 (4.2.2)(4.3.3) 試験杭の位置 ・図示 打込み杭の推定支持力の算定方法 ・図示</p> <p>・セメントミルク工法 (4.2.2)(4.3.4) アースオーガの支持地盤への掘削深さ ・1.5m 程度 杭の支持地盤への掘削深さ ・1.0m 以上 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示</p> <p>・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.5) ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で$\alpha=250$を採用できる工法 ・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法</p>																														

	$\alpha = ()$ 、 $\beta = ()$ 、 $\gamma = ()$ 工法 ・フレールリング拡大根固め工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液 ・使用する ・使用しない 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内 試験杭 試験杭の位置 ・図示 杭継手工法 (4.3.2)(4.3.6)(7.2.5) ・アーク溶接継手 ・標準仕様書 4.3.6 による 溶接材料 ・標準仕様書 7.2.5(a)(b)による ・図示 ・ ・無溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.7) ・処理しない ・処理する 処理方法 (切断こともなう補強方法含む) ・図示 杭頭の中詰め材料 (4.3.7) ・基礎のコンクリートと同割合のもの																											
●鋼杭地業	(4.2.2)(4.3.3)(4.3.5)(4.3.7)(4.4.1~4.4.6)(7.2.5) 種類の記号 (4.4.2) ・SKK400 ・SKK490 ●STK490 寸法、継手等 (4.2.2)(4.4.2)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>板厚 (mm)</th> <th>杭長 (mm)</th> <th>継手数</th> <th>セツト数</th> <th>長期設計支持力 (kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td>上杭 中杭 下杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>杭先端部形状 (4.4.2) ・開放形 ・半開放形 ・閉そく形 ●羽形</p> <p>先端部の補強 (4.4.2) ・標準仕様書 4.4.1、表 4.4.2 による 先端部の補強 (補強バンド等) 及びその他付属品の材質 ●SS400 と同等又はそれ以上</p> <p>施工方法 (4.4.1) ・打込み工法 (・油圧ハンマー ・ディーゼルハンマー ()) (4.2.2)(4.4.3) フレールリングの併用 ・行わない ・行う 掘削深さ及び径 ・図示</p> <p>杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示 打込み杭の推定支持力の算定方法 ・図示</p> <p>・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.4.4) ・H13国土交通省告示第1113号第6による地盤の許容支持力式で$\alpha=250$を採用できる工法 ・H13 国土交通省告示第 1113 号第 6 による地盤の許容支持力式の内α、β、γが以下の値を採用できる工法 $\alpha = ()$、$\beta = ()$、$\gamma = ()$</p> <p>工法 ・中掘り拡大根固め工法 ・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ・図示</p> <p>●G-ECS/パイル工法 (認定番号 TACP-0448 平成26年2月28日) 杭の精度 水平方向の位置ずれ ●杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ●1/100以内</p> <p>試験杭 試験杭の位置 ●図示</p> <p>杭の現場継手 (4.4.5) ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525 による</p>		種類	杭径 (mm)	板厚 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力 (kN/本)	備考	試験杭	上杭 中杭 下杭								本杭	上杭 中杭 下杭							
	種類	杭径 (mm)	板厚 (mm)	杭長 (mm)	継手数	セツト数	長期設計支持力 (kN/本)	備考																				
試験杭	上杭 中杭 下杭																											
本杭	上杭 中杭 下杭																											

	溶接材料 (4.4.2) <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書 7.2.5(a) (b)による 図示 <ul style="list-style-type: none"> ●無溶接継手 (継手部に接続金具を用いた方式のもの) <ul style="list-style-type: none"> 工法 ※認定等を受けた工法 検査 ※認定等により定められた項目 施工 ※認定等をされた施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.7) (4.4.6) <ul style="list-style-type: none"> 処理しない ●処理する <ul style="list-style-type: none"> 処理方法 (切断ともなう補強方法を含む) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 杭頭の中詰め材料 (4.3.7) (4.4.6) <ul style="list-style-type: none"> ●基礎のコンクリートと同調合のもの 	施工範囲 (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> 基礎梁下、土に接するスラブ下 ●図示 設計基準強度 (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> ※18N/mm² スラブ (4.6.4) (6.14.1) <ul style="list-style-type: none"> ※15cm 又は 18cm 																																											
●床下防湿層		●床下防湿層	(4.6.2) (4.6.5) <ul style="list-style-type: none"> 材料 (4.6.2) ●ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上 施工範囲 (4.6.5) ●建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下 (ヒット下を除く) 																																										
●地盤改良工法		●地盤改良工法	(一) <ul style="list-style-type: none"> 種類及び施工方法等 ●図示 																																										
5章 鉄筋工事																																													
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:10%;">項目</th> <th style="width:90%;">特記事項</th> </tr> </table>				項目	特記事項																																								
項目	特記事項																																												
●場所打ちコンクリート杭地業	(4.2.2) (4.5.1) (4.5.3~4.5.5) <p>掘削工法 (4.5.1) (4.5.4) <ul style="list-style-type: none"> アースドリル工法 (安定液 ※使用する ・使用しない) リバース工法 オールケーシング工法 (孔内の水張り) ・行う ・行わない) 併用する工法 (4.5.1、5) <ul style="list-style-type: none"> 場所打ち鋼管コンクリート杭工法 鋼管巻き材料 ・SKK400 ・SKK490 拡張杭工法 (安定液 ・使用する ・使用しない) </p> <p>寸法等 (4.2.2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>軸径 (mm)</th> <th>拡径径 (mm)</th> <th>杭長 (mm)</th> <th>セット数</th> <th>長期維持耐力 (kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>試験杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本杭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>鉄筋の種類 (4.5.3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>帯筋 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 6.2 帯筋 (b) (3) ⑥ (ロ)) 鉄筋かごの補強 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書 4.5.3 (a) (2) (iii) による 鉄筋の最小かぶり厚さ (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> 100mm 鉄筋の重ね継手長さ、主筋の基礎底盤への定着長さ (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ●図示による () セメントの種類 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ※高炉セメントB種 C コンクリートの種別 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 審査 (評定又は大臣認定) された内容による コンクリートの設計基準強度 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 構造体強度補正值 (4.5.3) <ul style="list-style-type: none"> 3N/mm² ●図示 評定等の内容による 試験杭 (4.2.2) (4.5.4.5) <ul style="list-style-type: none"> 試験杭の位置 ●図示 孔壁測定 (4.5.4.5) <ul style="list-style-type: none"> 測定箇所 <ul style="list-style-type: none"> ●試験杭 () 箇所及び本杭 () 箇所 杭の精度 (4.5.4.5) <ul style="list-style-type: none"> 水平方向の位置ずれ ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ・1/100以内 </p>	軸径 (mm)	拡径径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期維持耐力 (kN/本)	備考	試験杭						本杭						種類の記号	呼び径 (mm)	備考	●SD295A			●SD345				鉄筋の種類 (5.2.1) (5.2.1) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>呼び径 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●SD295A</td> <td>●D16以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●SD345</td> <td>●D19以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	●SD295A	●D16以下		●SD345	●D19以上		・			・		
軸径 (mm)	拡径径 (mm)	杭長 (mm)	セット数	長期維持耐力 (kN/本)	備考																																								
試験杭																																													
本杭																																													
種類の記号	呼び径 (mm)	備考																																											
●SD295A																																													
●SD345																																													
種類の記号	呼び径 (mm)	備考																																											
●SD295A	●D16以下																																												
●SD345	●D19以上																																												
・																																													
・																																													
		●溶接金網	(5.2.2) <p>形状等 (5.2.2)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>種類の記号</th> <th>網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●溶接金網</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●鉄筋格子</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>●鉄筋の継手 (5.3.4) (5.5.2~5.5.3)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>継手方法等 (5.3.4) (5.5.2~5.5.3)</th> <th>部位</th> <th>継手方法</th> <th>呼び径 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱、梁の主筋</td> <td>●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐力壁の鉄筋</td> <td>●重ね継手</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の鉄筋 ()</td> <td>●重ね継手</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>耐力壁の重ね継手の長さ (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3.1 表3.1) ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3.1 (a) (3)) 継手位置図 (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 5.1、6.1、7.1、7.3、8.1) </p>	種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	●溶接金網				●鉄筋格子				継手方法等 (5.3.4) (5.5.2~5.5.3)	部位	継手方法	呼び径 (mm)	柱、梁の主筋	●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手			耐力壁の鉄筋	●重ね継手			その他の鉄筋 ()	●重ね継手																
種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位																																										
●溶接金網																																													
●鉄筋格子																																													
継手方法等 (5.3.4) (5.5.2~5.5.3)	部位	継手方法	呼び径 (mm)																																										
柱、梁の主筋	●ガス圧接 ●機械式継手 ●溶接継手																																												
耐力壁の鉄筋	●重ね継手																																												
その他の鉄筋 ()	●重ね継手																																												
		●鉄筋の定着の方法及び長さ	(5.3.4) <p>鉄筋の定着方法 (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 3.1 (b)) 鉄筋の定着長さ (5.3.4) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 </p>																																										
		●鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網を含む)	(5.3.5) <p>最小かぶり厚さ (5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 表4.1) 柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無 <ul style="list-style-type: none"> ●なし ●有り 使用箇所 () <ul style="list-style-type: none"> 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 軽量コンクリートで土に接する部分 <ul style="list-style-type: none"> ●なし ●有り 使用箇所 () <ul style="list-style-type: none"> 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) <ul style="list-style-type: none"> ●なし ●有り 使用箇所 () <ul style="list-style-type: none"> 最小かぶり厚さに加える厚さ (10) mm 鉄筋相互のあき (機械式継手及び溶接継手を除く) (5.3.5) <ul style="list-style-type: none"> ●図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4.1) </p>																																										
●捨コンクリート地業	(4.6.4) (6.14.1) <p>捨コンクリートの厚さ (4.6.4) <ul style="list-style-type: none"> ※50mm </p>	●機械式継手	(5.3.5) (5.5.2) <p>使用箇所 ●図示 <ul style="list-style-type: none"> H12 建設省告示第1463号に適合する性能 (5.5.2) ●A級 機械式継手の種類及び工法 (5.5.2) ()</p>																																										
●汚泥発生する汚泥	汚泥の有無 <ul style="list-style-type: none"> ●有 (工事特許仕様書 第1章 発生材の処理等による) ●有 (工事特許仕様書 第3章 埋戻し及び盛土による) ●無 																																												
●砂利地業	(4.6.2~4.6.3) <p>材料 (4.6.2) ●再生クラッシュラン C ●切込砂利及び切込砕石</p> <p>砂利厚さ (4.6.3) <ul style="list-style-type: none"> ※60mm 適用箇所 <ul style="list-style-type: none"> ●基礎下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ●図示 </p>																																												

	鉄筋相互のあき (5.3.5) ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4.1) ● 品質の確認方法 (5.5.2) ● 図示 不良となった継手の修正方法等 (5.5.2) ● 図示																									
● 溶接継手	(5.3.5) (5.5.3) 使用箇所 ● 図示 ● H12 建設省告示第 1463 号に適合する性能 (5.5.3) ● A 級 ● 鉄筋相互のあき (5.3.5) ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図) 4.1) ● 溶接継手の工法 (5.5.3) ● 図示 品質の確認方法 (5.5.3) ● 図示 不良となった継手の修正方法等 (5.5.3) ● 図示																									
● 各部配筋	(5.3.7) 各部配筋 (5.3.7) ● 図示 (構造関係共通事項 (配筋標準図)) ●																									
● 圧接完了後の試験	(5.4.9~5.4.10) 抜取試験 (5.4.9~5.4.10) ※超音波探傷試験 ● 引張試験 試験ロット: 1 組の作業班が 1 日に行った圧接箇所とする。なお、200 箇所を超えるときは 200 箇所ごととする																									
6 章 コンクリート工事																										
項目	特記事項																									
● コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度	(6.2.1~6.2.4) (6.10.1~6.10.2) ● 普通コンクリート (6.2.1~6.2.4) <table border="1"> <tr> <td>設計基準強度 (N/mm²)</td> <td>スラブ</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>● 18</td> <td>18</td> <td>その他コンクリート</td> </tr> <tr> <td>● 33</td> <td>15</td> <td>基礎、基礎梁、1 階床</td> </tr> <tr> <td>● 33</td> <td>18</td> <td>1 階柱壁、R 階梁床</td> </tr> </table> ● 軽量コンクリート (6.2.1~6.2.3) (6.10.1,2) <table border="1"> <tr> <td>設計基準強度 (N/mm²)</td> <td>スラブ</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所	● 18	18	その他コンクリート	● 33	15	基礎、基礎梁、1 階床	● 33	18	1 階柱壁、R 階梁床	設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所	●			●					
設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所																								
● 18	18	その他コンクリート																								
● 33	15	基礎、基礎梁、1 階床																								
● 33	18	1 階柱壁、R 階梁床																								
設計基準強度 (N/mm ²)	スラブ	適用箇所																								
●																										
●																										
● コンクリートの類別	(6.2.1) 類別 (6.2.1) ※ I 類 (JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート) ● II 類 (JIS A 5308 に適合したコンクリート)																									
● セメント	(6.3.1) 種類 (6.3.1) ● 普通ポルトランドセメント又は混合セメントの A 種 (普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和物が 7 日目で 352J/g 以下、かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする) 使用階位 (1 階柱壁、R 階梁床) ● 高炉セメント B 種 C 使用階位 (基礎、基礎梁、1 階床) ● フライアッシュセメント B 種 C 使用階位 () ●																									
● 骨材	(6.3.1) アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1) ※ A ● B																									
● 混和材料	(6.3.1) ● 混和剤 (6.3.1) 混和剤の種類 ※ 標準仕様書 6.3.1(d)(i) による ● 高性能 AE 減水剤 ● 混和材 (6.3.1) 混和材の種類 ※ 標準仕様書 6.3.1(d)(ii) による ●																									
● 気乾単位容積質量	(6.2.3) (6.10.1) ● 普通コンクリート (6.2.3) ● 2.3t/m ³ 程度 ● ● 軽量コンクリート (6.10.1) ●																									
● 軽量コンクリート	(6.10.1) 種類 (6.10.1) ● 1 種 ● 2 種 適用箇所 ● 図示 ●																									
● 寒中コンクリート	(6.11.1) 適用期間 ● 月_日 から 月_日 の間にコンクリートを打設する部分 ● 積算温度を基に定める場合 ● 図示 ●																									
● 寒中コンクリート	(6.12.2) 構造体強度補正值 ※ 6N/mm ² ●																									
● マスコンクリート	(6.2.1) (6.13.1) ● 図示 ● (6.2.1) (6.13.1~6.13.2) 適用箇所 (6.2.1) (6.13.1) ● セメントの種類 (6.13.2) ● 中熱ポルトランドセメント ● 低熱ポルトランドセメント ● 高炉セメント B 種 C ● フライアッシュセメント B 種 C ● 普通ポルトランドセメントに標準仕様書 6.13.2(b) ② の混和材を混合したもの ● 混和材料 (6.13.2) ● 混和剤 混和剤の種類 ※ JIS A 6204 に適合する AE 減水剤または高性能 AE 減水剤 ● スラブ (6.13.2) ※ 15cm ●																									
● 無筋コンクリート	(6.2.1) (6.14.1) 設計基準強度 (6.14.1) ※ 18 (N/mm ²) ● スラブ (6.14.1) ※ 15cm 又は 18cm ● 適用箇所 (6.2.1) (6.14.1) ※ 標準仕様書 6.14.1(e) による箇所 ● 図示																									
● 流注化コンクリート	(6.2.1) (6.15.1) ● 図示 適用箇所 (6.2.1) (6.15.1) ●																									
● ひび割れ誘発目地、打継目地	(6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) 目地寸法 (6.6.3) (6.8.2) (9.7.3) ● 標準仕様書 9.7.3 による ● 間隔・位置・形状 (6.8.2) ● 図示																									
● コンクリートの仕上げ	(6.2.5) (6.8.3) 部材の位置及び断面寸法の許容差の標準値 (6.2.5) ● 標準仕様書表 6.2.3 による ● 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5) (6.8.3) <table border="1"> <tr> <td>種別</td> <td>適用箇所</td> </tr> <tr> <td>● A 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● B 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● C 種</td> <td></td> </tr> </table>		種別	適用箇所	● A 種		● B 種		● C 種																	
種別	適用箇所																									
● A 種																										
● B 種																										
● C 種																										
● 打増し厚さ (打放し仕上げ階位)	(6.8.2) ● 打放し仕上げの打増し厚さ (外部に面する部分に限る) (6.8.2) ● 20mm ● 25mm ● 打放し仕上げの打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ● 10mm ● 20mm ● 25mm																									
● 型枠	(6.8.3) せき板の材料及び厚さ (6.8.3) ● 合板 (※ 12mm ●) G (但し、グリーン購入法基本方針における「合板型枠」の備考 3 の表示のある合板型枠を用いる場合に限る) 断熱材の兼用 (6.8.3) ● 行わない ● 行う MCR 工法用シート (6.8.3) ● 用いる 打増し厚さ ● 20mm ● 打増し範囲 ● 図示 ● ● 用いない スリーブの材料・規格等 (6.8.3) ※ 標準仕様書 6.8.3(i) ② (i) から (iv) による ●																									
● コンクリートの単位水量測定	(ー) 実施要領 ● 図示 (構造関係共通事項 (構造関係共通事項) 構-4 施工方法等計画書関連等コンクリートの単位水量測定) ●																									
● 耐震スリット	耐震スリットの要求性能 <table border="1"> <tr> <th>方向</th> <th>タイプ</th> <th>耐火性能</th> <th>防水性能</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>● 垂直方向</td> <td>※ 完全 (全貫通型) ●</td> <td>● 耐火型 ●</td> <td>● 有り ●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>● 水平方向</td> <td></td> <td>● 非耐火型 ●</td> <td>● 無し ●</td> <td></td> </tr> </table> 目地 <table border="1"> <tr> <th>目地</th> <th>内壁</th> <th>外壁</th> </tr> <tr> <td>目地材</td> <td>※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●</td> <td>※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●</td> </tr> <tr> <td>目地寸法 (mm)</td> <td>※ 幅 20×深さ 10 ●</td> <td>※ 幅 20×深さ 10 ●</td> </tr> </table> 目地材の材質は標準仕様書表 9.7.2 による		方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考	● 垂直方向	※ 完全 (全貫通型) ●	● 耐火型 ●	● 有り ●		● 水平方向		● 非耐火型 ●	● 無し ●		目地	内壁	外壁	目地材	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●	目地寸法 (mm)	※ 幅 20×深さ 10 ●	※ 幅 20×深さ 10 ●
方向	タイプ	耐火性能	防水性能	備考																						
● 垂直方向	※ 完全 (全貫通型) ●	● 耐火型 ●	● 有り ●																							
● 水平方向		● 非耐火型 ●	● 無し ●																							
目地	内壁	外壁																								
目地材	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●	※ シーリング材 (見え掛かり部のみ) ●																								
目地寸法 (mm)	※ 幅 20×深さ 10 ●	※ 幅 20×深さ 10 ●																								
● 止水板	形式 ● 差込式 ● 据置式 ● 壁張り式 材質・形状 ● 塩ビフラット ● 膨張ゴムシール ● 膨張ゴムシール (鉄板入り)																									

7章 鉄骨工事		施工箇所 ●図示																						
項目	特記事項																							
●鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.1)(7.1.3) ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄骨工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める()グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ●監督職員の承諾する工場(標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る)	(7.1.1)(7.1.3)																						
●施工管理技術者	●適用する ●適用しない	(7.1.3)																						
●鋼材	材質等 (7.2.1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類の記号</th> <th>適用箇所(主要な部分)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●JIS規格による</td> </tr> </tbody> </table> 有効細長比(圧縮材に限る) ●図示	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による			●JIS規格による	(7.2.1)	
種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
		●JIS規格による																						
●高力ボルト	高力ボルトの区分 (7.2.2) ・トルシア形高力ボルト セットの種類 ※2種(S10T) ・JIS形高力ボルト セットの種類 ※2種(F10T) 高力ボルトの径 (7.2.2) ●図示 ・ ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔) ・ すべり係数試験 (7.4.2) ※行わない ●行う 試験方法等 ●図示	(7.2.2)(7.3.2)(7.4.2)																						
・普通ボルト	ボルト及びナットの材料 (7.2.3) ・標準仕様書7.2.3(JIS附属書)による ・標準仕様書表7.2.3(ISO規格)による (JIS本体規格品による場合は、ボルトの種類を呼び径六角ボルト又は全ねじボルト、強度区分を4.6又は4.8の鋼製とし、ナットの種類を六角ナット-Cの鋼製とする。 なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルト径の直以下とする。) 座金 (7.2.3) ・標準仕様書7.2.3(d)による ボルトの径 (7.2.3) ・図示 ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ・図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔)	(7.2.3)(7.3.2)																						
・溶接部めっき高力ボルト	セットの種類 (7.2.2) ※1種(F8T相当) 溶接部めっき高力ボルトの径 (7.2.2) ●図示 溶接部めっき高力ボルトのめっき前の孔径 (7.3.8) ・審査(評定又は大臣認定)を受けた内容による ・ ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ・図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-1 繰端部及びボルト間隔) ・ 摩耗面の処理 (7.1.2.4) ・プラスト処理(表面粗度50µmRz以上) ・プラスト処理以外の特別な処理方法 ●図示 すべり耐力等の確認方法 ※すべり係数試験 試験方法等 ●図示	(7.2.2)(7.3.2)(7.3.8)(7.12.4)																						
・アンカーボルト	適用 (7.2.4)(7.10.3) ・構造用アンカーボルト セットの種類 (JIS B 1220) ・ABR400 ・ABR490 形状、寸法	(7.2.4)(7.3.2)(7.10.3)																						
	・図示 ・建方用アンカーボルト 種類 ・SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差やクラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書表7.2.3による 形状、寸法 ●図示 ボルトの繰端部、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ●図示																							
●溶接材料	溶接材料 (7.2.5) ・標準仕様書7.2.5(a)(b)による ・標準仕様書7.2.5(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ●図示	(7.2.5)																						
・ターンバックル	種類 (7.2.6) 建築用ターンバックル綱 ※割付式 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ねじの呼び (7.2.6) ●図示	(7.2.6)																						
・デッキプレート	材質、形状及び寸法 (6.8.3)(7.2.7) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用箇所</th> <th>材質・形状・寸法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・デッキプレート単独の構造</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・床型枠用</td> </tr> </tbody> </table> 床型枠用を使用する場合において受注者は、施工に先立ち施工の安全性を確認する事。 開口部補強要領(補強材の定着長さ等を含む) ●図示 鉄骨部材への溶接方法 (7.7.8) ●図示 耐火認定 ・有り 耐火時間 ●図示 ・無し	適用箇所	材質・形状・寸法	備考			・デッキプレート単独の構造			・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造			・床型枠用	(6.8.3)(7.2.7)(7.7.8)										
適用箇所	材質・形状・寸法	備考																						
		・デッキプレート単独の構造																						
		・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構造																						
		・床型枠用																						
・レール及びその付属品	形状及び寸法等 (7.2.8) ●図示	(7.2.8)																						
・スタッド	材質、形状及び寸法 ※鋼付スタッド JIS B 1198 種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>呼び長さ(mm)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・16</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・22</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所	・16			・19			・22			(-)										
呼び名	呼び長さ(mm)	適用箇所																						
・16																								
・19																								
・22																								
・柱底均しモルタル	モルタルの種類 (7.2.9) ・無収縮モルタル 無収縮モルタルの材料及び配合等 ※標準仕様書7.2.9(b)(1)から(4)による ・標準仕様書7.2.9(a)によるモルタル	(7.2.9)																						
●工作図	監督職員による現寸検査 (7.3.2) ●行わない ●行う 増築工事等を含め、既存建築物との取り合う箇所がある場合は現場実測の上作成を行う	(7.3.2)																						
●製作精度	※標準仕様書7.3.3及びH12 建告第1464号第二号イによる H12 建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突合合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による	(7.3.3)																						
●鉄骨の仮組	仮組を行う範囲 ●図示	(7.3.10)																						
・溶接支能者の技量付加試験	試験の要領 ●図示	(7.6.3)																						
●溶接接合	開先の形状 (7.6.4) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-2) ・ スクラップの形状 (7.6.7) ●図示(構造関係共通事項(鉄骨標準図)1-4) ・ エンドタブの切除する部分 (7.6.7) 適用箇所 ●図示 溶接部の余盛り高さ (7.6.7) ●JASS6付則6「鉄骨精度検査基準」付表3「溶接」による ・ 低応力高サイクル疲労を受ける部位 (7.6.7) ●図示	(7.6.4)(7.6.7)																						

●現場溶接の有無	●なし ●有り
●入熱、ハス間温度の溶接条件	(-) 鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ●図示 (構造増強共通事項 (鉄骨標準図) 1-4) 適用箇所 ●図示 ・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶込み溶接部
●溶接部の試験	(7.6.11) ●完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (7.6.11) ●工場溶接の場合 AOQL (%) ※4.0 ・2.5 節 ・全て 検査水準 ※第6水準 ・工事現場溶接の場合 AOQL (%) ※4.0 ・2.5 突合せ継手の良い悪い仕口のずれの検査 「突合せ継手の良い悪い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査②
●錆止め塗装	(7.8.3) 塗料の種類 (7.8.3) ・鉄鋼面の錆止め塗料 屋外 ※標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 A種 屋内 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 ()種 ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.2 ()種 ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面 (鉄骨に溶接されたものに限る) ※標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 A種 ・塗装を行う耐火被覆材の接着する面 適用箇所 ・図示 塗料の種類 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.1 ()種 ・標準仕様書 18.3.2 表 18.3.2 ()種
●耐火被覆	(7.9.2~7.9.7) 種類 (7.9.2~7.9.7) 種類 材料・工法 性能 (耐火時間) 適用箇所 (部位・部分) ・耐火材吹付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール ・耐火板張り ・繊維巻入れ耐火アルミ板 ・耐火材巻付け ・高遮熱ロックウール ・ラス張りモルタル塗り 材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする
●建方精度	(7.10.2) ※JASS6 付則6「鉄骨精度基準」付表 [工事現場] による (7.10.2)
●アンカーボルト等の設置	(7.10.3) 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 (7.10.3) ●図示 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (7.10.3) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種類 (7.10.3) ※標準仕様書表 7.10.2 (※A種 [厚さ50] ・B種 [厚さ30]) による
●軽量形鋼構造	(7.11.2) 接合部 (ボルト接合の場合) (7.11.2) ・普通ボルト接合
●溶接亜鉛めっき (主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る)	(7.12.3) (表 14.4.2) 種別等 (7.12.3) (表 14.4.2) 亜鉛めっきの種類 材料 適用部位 A種 最小板厚60mm以上の形鋼、鋼板 B種 最小板厚32mm以上、60mm未満の形鋼、鋼板 C種 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚23mm以上、32mm未満の形鋼、鋼板

8章 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事

項目	特記事項						
●補強コンクリートブロック造	(8.2.2.5) ブロックの種類						
	断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ (mm)	フェール呼び寸法 (mm)		化粧の有無	適用箇所	備考
			長さ	高さ			
	※空洞ブロック-16				※無 ・有		
	・型枠ブロック-20				※無 ・有		
					※無 ・有		
	各部の選否 ※図示						
●コンクリートブロック帳壁及び屏	(8.3.2.3) ブロックの種類						
	断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ (mm)	フェール呼び寸法 (mm)		化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
			長さ	高さ			
	・空洞ブロック-08				※無 ・有		
	・空洞ブロック-16	・120 ・150			※無 ・有		
	・空洞ブロック-20				※無 ・有		
	各部の選否 ※図示						
●ALCパネル	(8.4.2~5)						
	パネルの区分	単位重量 (N/m ²)	厚さ (mm)	長さ (mm)	耐火性能	表面加工	構法の種別
	・外壁パネル	1180 1960	・100 ・		有 (1) 時間	・平 ・意匠	・A種 ・B種
	・間仕切り壁パネル		・100 ・		・有 (1) 時間 ・無	・平 ・意匠	・C種 ・D種 ・E種
	・屋根パネル	・980	・100 ・		有 (0.5) 時間	平	F種
	・床パネル	・2350 ・3530	・100 ・		有 () 時間		
	外壁/屋根/パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合 外壁、間仕切り壁/パネルの出隅及び入隅の/パネル接合部、並びに/パネルと他部材との取合い部の 目地幅(mm) ・20 外壁、間仕切り壁/パネルの縦目地への耐火目地材の充填 ・適用する ・適用しない						
●押出成形セメント板	(8.5.2~5)						
	パネルの種類	表面形状	厚さ (mm)	幅 (mm)	工法の種別	備考	
	・外壁パネル	・F	・50 60	600	・A種 ・B種		
		・D	・50 60				
		・T	60				
	・間仕切り壁パネル	・F	・50 60	600	・B種 ・C種		
		・D	・50 60				
		・T	60				
	外壁/パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない パネルの相互の目地幅 (mm) ※長辺8、短辺15 出隅及び入隅の/パネル接合部の目地幅 (mm) ※15 やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠陥部分を考慮した強度を確認のうえ、施工計画書を提出する。						
			開口の大きさ		切断後のパネルの残り部分の幅		
			短辺	・	・図示	・	・図示

パネルに開口を設ける場合	長辺	・	・	・	・	・	・	・	・
	短辺	・	・	・	・	・	・	・	・
パネルを切り欠く場合	長辺	・	・	・	・	・	・	・	・
	短辺	・	・	・	・	・	・	・	・

9章 防水工事

項目	特記事項			
・アスファルト防水	(9.2.2~5) (表 9.2.3~9)			
	屋根架設防水 防水層の種類			
	種別	施工箇所	断熱材	立上り部の保護
	・A-1		※断熱材の厚さ0.15mm以上	・乾式 保護材
	・A-2			
	・A-3	車庫屋根防水		
	・B-1		※コンクリート 押え	
	・B-2			
	・B-3			
	・AI-1		※フラット屋根 70g/m程度	
・AI-2				
※AI-3	屋根防水			
・BI-1		(材質) ※JIS A 9521 による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き) 又は JIS A 9511 による A種押出法 [※] 又はカウム保温材の保温板3種 b (bあり)		
・BI-2				
・BI-3				
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.2.3 から表 9.2.8 による 部分接着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.2.5 から表 9.2.8 による 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm 以上 床タイル張り ※水下 60mm 以上 ・乾式保護材 業系系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレープ養生したもの。 金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。				
(品質・性能)				
分類・規格	・業系系 パネルI類 (寒冷地仕様)	・業系系 パネルII類 (一般地仕様)	・金属複合板	
寸法(mm)	厚さ(mm)			
	幅(mm)			
寸法の許容差		厚さ：+10%、-5%、幅：±1%		
出荷時の含水率		出荷時において10%以下		
曲げ強さ・曲げ変位(N・cm) (700 50cmにおける単位幅 1cmあたりの曲げ変位)	標準時	550 以上	450 以上	
	凍結融解完了時(試験サイクル数)	400 以上 (300)	320 以上 (200)	
吸水率 (%)	20 以下	20 以下	1 以下	
吸水による長さ変化率(%)	0.07 以下	0.07 以下	0.01 以下	
難燃性	不燃	不燃	表面材は不燃	
耐衝撃破断性能	曲げ強さ、曲げモーメントの乗積試験完了時の試験サイクル後、著しい割れや破壊がなく、外観上異常がないこと			
耐衝撃性能	質量500g(業系系I類)のおもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落とすとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下かつ圧入時の最大変形量4/100以下			
剛性(E×I)(スパン40cm幅30cmの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性)	-	-	80000N・cm以上	

(試験方法)
(1) 寸法の測定方法
(厚さ) 供試体の厚さから20mm以内内側の四隅を0.05mmmmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
(2) 曲げ強さは、JSA 1408「建築用ボード類の曲げ強さ試験方法」による。試験体は3号試験体とする。測定目盛では、乗積試験機(同機100、200、300サイクル完了後の各14項目目盛)で測る。(乗積機は200サイクルまでとする)
(3) 吸水率は、JSA 5430「繊維強化コンクリート」に準じて行う。
(4) 難燃性は、JSA 1321「建築用耐火材料及び防火の難燃性試験方法」に準じて行う。
(5) 吸水による長さ変化率は、試験体幅40mm×長さ160mm×厚さを調整し、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後に、JIS K 8123「置化レシム(樹脂)」に該当する置化レシム又は、JIS K 1464「工業用樹脂」に該当する置化レシムに置化レシムをテーパーに入れ、常温まで冷却する。次に、試験体の乗積機が140mmになるように乗積機を回す。その後、1/150mm以上の精度でコンパネラータを用いて乗積機の長さを測定し、それを基準(L1)とする。次に乗積機の長さを方向を変えて測定し、その上の平均値を約30mmになるように保ち、常温の水中に浸す。
24時間経過した後、試験体を水中から取り出して表面を拭き取り、再乗積機の長さ(L2)を測る。
吸水による長さ変化率(ΔL)は、次式によって求める。
$$\Delta L = (L2 - L1) / L1 \times 100$$
 ΔL：吸水による長さ変化率(%)
L1：試験体の乗積機長さ(mm) L2：吸水後の乗積機長さ(mm)

6) 耐衝撃破断試験は、JSA 5422「建築用パネル」の真中乗積機試験法によって100、200、300サイクル完了後の曲げ強さ試験機及び難燃性試験機による。乗積機は200サイクルまでとする。→20±3℃の真中で約2時間の乗積、20±3℃の真中で約1時間の乗積を約3時間毎に1サイクルとする。

7) 耐衝撃破断試験は、JSA 1408「建築用ボード類の曲げ強さ試験方法」の乗積機試験に準じて行う。試験体の乗積機は、記号S次の乗積機で行う。
試験体寸法は、4号(長さ400mm、幅300mm)とする。おもりは、W=1000又はW=500とする。金属製おもりは、最大寸法を測定する。

屋根架設防水
防水層の種類

種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水の 適用
			種類	使用量	
・D-1		/	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・
・D-2					
・D-3					
・D-4					
・DI-1		(材質) ※JIS A 9521 による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの又は JIS A 9511 によるA種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの (厚さ) ・ 25mm ・			

屋根架設防水の断熱材工法の場合、ルーフトレンドリ及び立上り部周辺の断熱材の張りしまい位置 ※図示

屋内防水
防水層の種類

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・E-1		・E-2	厨房・空燃機庫

保護層 ・設ける(※図示) ・設けない

立上りコンクリート打放し仕上げ
※標準仕様書表 6.2.4 打放し仕上げ種別のB種
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製 L=30×15×2.0mm程度
防水層の下地のモルタル塗り
・適用する (施工範囲 ※図示) ・
・適用しない
屋上排水溝 ※図示
施工要領 ※屋根防水施工完了後、監督職員指示の場所(屋内)に取付

・改質アスファルトシート防水 (9.3.2.3) (表 9.3.1~3)

種別	施工箇所	断熱材	防湿層	仕上塗料		高日射 反射率 防水の 適用
				種類	使用量	
・AS-T1		/	/	・	・	・

<ul style="list-style-type: none"> AS-T2 AS-J1 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS-T1 	<ul style="list-style-type: none"> 製造所の指定による 製造所の指定による 	<ul style="list-style-type: none"> 製造所の指定による 製造所の指定による 	<ul style="list-style-type: none"> 製造所の指定による 製造所の指定による 																																																																																										
<ul style="list-style-type: none"> AS-J1 	<ul style="list-style-type: none"> 設ける (改質) フォルト製造所の仕様による 設けない 	<ul style="list-style-type: none"> 設ける (改質) フォルト製造所の仕様による 設けない 	<ul style="list-style-type: none"> 設ける (改質) フォルト製造所の仕様による 設けない 																																																																																										
<p>改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.3.1 から表 9.3.3 による</p> <p>押え金物 ※改質アスファルト製造所の仕様による</p>																																																																																													
<p>合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2~4) (表 9.4.12)</p> <p>防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th rowspan="2">絶縁用シートの材質</th> <th rowspan="2">断熱材</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射率防水の適用</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・S-F1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F1</td> <td></td> <td></td> <td>(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (ii) による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-F2</td> <td></td> <td></td> <td>(厚さ) 25mm</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M1</td> <td></td> <td></td> <td>(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (i) による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・S-M2</td> <td></td> <td>※発砲ポリイソシアネート</td> <td>(厚さ) 25mm</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋内防水 防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="3">保護層</th> <th rowspan="2">立上り部の保護モルタル塗り厚さ</th> </tr> <tr> <th colspan="2">平場のモルタル塗り</th> <th rowspan="2">下地モルタル塗り</th> </tr> <tr> <th>塗り厚さ</th> <th>床塗り工法</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・S-C1</td> <td></td> <td>※標準仕様書 15.2.5(b) (2) 及び (3) に準ずる</td> <td>※標準仕様書 15.2.5 (c) (1) に準ずる</td> <td>※7mm 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋上防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ</p> <p>ルーフィングシートの種類及び厚さ ※標準仕様書表 9.4.1、表 9.4.2 及び表 9.4.3 による</p>				種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材	仕上塗料		高日射率防水の適用	種類	使用量	・S-F1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M3				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F1			(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (ii) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-F2			(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M1			(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (i) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	・S-M2		※発砲ポリイソシアネート	(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・	種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護モルタル塗り厚さ	平場のモルタル塗り		下地モルタル塗り	塗り厚さ	床塗り工法			・S-C1		※標準仕様書 15.2.5(b) (2) 及び (3) に準ずる	※標準仕様書 15.2.5 (c) (1) に準ずる	※7mm 以下
種別	施工箇所	絶縁用シートの材質	断熱材					仕上塗料			高日射率防水の適用																																																																																		
				種類	使用量																																																																																								
・S-F1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-F2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-M1				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-M2				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-M3				・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-F1			(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (ii) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-F2			(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-M1			(材質) ※標準仕様書 942 (c) (3) (i) による	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
・S-M2		※発砲ポリイソシアネート	(厚さ) 25mm	・製造所の指定による	・製造所の指定による	・																																																																																							
種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護モルタル塗り厚さ																																																																																								
		平場のモルタル塗り		下地モルタル塗り																																																																																									
塗り厚さ	床塗り工法																																																																																												
・S-C1		※標準仕様書 15.2.5(b) (2) 及び (3) に準ずる	※標準仕様書 15.2.5 (c) (1) に準ずる	※7mm 以下																																																																																									

<p>固定金具の材質及び寸法形状 ※厚さ 0.4mm 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの片面又は両面に樹脂を積層加工した鋼板</p> <p>PCコンクリート部材下地及びALCパネル下地で種別 S-C1 の場合の目地処理 ・行う (・図示)) ・行わない PCコンクリート部材の入隅部の増張り (種別 S-F1、S1-F1、S-C1 の場合) ・行う (・図示)) ・行わない ALCパネル下地の入隅部の増張り (種別 S-C1 の場合) ・行う (・図示)) ・行わない 機能的固定工法の場合の一般階のルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法</p>																																
<p>塗膜防水 (9.5.3) (表 9.5.12)</p> <p>防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">保護層</th> <th rowspan="2">高日射率防水の適用</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・X-1</td> <td></td> <td>・製造所の指定による</td> <td>・製造所の指定による</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>●X-2</td> <td>屋根</td> <td>●製造所の指定による</td> <td>●製造所の指定による</td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>・Y-1</td> <td>※地下外壁防水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・Y-2</td> <td>※屋内防水</td> <td></td> <td></td> <td>・適用する</td> <td>・適用しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>●2成分反応形アクリルゴム系塗膜防水工法 (アロンコート-SQ-S アロンMD クールカラー-S) 同等</p>	種別	施工箇所	仕上塗料		保護層	高日射率防水の適用	種類	使用量	・X-1		・製造所の指定による	・製造所の指定による		・	●X-2	屋根	●製造所の指定による	●製造所の指定による		●	・Y-1	※地下外壁防水					・Y-2	※屋内防水			・適用する	・適用しない
種別			施工箇所	仕上塗料			保護層	高日射率防水の適用																								
	種類	使用量																														
・X-1		・製造所の指定による	・製造所の指定による		・																											
●X-2	屋根	●製造所の指定による	●製造所の指定による		●																											
・Y-1	※地下外壁防水																															
・Y-2	※屋内防水			・適用する	・適用しない																											
<p>ケイ酸塩系塗布防水 (9.6.1.3) (表 9.6.1.2)</p> <p>防水層の種類別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※C-U1</td> <td></td> <td>・C-UP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	施工箇所	種別	施工箇所	※C-U1		・C-UP																									
種別	施工箇所	種別	施工箇所																													
※C-U1		・C-UP																														
<p>脱気装置 (9.2.3) (9.3.3) (9.5.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水種別</th> <th>種類</th> <th>設置数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D-1 D-2 D-3 D-4 D-1 D-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS-T1 AS-J1</td> <td>※汎用ルーフィング 類 製造所の仕様による</td> <td>※汎用ルーフィング 類製造所の仕様による ・ () mあたり () 個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">X-1</td> <td>・平面脱気型</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鉄鉄</td> </tr> <tr> <td>・立上がり部脱気型</td> <td>・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅</td> </tr> </tbody> </table>	防水種別	種類	設置数量	D-1 D-2 D-3 D-4 D-1 D-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS-T1 AS-J1	※汎用ルーフィング 類 製造所の仕様による	※汎用ルーフィング 類製造所の仕様による ・ () mあたり () 個	X-1	・平面脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鉄鉄	・立上がり部脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅																					
防水種別	種類	設置数量																														
D-1 D-2 D-3 D-4 D-1 D-2 AS-T3 AS-T4 AS-J2 AS-T1 AS-J1	※汎用ルーフィング 類 製造所の仕様による	※汎用ルーフィング 類製造所の仕様による ・ () mあたり () 個																														
X-1	・平面脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・ポリエチレン樹脂 ・ABS樹脂 ・ステンレス ・鉄鉄																														
	・立上がり部脱気型	・防水層の主材料の製造所の仕様による ・合成ゴム ・塩化ビニル樹脂 ・ステンレス ・銅																														
<p>シーリング (9.7.2.3) (表 9.7.1) (9.7.5)</p> <p>下表以外は、標準仕様書表 9.7.1 による。 ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは 11 章に、カーテンウォールの場合のシーリングは 17 章による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>シーリング材の種類 (記号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a) (1)~(3) による</p>	施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																														
施工箇所	シーリング材の種類 (記号)																															

<p>・ステンレスシート防水</p> <p>ステンレスシート溶接屋根工法 ステンレスシートの全ての継目をシート溶接により連続溶接し、防水層を形成する。下記以外の必要事項は、JASS8による。</p> <p>材料 ステンレスシートの材質及び表面仕上げ等は下記により、板厚は0.4mmとする。 ※JS G4305 (冷間圧延ステンレス鋼板および鋼帯) ・SUS304 ・SUS445J2 施工箇所 () 成型材の動き幅 (・450mm程度 ・280mm程度) 表面仕上げ (・No2D) ・JS G3320 (塗装ステンレス鋼板) ・SUS304 ・SUS445J2 施工箇所 () 成型材の動き幅 (・450mm程度 ・280mm程度) 固定用材料 固定吊子 材質 (※SUS304) その他の固定用金物の材質は製造所の仕様とする。</p> <p>ドレンの形式は製造所の仕様による。 下層材料(下層防湿材、下層緩衝材等)は製造所の仕様による。 断熱材を下地と防水層の間に用いる場合は、特記仕様書 19章「断熱材」による。 その他、上記以外の材料については、製造所の仕様による。</p> <p>検査・試験 ・完成後清掃を行い、漏水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認すること。 なお確認方法は、標準仕様書 1.2.2 施工計画書による品質計画で定める。 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p>	<p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 ・ ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ ・ステンレス (SUS304)</p> <p>石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※流し工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
	<p>・内装空積工法 (10.2.2) (10.4.2.3)</p> <p>受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm</p> <p>アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石材の厚さ (mm) ※有効厚さ20以上 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※6m程度ごと ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
	<p>・乾式工法 (10.2.2) (10.5.2.3) (表 10.2.4)</p> <p>石材の厚さ (mm) 外壁 ※有効厚さ30以上 内壁 ※有効厚さ25以上</p> <p>取付方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 アンカーの材質及び径 ※ステンレス(SUS304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 だまの位置 ※標準仕様書 10.5.2(b)①による ・図示 石裏面処理 ・適用する ※適用しない 裏打ち処理 ・適用する ※適用しない 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>目地 目地幅(mm) ※8以上 ・図示 シーリング材 ・適用する (※標準仕様書 9章 7節による ・図示) ・適用しない</p>

10章 石工事

項目	特記事項																																													
<p>・施工 (10.1.3.5)</p>	<p>石材の割付け ※標準仕様書 10.1.3(a) (1),(2)による ・図示 粗面仕上げの場合のみみ込み部分の仕上げ ※粗面仕上げ ・図示 屋内の床を本巻とする場合のフックスがけ ・行う (適用箇所 ※すべて) ・行わない</p>																																													
<p>・石材等 (10.2.1.3) (表 10.2.1.2)</p>	<p>天然石</p> <table border="1" data-bbox="215 1131 774 1310"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品質</th> <th>石材の種類</th> <th>形状</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床</td> <td>・1等品 ※2等品</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">※正方形に近形</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>※1等品 ・2等品</td> </tr> </tbody> </table> <p>テラソブロック</p> <table border="1" data-bbox="215 1400 774 1646"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>種石の大きさ (mm)</th> <th>形状</th> <th>仕上げ面</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※大理石 ・花こう岩</td> <td>※15~12</td> <td>・平の ・役の</td> <td>・片面 ・両面</td> <td></td> <td>・粗磨き ・水磨き ・本磨き</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>テラソタイル</p> <table border="1" data-bbox="215 1691 774 1892"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種石の種類</th> <th>種石の大きさ (mm)</th> <th>寸法による区分</th> <th>表面仕上げ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>※大理石 ・花こう岩</td> <td>※15~12</td> <td>・300型 ・400型</td> <td>・粗磨き ・水磨き ・本磨き</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>取付け用モルタル、既設合の目地モルタル、石裏面処理材、裏打ち処理材 ※石材施工業者の指定する製品 ・</p>	施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げ	備考	床	・1等品 ※2等品		※正方形に近形					※1等品 ・2等品	施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	形状	仕上げ面	寸法 (mm)	表面仕上げ	備考		※大理石 ・花こう岩	※15~12	・平の ・役の	・片面 ・両面		・粗磨き ・水磨き ・本磨き		施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考		※大理石 ・花こう岩	※15~12	・300型 ・400型	・粗磨き ・水磨き ・本磨き	
施工箇所	品質	石材の種類	形状	寸法 (mm)	厚さ (mm)	表面仕上げ	備考																																							
床	・1等品 ※2等品		※正方形に近形																																											
	※1等品 ・2等品																																													
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	形状	仕上げ面	寸法 (mm)	表面仕上げ	備考																																							
	※大理石 ・花こう岩	※15~12	・平の ・役の	・片面 ・両面		・粗磨き ・水磨き ・本磨き																																								
施工箇所	種石の種類	種石の大きさ (mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考																																									
	※大理石 ・花こう岩	※15~12	・300型 ・400型	・粗磨き ・水磨き ・本磨き																																										
<p>・外壁湿式工法 (10.2.2.3) (10.3.2.3)</p>	<p>石材の厚さ (mm) ※有効厚さ25以上 受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 ・図示</p>																																													

	<p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 ・ ドレンパイプの材質 ・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き 25~35φ ・ステンレス (SUS304)</p> <p>石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※流し工法 ・あと施工アンカー工法 ・あと施工アンカー・横筋流し工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・内装空積工法 (10.2.2) (10.4.2.3)</p>	<p>受金物 材質 ※SS400 形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ100mm ・L-75×75×6(mm)の加工 長さ150mm</p> <p>アンカーの材質及び径 ※SS400 M12 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石材の厚さ (mm) ※有効厚さ20以上 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 下地こしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法 ・あと施工アンカー工法</p> <p>目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※6m程度ごと ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・乾式工法 (10.2.2) (10.5.2.3) (表 10.2.4)</p>	<p>石材の厚さ (mm) 外壁 ※有効厚さ30以上 内壁 ※有効厚さ25以上</p> <p>取付方式 ・スライド方式 ・ロッキング方式 アンカーの材質及び径 ※ステンレス(SUS304) M10 あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 だまの位置 ※標準仕様書 10.5.2(b)①による ・図示 石裏面処理 ・適用する ※適用しない 裏打ち処理 ・適用する ※適用しない 外壁の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>目地 目地幅(mm) ※8以上 ・図示 シーリング材 ・適用する (※標準仕様書 9章 7節による ・図示) ・適用しない</p>
<p>・床及び階段の石張り (10.6.2.3)</p>	<p>石材の厚さ (mm) 床石張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 階段張りの裏面処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ・図示 シーリング材 ・適用する ・適用しない</p> <p>伸縮調整目地 位置 ※床面積 30 m²程度ごと、細長い通路の場合 6m 程度ごと及び地境材との取り合う箇所 ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書は 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・アーチ、上げ裏等の石張り (10.2.2) (10.7.1.2)</p>	<p>石材の厚さ (mm) 取付け工法 ・内装空積工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書 10.2.2(c)による 引金物、だま、かすがい及び受金物 ※標準仕様書 10.2.2(a)による ファスナー ※標準仕様書 10.2.2(b)のスライド方式に準じる 吊金物及び化粧吊りボルト ・設ける 吊金物 ※ステンレス(SUS304)径6mm長さ80mm (加工物) 吊りボルト ※ステンレス(SUS304)M10化粧ネット付き ・設けない</p> <p>あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 裏打ち処理 ・適用する ・適用しない 目地 一般目地 目地幅(mm) ※6以上 伸縮調整目地 位置 ※他の部位との取合い部 ・図示 シーリング材の目地寸法 ※標準仕様書 9.7.3(a)③による ・図示</p>
<p>・笠木、甲板等の石張り (10.2.2) (10.7.1.3)</p>	<p>石材の厚さ (mm) 取付け工法 ・外壁湿式工法 ・乾式工法 取付け金物 ※標準仕様書 10.2.2(c)による 引金物、だま、かすがい及び受金物 ※標準仕様書 10.2.2(a)による ファスナー ※標準仕様書 10.2.2(b)のスライド方式に準じる あと施工アンカーの材質及び寸法 ・図示 石裏面処理 ・適用する ・適用しない 乾式工法の場合の取付け材 ※標準仕様書 10.5.3(b)による 石裏の補強用モルタル ・適用する ・適用しない</p>

11章 タイル工事

項目	特記事項																																																																																	
・伸縮継ぎ目地及びひび割れ発露目地	位置 ※標準仕様書表 11.1.1 による ・図示 (11.1.3) (表 11.1.1)																																																																																	
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル(セラミックタイル)張り	(11.2.2.3.7) タイルの形状、寸法等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法(mm)</th> <th rowspan="2">再生材料の適用</th> <th colspan="2">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐凍害性</th> <th rowspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>施り</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☑</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験経路 ・行方 ※行わない 見本焼き ・行方 ※行わない モルタル塗りのコンクリート素地面の処理 ・MCR工法 ・目荒し工法(高圧水洗処理) ・ 壁タイル張りの工法 内装タイル ・改良積み上げ張り 外装タイル ・密着張り ・改良積み上げ張り ・改良圧着張り 内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り 既設適合モルタル モルタル下地としたタイル工事に使用する耐付かけ用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。 (品質・性能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保水率</td> <td>70.0%以上</td> </tr> <tr> <td>単位容積質量</td> <td>1.8kg/ℓ以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接着強度</td> <td>標準時</td> <td>0.6N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>温冷繰り返し後</td> <td>0.4N/mm以上</td> </tr> <tr> <td>長さ変化率</td> <td>0.2%以下</td> </tr> <tr> <td>曲がり強さ</td> <td>4.0N/mm以上</td> </tr> </tbody> </table> (試験方法) (1) 試験の調整 製業者の定める、正重量と標準練り上がり量より換算し、所定量の標準練り上げるに要する材料と練り混ぜを計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」10.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練り混ぜに留意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜを計量して用意する。 (2) 保水率の試験方法 JS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定するガラス(縦150mm、横150mm、厚さ5mm)の上にJIS P3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5Aろ紙(直径18.5cm)をのせ、その中央部に真円型リング型枠(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、(1)で練り混ぜを金で平削し詰め込む。 その後、直上リング型枠上部ガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へしみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。 保水率(%) = 50 / 平均値 × 100 (注) 50: リング型枠の内径(mm) (3) 単位容積質量の試験方法 JS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。 (4) 接着強度(標準時)の試験方法 ① 適型タイルが「モザイクタイル」の場合 (試験体作製) JS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書Bのラフ構造仕様B-1に規定する普通厚板N-300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて磨き研削した後、水湿しを行い直ちに(1)で調整した標準練り上がり量に等しく塗布する。直ちにJSA 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで単出し又はスレスレ形による幅約150mm角ユニットタイル(他の寸法約300mm×300mm)を圧着する。 その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を続け、これを養生体とする。 (試験方法) JS A6909「建築用土仕掛」の79付接着強度試験に準じて行う。試験体をタイルモルタル用タイル用として、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、コバヤシ用釘強固剤の試験用タッチメントを塗布し、引張試験機を用いて接着強度を測定する。なお、接着強度の測定箇所は、試験体の中からまんまんなく5箇所をランダムに定める(全体の0.6N/mm以上を確保していること) ② 適型タイルが「ロタイル・二掛タイル」の場合 (試験体作製) JS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」の附属書Bの規格品のラフ構造仕様B-1に規定する普通厚板N-300を下地とし、表面をサンドペーパーを用いて磨き研削した後、水湿しを行い直ちに(1)で調整した標準練り上がり量に等しく塗布する。直ちにJSA 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで単出し又はスレスレ形による幅約100mm×108mm×60mm×12mmを4枚2列、計8枚を圧着する。 その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で養生を続け、これを養生体とする。 (試験方法) 「モザイクタイル」の場合と同様に行う。 (5) 長さ変化率(温冷繰り返し)の試験方法 (試験体作製) 「モザイクタイル」及び「ロタイル・二掛タイル」とも、各々(4)接着強度(標準時)の試験方法の試験体と同様とする。 (試験方法) 「モザイクタイル」及び「ロタイル・二掛タイル」とも、各々JSA 6909「建築用土仕掛」の71.0温冷繰り返し試験に準じて行う。	形状寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分		うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考	I類	II類	施り	無	有	無	標準	特注	有	無		☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		項目	品質・性能	保水率	70.0%以上	単位容積質量	1.8kg/ℓ以上	接着強度	標準時	0.6N/mm以上	温冷繰り返し後	0.4N/mm以上	長さ変化率	0.2%以下	曲がり強さ	4.0N/mm以上
形状寸法(mm)	再生材料の適用			吸水率による区分		うわぐすり		役物		色		耐凍害性				耐滑り性	備考																																																																	
		I類	II類	施り	無	有	無	標準	特注	有	無																																																																							
	☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																						
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																						
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																																						
項目	品質・性能																																																																																	
保水率	70.0%以上																																																																																	
単位容積質量	1.8kg/ℓ以上																																																																																	
接着強度	標準時	0.6N/mm以上																																																																																
	温冷繰り返し後	0.4N/mm以上																																																																																
長さ変化率	0.2%以下																																																																																	
曲がり強さ	4.0N/mm以上																																																																																	

試験の準備は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸漬した後、直ちに20±2℃の恒温槽中で3時間恒温し、次に50±2℃の別の恒温槽中で3時間恒温し、この24時間を1サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室にて2日間養生した後、標準時の養生養生試験方法と同様に行う。(全体の0.4N/mm以上を確保していること)																																																															
(6) 長さ変化率の試験方法 JS A6203「セメント系用ポリマーモルタルの試験方法」9.9長さ変化率に準ずる。 (7) 曲がり強さの試験方法 JS A6916「建築用内装壁面タイル」の7.11曲がり強さ試験に準ずる。 試験条件: 試験室は、温度20±2℃、湿度65±10%とする。																																																															
試験経路目地材(品質・性能)																																																															
項目	品質・性能																																																														
保水率	30.0%以上																																																														
長さ変化率	0.2%以下(収縮)																																																														
吸水量	50g以下																																																														
単位容積質量	1.80kg/ℓ以上																																																														
(試験方法) (1) 試験の条件 試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いてから使用する。 (2) 試験体の調整 正重量と標準練り上がり量より、1.0~1.2%の試験体を練り上げるに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに影響水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜを計算して用意する。 練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」10.1に規定する練り混ぜ機を使用し、練り混ぜに留意した水を入れ、攪拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜを計量して用意する。 (3) 保水性(ろ紙法) JS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス(縦200mm、横200mm、厚さ5mm)の上にJIS P3801「ろ紙(化学分析用)」に規定する5Aろ紙(直径18.5cm)をのせ、その中央部に真円型リング型枠(内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm)を設置し、2)で練り混ぜた試験体を金で平削し詰め込む。その後、直上にリング型枠上部ガラス板を当てて上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。10分後にろ紙へしみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて1mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。 保水率(%) = 50 / 平均値 × 100 (注) 50: リング型枠の内径(mm) (4) 単位容積質量 (2)で練り混ぜた試験体を、JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6.3に規定する方法で求める。 (5) 長さ変化率 (2)で調整した試験体を用いてJIS A 1171の7.6長さ変化率試験に従って行う。 (6) 吸水量 (3)で調整した試験体を用いてJIS A 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」10.1に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。																																																															
・接着剤による陶磁器質タイル(セラミックタイル)張り	(11.3.2~4.7) タイルの形状、寸法等 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法(mm)</th> <th rowspan="2">再生材料の適用</th> <th colspan="2">吸水率による区分</th> <th colspan="2">うわぐすり</th> <th colspan="2">役物</th> <th colspan="2">色</th> <th colspan="2">耐滑り性</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>I類</th> <th>II類</th> <th>施り</th> <th>無</th> <th>有</th> <th>無</th> <th>標準</th> <th>特注</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>☑</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 標準的な曲がりの役物は一体成形とする 試験経路 ・行方 ※行わない 見本焼き ・行方 ※行わない 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※試験対象外 外装壁タイル接着剤張りにおける目地のシーリング材 打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ひび割れ発露目地 ※ポリウレタン系シーリング材 伸縮継ぎ目地 ※変成シリコン系シーリング材 その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 モルタル塗りをしたコンクリート素地面の処理 ・MCR工法 ・目荒し工法(高圧水洗処理)	形状寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分		うわぐすり		役物		色		耐滑り性		備考	I類	II類	施り	無	有	無	標準	特注	有	無		☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
形状寸法(mm)	再生材料の適用			吸水率による区分		うわぐすり		役物		色		耐滑り性			備考																																																
		I類	II類	施り	無	有	無	標準	特注	有	無																																																				
	☑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																				
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																				
		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																																																				

・陶磁器質 タイル（セラ ミックタイ ル）型枠先 付け	(11.4.2.3) (表 11.4.1)										
	タイルの形状、寸法等										
	施 工 箇 所	形状寸法 (mm)	再生 材料の 適用	吸水率による 区分			うわべ すり		役物		色
I類				II類	III類	施 ゆ う	無 ゆ う	有	無	種 準	
標準的な曲かりの役物は一併成形とする 誤差限り ・行つ ※行わない 見本焼き ・行つ ※行わない タイル型枠先付けの種類											
種 類		適用タイル		タイル型枠先付け面のせき板の種類別							
・タイルシート法		・小口タイル		・標準仕様書 6.8.3(b)②							
・目地継ぎ法		・二丁掛ケタイル		・金属製タイル先付け用パネル							
・棧木法		大形タイル		・							

・造作用集 材	(12.2.1)					
	ホルムアルデヒド放散量 ※※非対象外					
	・「集材材の日本農林規格」による造作用集材					
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面 の品質	間伐材の 適用		
			※1等・2等	・		
			※1等・2等	・		
			※1等・2等	・		
・「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材						
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚 さ(mm)	見付け材面 の品質	間伐材の 適用	
	化粧薄板： 芯材：			※1等・2等	・	
	化粧薄板： 芯材：			※1等・2等	・	
	化粧薄板： 芯材：			※1等・2等	・	
・「集材材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集材						
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	間伐材の 適用		
	化粧薄板： 芯材：			・		
	化粧薄板： 芯材：			・		
	化粧薄板： 芯材：			・		
・「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材						
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面 の品質	含水率	間伐材等 の適用	
				※15%以下	・	
				※15%以下	・	
				※15%以下	・	
・「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材						
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	化粧薄板の 厚さ(mm)	見付け材 面の品質	含水率	間伐材 の適用
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・
・「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集材						
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	化粧薄板の 厚さ(mm)	見付け材 面の品質	含水率	間伐材 の適用
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・
	化粧薄 板： 芯材：				※15%以下	・

12章 木工事		特 記 事 項					
・表面仕上げ (12.1.4)							
表面仕上げ の動別		適用箇所					
・A種							
※B種							
・C種							
・D種							
・製材 (12.2.1) (12.5.1) (12.6.1) (12.7.1)							
・「製材の日本農林規格」による下地用塗装材							
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材 の適用	
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・	・	
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・	・	
			※2級 ・		※A種 ・B種 ・	・	
・「製材の日本農林規格」による造作用塗装材							
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材 の適用	
見え掛り面			※上小節 ・		※A種 ・B種 ・	・	
見え掛り面 以外			※小節以上 ・		※A種 ・B種 ・	・	
・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材							
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	等級	形状	含水率	間伐材 の適用	
			※1等 ・		※10%以下 ・A種・B種	・	
			※1等 ・		※10%以下 ・A種・B種	・	
			※1等 ・		※10%以下 ・A種・B種	・	
・「製材の日本農林規格」以外の製材							
施 工 箇 所	樹 種	寸 法 (mm)	材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材 の適用
			()	・適用する	・適用する	※A種	・
・造作用単 積材 (12.2.1)							
ホルムアルデヒド放散量 ※※非対象外							
・「単板積材の日本農林規格」による造作用単板積材							
施 工 箇 所	厚 さ (mm)	表面の化粧 加工	防虫処理	間伐材 の適用			
		・有り 加工：・天然材(無加工) ・塗装加工	・適用する ・適用しない	・			
		・無し(等級：)					
		・有り 加工：・天然材(無加工) ・塗装加工	・適用する ・適用しない	・			
		・無し(等級：)					

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 施工箇所 厚さ(mm) 表面の化粧加工 含水率 防虫処理 間材等の適用					
		・有り (加工: ・天然化粧加工 ・塗装加工) ・無し ()	※14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・
		・有り (加工: ・天然化粧加工 ・塗装加工) ・無し ()	※14%以下 ・	・適用する ・適用しない	・

・床張り用合板等 (122.1) ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・ 普通合板C										
施工箇所	厚さ(mm)	表板の種類名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防火処理	間材等の適用		
	※55	・しな ・ラフン	※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・		
	・	・	・1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・		
	・	・	・1類 ・2類	・	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・		
・ 構造用合板C										
施工箇所	等級	表板の種類名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間材等の適用	
	※2級止 ・1級	※塗膜制 ・広葉樹	※1類 ・特類	※C-D以上	※12		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・	
	・2級 ・1級	・	・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・	
	・2級 ・1級	・	・1類 ・特類	・	・		・適用する ・適用しない	・適用する ・適用しない	・	
・ パーティクルボードC										
施工箇所	表裏面の状態による区分	冊子線式による区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)					
		※13タイプ	※P又はM		※15					
・ 構造用パネル										
施工箇所		等級		厚さ(mm)						
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級								
		・1級 ・2級 ・3級 ・4級								

・ 接着剤 (122.3) 接着剤は可塑剤(難燃剤の可塑剤を除く)が添加されていないものとする。 ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外	
・ 防霉・防蟻処理 (123.1.2)	
・防霉・防蟻処理が必要な構種による製材及び集成材 適用部位: () ・薬剤の加工注入による防霉・防蟻処理 適用部位	
保存処理性能区分 ・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4 ・K2 ・K3 ・K4	
・薬剤の塗布等による防霉・防蟻処理 適用部位	
処理の方法 ※ 標準仕様書 12.3.1(3)(ii)①~④ による	
・ボード原料積層材への薬剤混入による防霉・防蟻処理 適用部位 ()	

・ 長尺金属板葺 (132.3)					
施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき蓄積等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用板		※04	・心木なし瓦葺 ・立平葺 (中層ノド) ・鐵掛葺 ・横葺	
下葺材料 ※アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 (・一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ) 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない 雪止め ・設置する(施工箇所 ・図示 ・)					

・ 折板葺 (132.2) (132.3) (表 132.1)									
施工箇所	形式	山風 山比が よる区分 山高 山比	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先 面戸板	耐火性能		
	・重形 ・はげ締め 形 ・かん合形		()種	※鋼製 ・鋼合 金製	・ 06 ・ 08 ・10	・有り ・無し	※30分 ・無し		
材料 板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用板 塗膜の耐久性、めっき蓄積等の種類及び記号 () 断熱材 ・有り(種別: 厚さ(mm): 防火性能: 時間) ・無し 裏打ち材 ・有り ・無し 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない									

・ とい (135.2) (表 135.5)		
といの材種 ※配管用鋼管 ・硬質ポリ塩化ビニル管(・VP ・RF-VF-C)		
● ステンレス製 ロックウール保温筒及びフェノールフォーム保温筒のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 鋼管製といの防露巻き ※適用する(工法: ※ 標準仕様書表 135.5 による)		
ルーフドレン		
種別	施工箇所	径(mm)
・ろく屋根用 (・縦型 ・横型)		・
・バルコニー用		
・バルコニー中継用		
● ステンレス製 詳細は下記による。 ビルステン丸種 呼称50 (株)タナハウジングウェア 同 ● ステンレス製 詳細は下記による。 デカノキ角12号 (株)タナハウジングウェア 同		

14章 金属工事

項目	特記事項
● アルミの表面仕上げ (14.2.1)	種類 施工箇所(手すり、タラップ、建具以外) ※H.L 程度 ・鏡面仕上げ ●No.2B 程度

13章 屋根及びとい工事

項目	特記事項
----	------

・アルミ及びアルミ合金の表面処理	(14.2.2) (表 14.2.1)					
	種別	皮膜又は複合皮膜の種類	施工箇所 (成形板、笠木、建具以外)			
・A-1種	※AA15					
・A-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※AA15					
・B-1種	※B	・A2				
・B-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※B	・A2				
・C-1種	※AA6					
・C-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト)	※AA6					
・D種						
陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・三次電解着色 (色合等は、監督職員の指示による)						
・鉄鋼の亜鉛めっき	(14.2.3) (表 14.2.2)					
表面処理方法	種別	施工箇所 (手すり、タラップ以外)				
・溶融亜鉛めっき	・A種					
	・B種					
	※C種					
・電気亜鉛めっき	・D種					
	・E種					
	・F種					
・軽量鉄骨天井下地	(14.4.2~4) (表 14.4.1)					
野縁等の種類 屋外 ※25型・19型 屋内 ※19型・25型 屋外の軒天井、ヒロテイト天井等 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない 野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔 ※図示 周辺部の端からの間隔 ※図示 野縁の間隔 ※図示 吊りボルトの間隔が900mmを超える場合 補強方法 ※図示 天井のふところ高が1.5m以上3.0m以下の場合 補強方法 ※標準仕様書 14.4.4(h)(1)~(2)による ・図示 天井のふところ高が3.0mを超える場合 補強方法 ※図示 天井下地材における耐震性を考慮した補強 補強箇所 ※図示 補強方法 ※図示 断熱インサート ※使用する (内断熱を施した面)						
・軽量鉄骨壁下地	(14.5.3) (表 14.5.1)					
スタッド、ランナーの種類 ※標準仕様書表 14.5.1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ・図示 スタッドの高さが5.0mを超える場合 ※図示						
・金属成板張り	(14.6.2.3) (表 14.2.1)					
種別	製法	形状	板幅 (mm)	板厚 (mm)	表面処理	
					種別	皮膜等の種類
・アルミ	※押し出し・ロール	バッド リハ形	100	10	・B-1種	※B
					・B-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト) (※標準色・特注色)	※B
	・C-1種	※AA6				
	・C-2種 (・アルミ・アルマイト系・アルマイト) (※標準色・特注色)	※AA6				
・	・	・	・	・		
・	・	・	・	・		
取付け用下地 ※標準仕様書 14.4 による ・図示 伸縮継ぎ手 ・設ける (施工箇所 ※図示) ※設けない						
・アルミ製笠木	(14.7.2.3) (表 14.2.1) (厚 14.7.1)					
種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・100形 ・400形 (押出 板厚 2.5mm) 表面処理 種別 () 種 皮膜等の種類 (※標準仕様書表 14.2.1 による) 着色 (・アンバー ・フロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 特注色の色合等については、監督職員の指示による。 笠木の固定金具の工法等 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法 ※適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (※1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法) ・適用しない						
・手すり及びタラップ	(14.8.2.3)					
手すり	・ステンレス製 SUS304 (表面処理 ※L 程度 ・No.2B 程度) ・鋼製 (表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種)					
	タラップ ・ステンレス製 SUS304 (表面処理 ※研磨なし) ・鋼製 (表面処理 ※溶融亜鉛めっきC種)					

15章 左官工事

項目	特記事項		
・モルタル塗り	(15.2.2.5)		
既製目地材 ・設ける 施工箇所 () 形状 (※図示) ・設けない 床の目地 ・設ける (工法※押し目地) ・設けない 外装タイル張り下地の下地モルタルの接着力試験 ・適用する ・適用しない			
・防水剤 (品質・性能)	項目 品質・性能		
防水剤の種類	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤		
混合割合	セメント重量の5%以下		
凝結及び安定性	(凝結) JIS R 5201 「セメントの物置試験方法」の8の規定によって行う。 凝結時間 始発: 1時間以上 終結: 10時間以内 (安定性) JIS R 5201 「セメントの物置試験方法」の9の規定によって行い、収縮性、膨脹性のひび割れ及びひびくりについて確認する。		
曲げ及び圧縮強度比	JIS A 1404 に規定する、JIS R 5201 の10の規定によって行う。 曲げ強度比及び圧縮強度比 70%以上		
吸水比	JIS A 1404 に規定によって行う。 吸水比 95%以下		
透水性	JIS A 1404 に規定によって行う。 透水性 80%以下 ただし、透水性試験における水圧は、3.0×10 ⁵ Pa とし1時間行う		
●床コンクリート直打ち仕上げ	(6.2.5) (15.3.2)		
下表以外を基準仕様書 15.3.2 による			
	施工箇所	平たんさ(mm)	備考
	フリーアクセフロア (支柱埋込式) 鞆理	1mにつき10以下	
	フリーアクセフロア (溝敷法) 鞆理	3mにつき7以下	
・セルフレベリング材塗り	(15.4.2) (表 15.4.1)		
・せっこう系 ・セメント系			
●仕上塗材仕上げ	(15.5.2)		
建物内装に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外			
仕上塗材の種類			
種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装塗材S	・	・砂壁状
	・可とう形外装塗材S	・	・ゆず肌状 (吹付け ・ローラー塗り)
	・外装塗材E	・	・さざ波状
	・可とう形外装塗材E	・	・平たん状
	・防水外装塗材E	・	・凹凸状 (吹付け ・こて塗り)
	・外装塗材S	・	・着色骨材砂壁状 (吹付け ・こて塗り)
	・内装塗材C	・	・砂壁状じゅうらく
	・内装塗材I	・	・京壁状じゅうらく
	・内装塗材E	・	・
	・内装塗材W	・	・
・厚付け仕上塗材	・外装塗材C	・	・吹散し ・凸凹処理 ・平たん状
	・外装塗材S	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし
	・外装塗材E	・	・
	・内装塗材C	・	・吹散し ・適用する ・適用しない
	・内装塗材I	・	・上塗材 ・適用する ・適用しない
	・内装塗材G	・	・
	・内装塗材S	・	・
	・内装塗材E	・	・
	・	・	・
	・	・	・
●複層仕上塗材	・複層塗材CE	・	●ゆず肌状 ・凸凹処理 ・凹凸状
	・可とう形複層塗材CE	・	・
	・複層塗材S	・	・
	・複層塗材E	・	・
	・複層塗材FE	・	・
	・防水複層塗材CE	・	・
	●防水複層塗材E	●	・
	・防水複層塗材FE	・	・
	・防水複層塗材FS	・	・
	・	・	・
・軽量骨材仕上塗材	・吹付け塗材	・	・砂壁状
	・こて塗り塗材	・	・平たん状
・透湿弾性複層塗材	・	・	・ゆず肌 ・凸凹処理 ・凹凸状
	・	・	・

	<p>●防水層塗材は下記による。 ハイラパーウォール 神東塗料(株)同等 下地処理塗材 ※C-2 ・C-1 ・CM-2 シーリング目地部塗装 ※しない ●する</p>													
・ALCパネルの場合の下地処理	内壁目地部の形状 ※V形目地付き	(155.4)												
・マスチック塗材塗り	種別 ・A種 ・B種 (仕上材塗りEP-G ※B種 ・A種)	(156.2)												
・ロックウール吹付け	ロックウールのホルムアルデヒド放散量 ※結露対象外 ・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※結露対象外 ・ 吹付け厚さ(mm) ※図示 ・25	(158.2.3)												
16章 建具工事														
項目	特記事項													
・防火戸	※建具表による													
●見本の製作等	<p>建具見本の製作 ・行う (建具符号:) ・行わない ● 建具見本の程度 ・工事に使用するものとして、あらかじめ製作する ・納まり等が分かる程度のもの 特殊な建具の仮組 ・行う (建具符号:) ・行わない ●</p>	(161.4)												
●防犯建物部品	<p>・適用する (※建具表による) ●適用しない</p>													
・アルミニウム製建具	<p>性能等級 (162.2.4.5) (表 14.2.1) 外側に面する建具 ・A種 (建具符号: ※建具表による) ・B種 (建具符号: ※建具表による) ・C種 (建具符号: ※建具表による) 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 断熱ドアセット C ・適用する 断熱性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 断熱サッシ C ・適用する 断熱性の等級 (H-3 総線型) (建具符号: ・建具表による ・外側に面する建具) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 枠の見込み寸法 ※建具表による 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力 (※1 ・1.15 ・1.3) 倍に対して構造耐力上安全であること。 表面処理 外側に面する建具 ・B-1種 ・B-2種 ・ 皮膜等の種類 (※標準仕様書表 14.2.1による) 着色 (・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 使用環境分類 ※Ⅲ ・Ⅱ 使用気候分類は、「軽金属製品協会規格 ビル用アルミニウム建具の環境別表面処理基準」による分類を示す。 屋内の建具 ※C-1種 ・C-2種 ・ 皮膜等の種類 (※標準仕様書表 14.2.1による) 着色 (・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) (※標準色 ・特注色) 結露水の処理方法 ※図示 ・ 水切り板、ぜん板 ※図示 ・ 特注色の色合等については、監修職員の指示による。</p>	(162.2.4.5) (表 14.2.1)												
・網戸等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材種</th> <th>線径</th> <th>網目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・防虫網</td> <td>・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製</td> <td>※0.25mm以上</td> <td>※16~18メッシュ</td> </tr> <tr> <td>・防鳥網</td> <td>ステンレス(SUS304)線材</td> <td>1.5mm</td> <td>網目寸法 15mm</td> </tr> </tbody> </table>	種類	材種	線径	網目	・防虫網	・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上	※16~18メッシュ	・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法 15mm	(162.3)
種類	材種	線径	網目											
・防虫網	・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上	※16~18メッシュ											
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法 15mm											
・樹脂製建具	<p>性能等級 (162.5) (163.2~5) 外側に面する建具 ・A種 (建具符号: ・建具表による) ・B種 (建具符号: ・建具表による) ・C種 (建具符号: ・建具表による) 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 (・T-1 ・T-2) (建具符号: ・建具表による) ・適用しない</p>	(162.5) (163.2~5)												
	<p>断熱ドアセット・断熱サッシ C ・適用する 断熱性の等級 (・H-4 ・H-5 ・H-6) (建具符号: ・建具表による) ・適用しない 枠の見込み寸法 ※建具表による</p> <p>耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力 (※1 ・1.15 ・1.3) 倍に対して構造耐力上安全であること。 表面色 ※標準色 ・特注色 特注色の色合等については、監修職員の指示による。 水切り板、ぜん板 ※図示 ・ ガラス ※図示 ・</p>													
・鋼製建具	<p>性能等級 (162.2) (164.2~4) (表 16.4.2) 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 外側に面する建具の耐風圧性 ※S-4 (建具符号: ※建具表による) ・S-5 (建具符号: ※建具表による) ・S-6 (建具符号: ※建具表による) 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ C ・適用する 断熱性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力 (※1 ・1.15 ・1.3) 倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th> <th>めっき付着量</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※JSG3302 (溶融めっき鋼板)</td> <td>※Z12又はF12</td> <td>※標準仕様書表 16.4.2による</td> </tr> <tr> <td>・JSG3317 (溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)</td> <td>※Y08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	材料	めっき付着量	厚さ	※JSG3302 (溶融めっき鋼板)	※Z12又はF12	※標準仕様書表 16.4.2による	・JSG3317 (溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Y08		(162.2) (164.2~4) (表 16.4.2)			
材料	めっき付着量	厚さ												
※JSG3302 (溶融めっき鋼板)	※Z12又はF12	※標準仕様書表 16.4.2による												
・JSG3317 (溶融めっき5%アルミニウム合金めっき鋼板)	※Y08													
・鋼製軽量建具	<p>性能等級 (162.2) (165.2~4) 簡易気密型ドアセット ・適用する (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ C ・適用する 断熱性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 鋼板 ※亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板の厚さ ※標準仕様書表 16.5.1による ・ 召合せ、縦小口包み板の材質 ・鋼板 ※ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出形材</p>	(162.2) (165.2~4)												
●ステンレス製建具	<p>性能等級 (162.2) (164.2) (166.2~4) 簡易気密型ドアセット ●適用する (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 外側に面する建具の耐風圧性 ※S-4 (建具符号: ※建具表による) ・S-5 (建具符号: ※建具表による) ・S-6 (建具符号: ※建具表による) 防音ドアセット・防音サッシ ・適用する 遮音性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 断熱ドアセット・断熱サッシ C ・適用する 断熱性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 耐震ドアセット ・適用する 面内変形残留性の等級 () (建具符号: ※建具表による) ・適用しない 耐風圧性能 建築基準法施行令第82条の4に規定される風圧力 (※1 ・1.15 ・1.3) 倍に対して構造耐力上安全であること。 鋼板 (屋外) ※SUS430JL、SUS443J1、SUS304 ●SUS316 鋼板 (屋内) ※SUS430、SUS430JL、SUS443J1、SUS304 ●SUS316 表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ●No.2B ステンレス鋼板の曲加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ ●止水性能 水位2mの漏水量 (基礎報告書) 1.5リットル以下相当 (漏水面積1m²1時間当たり)</p>	(162.2) (164.2) (166.2~4)												

・木製建具 (16.7.2~4) 建具材の加工、組立時の含水率 ※日種 建物内側の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※検収対象外 ・フラッシュ戸 表面材の合板の種類	合板の種類 ・普通合板 C 表面の糊種 生地、透明塗料塗り (※カ)合板程度 () 不透明塗料塗り (※シ)合板程度 () 板面の品質 () 接着の程度 (・1 類 ・2 類)	備考	
	・天然木 化粧合板 C 糊種名 () 接着の程度 (・1 類 ・2 類)		
	・特殊加工 化粧合板 C 化粧加工の方法 (・オパール・アクリル・塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・1 類 ・2 類)		
	表面板の厚さ ※表 16.7.6 による ・かまち戸 かまち糊種 () 鏡板糊種 () 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ふすま 張りの種別 (・I 型 ・II 型) 上張り (押入等の裏側以外) ・鳥の子 ※新鳥の子又はビニル紙程度 縁仕上げ ・塗り縁 (素地) ・生地縁 (ウレタンクリヤー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・戸ふすま 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による 枠、くつずりの材料 ・建具表による ※図示		
●建具用金物 (16.8.2.3)表 16.8.1) 金物の種類・見え掛り部の材質等 ※標準仕様書表 16.8.1 及び適用は建具表による 糊種塗装建具に使用する丁番 ※標準仕様書表 16.8.3 による 握り玉、レバーハンドル、押板、クレセントの取付位置 ●建具表による ●錠前類 【シリンダ錠及びシリンダ本締まり錠】 (品質) テッドボルトの出寸法は 17mm 以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グラントマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。 (性能)	1) (シリンダ錠のみ) ラッチボルトの開閉繰り返し試験 (40 万回) を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の 2 倍未満であり、動作に支障がない。 2) キーによるテッドボルトの開閉繰り返し試験 (10 万回) を行った後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、試験前動作に支障がない。(シリンダ本締まり錠のみ) シリンダ単体の開閉繰り返し試験の試片は、シリンダだけの回転トルクが 10N・cm 以下とする。 3) キーによる錠前機構の開閉繰り返し試験 (10 万回) を行った後、試験前の回転トルクの 2 倍未満であり、試験前動作に支障がない。 4) キーの抜き差し繰り返しの繰り返し試験 (10 万回) を行った後、キーの抜き差しに要する荷重は 10 N 以下である。また、未使用の場合錠がシリンダが回転でき、かつ、1箇所 1 段差、抜込みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。(キーに加えるトルクは、150N・cm とする) 1) テッドボルトの押込み強度試験 (10 KN) を行った後、荷重を除いたときのテッドボルトの出寸法は 8 mm 以上であること。 2) テッドボルトの側圧強度試験 (10 KN) を行った後、加圧板がテッドボルトを通過しない。 3) テッドボルトの押込み強度 (衝撃荷重) 試験 (58.8 J) の衝撃荷重を加えたとき、錠前状態 (テッドボルトの突出量) が 8 mm 未満にならないこと。 4) テッドボルトの側圧強度 (衝撃荷重) 試験 (58.5 J) の衝撃荷重を加えたとき、錠前状態 (加圧板がテッドボルトを通過した状態) にならないこと。 5) (シリンダ本締まり錠がグレード 3 以上の密閉錠の場合) ストライクプレートの厚さ 1.5 mm 以上のステンレス鋼製とし、トロコクは厚さ 1.6 mm 以上の鋼製の一体絞りとす。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。	1) ラッチボルトの側圧強度試験 (4 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。 2) レバーハンドルのねじり強度試験 (3.5 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。	

3) 握り玉のねじり強度試験 (3 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、錠前時握り玉が固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。 4) ハンドルの引張り強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。 5) ハンドルの垂直荷重強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がない。																																																																																																		
錠 1) かぎ (錠) 数は、1.5 万以上とする。ただし、異なるキーウェイトであっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ (錠) 違い数とみなさないものとする。 2) 同一タンブラーの使用数は、60 % 以下とする。また、6 本タンブラーにおいては、キーの同一穴のみは、最大 2 連続までとしていること。 試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物一錠一第一部：試験方法) による。																																																																																																		
【レバーハンドル】 (性能)																																																																																																		
ねじり強度 レバーハンドルのねじり強度試験 (3.5 KN・cm) を行った後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。																																																																																																		
引張り強度 ハンドルの引張り強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。																																																																																																		
垂直荷重強度 ハンドルの垂直荷重強度試験 (2 KN) を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、錠前時ハンドルが固定される錠は、錠前状態が維持され、かつ、錠前動作に支障がないこと。 試験方法は、JIS A 1541-1 (建築金物一錠一第一部：試験方法) による。																																																																																																		
●クロサ類 (品質・性能)																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>① ドアクロサ</th> <th>② ヒンジクロサ</th> <th>③ フロアヒンジ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">性能試験項目</td> <td>閉じ力及び初速度による区分 (注1)</td> <td>Grade 2 番手 1</td> <td>閉じ力 (N・m) 5 以上</td> <td>効率 (%) 30 以上</td> <td>閉じ力 (N・m) 5 以上</td> <td>効率 (%) 30 以上</td> <td>閉じ力 (N・m) 5 以上</td> <td>効率 (%) 30 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(注2)</td> <td>2</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> <td>10 以上</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> <td>15 以上</td> <td>35 以上</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> <td>25 以上</td> <td>40 以上</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> <td>35 以上</td> <td>45 以上</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> <td>45 以上</td> </tr> <tr> <td>閉じ速度 (秒)</td> <td colspan="8">常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。</td> </tr> <tr> <td>温度依存性 (℃)</td> <td colspan="8">縦向きに石油製品は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期値</td> <td>ストップ入力</td> <td colspan="2">ストップ入力 60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下</td> <td colspan="2">ストップ入力 100 N・m 以下</td> <td colspan="2">ストップ入力 100 N・m 以下</td> </tr> <tr> <td>ストップ解除力</td> <td colspan="2">ストップ解除力 8 N・m 以上</td> <td colspan="2">ストップ解除力 3 N・m 以上</td> <td colspan="2">ストップ解除力 10 N・m 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">性能</td> <td>バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)</td> <td colspan="2">バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。</td> <td colspan="2">バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。</td> <td colspan="2">バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。</td> </tr> <tr> <td>ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))</td> <td colspan="2">ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。</td> <td colspan="2">ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。</td> <td colspan="2">ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。</td> </tr> </tbody> </table>	区分		① ドアクロサ	② ヒンジクロサ	③ フロアヒンジ	性能試験項目	閉じ力及び初速度による区分 (注1)	Grade 2 番手 1	閉じ力 (N・m) 5 以上	効率 (%) 30 以上	閉じ力 (N・m) 5 以上	効率 (%) 30 以上	閉じ力 (N・m) 5 以上	効率 (%) 30 以上	(注2)	2	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上	10 以上	30 以上	3	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上	15 以上	35 以上	4	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上	25 以上	40 以上	5	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	35 以上	45 以上	6	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	閉じ速度 (秒)	常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。								温度依存性 (℃)	縦向きに石油製品は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。								初期値	ストップ入力	ストップ入力 60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下		ストップ入力 100 N・m 以下		ストップ入力 100 N・m 以下		ストップ解除力	ストップ解除力 8 N・m 以上		ストップ解除力 3 N・m 以上		ストップ解除力 10 N・m 以上		性能	バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)	バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))	ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。	
区分		① ドアクロサ	② ヒンジクロサ	③ フロアヒンジ																																																																																														
性能試験項目	閉じ力及び初速度による区分 (注1)	Grade 2 番手 1	閉じ力 (N・m) 5 以上	効率 (%) 30 以上	閉じ力 (N・m) 5 以上		効率 (%) 30 以上	閉じ力 (N・m) 5 以上	効率 (%) 30 以上																																																																																									
	(注2)	2	10 以上	30 以上	10 以上		30 以上	10 以上	30 以上																																																																																									
		3	15 以上	35 以上	15 以上		35 以上	15 以上	35 以上																																																																																									
		4	25 以上	40 以上	25 以上		40 以上	25 以上	40 以上																																																																																									
		5	35 以上	45 以上	35 以上		45 以上	35 以上	45 以上																																																																																									
		6	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上	45 以上																																																																																										
	閉じ速度 (秒)	常温 (5~35℃) 無油状態において、開閉 (70°) から全閉 (0°) までの時間を 5~8 秒に調整できること。																																																																																																
温度依存性 (℃)	縦向きに石油製品は、JIS K 2269 (原油及び石油製品の流動点並びに石油製品貯蔵点試験方法) により測定し、-15℃ 以下であること。																																																																																																	
初期値	ストップ入力	ストップ入力 60 N・m 以下 但し、カナル型は 200 N・m 以下		ストップ入力 100 N・m 以下		ストップ入力 100 N・m 以下																																																																																												
	ストップ解除力	ストップ解除力 8 N・m 以上		ストップ解除力 3 N・m 以上		ストップ解除力 10 N・m 以上																																																																																												
性能	バックチェック性能 (秒) (バックチェック機能を有する機種のみ適用)	バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。		バックチェック性能 (秒) ドア開閉方向に荷重 60 N/m ² を開閉 50° から負荷する。 バックチェック開始角度 (70~85°) から更に 20° まで閉く間の時間が 0.8 秒以上としていること。																																																																																												
	ディレードアクション性能 (秒) (ディレードアクション解除角度 (60~75°) (ディレードアクション機能を有する機種のみ適用))	ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		ディレードアクション性能 (秒) 開閉 90° の位置からディレードアクション解除角度までの時間が 10 秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。																																																																																												

	<table border="1"> <tr> <td>戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>±3 mm以内</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)</td> <td>Grade 2</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の効率 (%)</td> <td>Grade 2</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)</td> <td></td> <td colspan="3">耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)</td> <td></td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)</td> <td></td> <td>耐久試験後も上記初期値を満足していること。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>繰返し開閉後の戸閉鎖位置 (mm)</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>耐久試験後も±6 mm以内</td> </tr> <tr> <td>耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)</td> <td>Grade 2</td> <td>20万回</td> <td>10万回</td> <td>30万回</td> </tr> </table> <p>注1 バリ取りが、右記の閉じ時刻の70%程度までとする。 注2 カット 型は右記の閉じ時刻の50%程度までとする。 Grade1 を選定する場合は、図示による。</p> <p>(試験方法)</p> <p>1) 性能試験は、JIS A 1510-3 (建築用ドア金物の試験方法-第3部:フロアヒンジ、ドアクローサ及びヒンジクローサ) に規定する試験方法による。 2) 試験ドアの質量は、1番手は25 kg、2番手は40 kg、3番手は60 kg、4番手は80 kg、5番手は100 kg、6番手は120 kgとする。</p>	戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)		-	-	±3 mm以内	繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	繰返し開閉後の効率 (%)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。			繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-	繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-	繰返し開閉後の戸閉鎖位置 (mm)		-	-	耐久試験後も±6 mm以内	耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)	Grade 2	20万回	10万回	30万回	<p>とき、確実に作動すること。 注) 取り付け位置などにより、上記より良い場合は、当該センサーに適した方法の試験を行い、確実に作動することを確認する。 <試験条件> (1) 無目付センサー又は天井付センサーの検出体及び検出範囲は、JIS A 1551の76による。 (2) 熱線スイッチ…被検出体表面温度、33±2°Cとし、周辺温度は、被検出体表面温度より5°C±2°C低い値とする。 (3) 超音波スイッチ…温度-10°C、湿度75%、風速10m/secとする。 (4) 試験室の状態は、JIS Z 8703「試験場所の標準状態」の常温、常湿による。 (3) 耐放射ノイズ 放射無線電波電磁界イミュニティ試験とする。(ただし、電界強度は一定とする。)</p> <p>・自閉式上吊り引戸装置 (16.10.3)</p> <p>性能 ※標準仕様書表 16.10.1 による (試験方法) (1) 耐久性 (開閉繰り返し) 試験 閉じ、開き、閉じ、開きを繰り返す。試験体の目録装置及び制御装置のみにより戸を開閉位置から閉鎖位置までの動作を確認できる試験を行う。 同様に、開き、閉じ、開き、閉じ、開き、閉じを繰り返す。開口法有効高さ2000mm、幅最大とする。 適手幅質量の区分ごとに試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回の動作確認を行うものとする。また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久試験結果に基づいて2万回以上の耐久試験を確認することで、試験できるものとする。 (2) 耐衝撃試験 落下高さ17mmにて、ドアの中央部にドアが閉じる方向に衝撃を与える。耐衝撃試験に用いる試験体の引戸、開口法有効高さ2000mm、幅900mmとする。適手幅質量の区分ごとに試験を行う。 (3) 気密試験 JIS A 1516 気密の試験方法による。</p> <p>・重量シャッター (16.11.2.3)</p> <p>シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度 () N/m² ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度 () N/m² ・屋内用防火シャッター ・防護シャッター 開閉構造による種類 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき鋼板) ・JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・</p> <p>・軽量シャッター (16.12.2~4)</p> <p>開閉形式 ※手動式 ・上部電動式 (手動併用) 耐風圧強度 () N/m² スラットの材質 ※JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき鋼板) めっき付着量 (※Z06又はF06) ・JIS G 3322 (塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板) めっき付着量 (※AZ90) 塗装 ※標準色 ・特注色 (特注色の色合等については、監督職員の指示による) スラットの形状 ・インターロック形状 ・オーバーラッピング形状</p> <p>・オーバーヘッドドア (表 14.2.1) (16.13.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>セクション材料による区分</th> <th>耐風圧区分Pa)</th> <th>開閉方式による区分</th> <th>収納形式による区分</th> <th>ガイドレールの材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ</td> <td>・125 ・100 ・75 ・50</td> <td>※バンス式 ・チェーン式 ・電動式</td> <td>・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形</td> <td>※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板</td> </tr> </tbody> </table> <p>アルミニウム材の表面処理 ※B-2種 (・標準色 ・特注色) セクション材 ※標準色 ・特注色 特注色の色合等については、監督職員の指示による。 吹き込み防止 ※サイドシール (3方)</p> <p>・ガラス (9.7) (16.14.2~4) (表 16.14.1)</p> <p>・合わせガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>構成種類</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロート合わせガラス</td> <td>・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス</td> <td>・I類</td> </tr> <tr> <td>・網入り合わせガラス</td> <td>・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス</td> <td>・II-1類 ・II-2類 ・III類</td> </tr> </tbody> </table> <p>・強化ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料ガラスの種類</th> <th>種類</th> <th>性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・フロートガラス</td> <td>・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス</td> <td>・I類 ・III類</td> </tr> <tr> <td>・型板ガラス</td> <td>・型板強化ガラス</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・熱線吸収板ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>性能</th> <th>色調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス</td> <td>・1種 ・2種</td> <td>・ブルー ・グレー ・ブロンズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>・複層ガラス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>断熱性、日射熱低減性による区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・断熱複層ガラス</td> <td>・1種 ・2種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>U1 U2</td> </tr> </tbody> </table>	セクション材料による区分	耐風圧区分Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質	※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バンス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板	品種	構成種類	性能	・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス	・I類	・網入り合わせガラス	・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス	・II-1類 ・II-2類 ・III類	材料ガラスの種類	種類	性能	・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・I類 ・III類	・型板ガラス	・型板強化ガラス		品種	性能	色調	・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス	・1種 ・2種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ	品種	断熱性、日射熱低減性による区分	・断熱複層ガラス	・1種 ・2種		U1 U2
戸の開閉位置 (中心吊り込み面自由のみに適用)		-	-	±3 mm以内																																																																														
繰返し開閉後の閉じ時刻 (N・m)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																														
繰返し開閉後の効率 (%)	Grade 2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。	耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																														
繰返し開閉後の閉じ速度 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。																																																																																
繰返し開閉後のバックチェック性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-																																																																														
繰返し開閉後のディレードアクション性能 (秒)		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	-	-																																																																														
繰返し開閉後の戸閉鎖位置 (mm)		-	-	耐久試験後も±6 mm以内																																																																														
耐久性の試験回数 (繰返し開閉回数)	Grade 2	20万回	10万回	30万回																																																																														
セクション材料による区分	耐風圧区分Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質																																																																														
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バンス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・パーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板																																																																														
品種	構成種類	性能																																																																																
・フロート合わせガラス	・フロート板合わせガラス ・熱線吸収フロート板合わせガラス	・I類																																																																																
・網入り合わせガラス	・網入り板、フロート板合わせガラス ・網入り板、熱線吸収板合わせガラス	・II-1類 ・II-2類 ・III類																																																																																
材料ガラスの種類	種類	性能																																																																																
・フロートガラス	・フロート強化ガラス ・熱線吸収強化ガラス	・I類 ・III類																																																																																
・型板ガラス	・型板強化ガラス																																																																																	
品種	性能	色調																																																																																
・熱線吸収フロート板ガラス ・熱線吸収網入り板ガラス	・1種 ・2種	・ブルー ・グレー ・ブロンズ																																																																																
品種	断熱性、日射熱低減性による区分																																																																																	
・断熱複層ガラス	・1種 ・2種																																																																																	
	U1 U2																																																																																	
<p>●鍵 (16.8.4)</p> <p>マスターキー ●製作する ・製作しない その他の鍵 ※各室3本1組 ・ 鍵箱 ※有り (本用 個) ・無し</p>																																																																																		
<p>・自動ドア開閉装置 (16.9.2.3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自動ドア</th> <th>性能</th> <th>防錆</th> <th>センサーの種類</th> <th>凍結防止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2</td> <td>※標準仕様書表 16.9.1 による</td> <td></td> <td>・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ</td> <td>・※行う (適用箇所は建具による) ・行わない</td> </tr> <tr> <td>・SMD-1 ・SMD-2</td> <td>※標準仕様書表 16.9.2 による</td> <td>・適用する ・適用しない</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(品質・性能) 駆動装置・制御装置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作動電圧</td> <td>定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない</td> </tr> <tr> <td>適用使用周囲温度 (°C)</td> <td>-10°C~40°C</td> </tr> <tr> <td>電動機の焼損防止措置</td> <td>電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>検出装置 (本体センサー、補助センサー)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作動電圧範囲</td> <td>定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出力接点容量</td> <td>有接点</td> <td>無接点</td> </tr> <tr> <td>AC</td> <td>0.3A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>DC 50V 0.1A 以上 (抵抗負荷)</td> </tr> <tr> <td>DC 30V</td> <td>0.3A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>DC 50V</td> <td>0.1A 以上 (抵抗負荷)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>応答時間 (秒)</td> <td>0.3 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>検出範囲</td> <td>試験により確実に作動すること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用使用周囲温度 (°C)</td> <td>-10°C~40°C</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(試験方法) (1) 応答時間 0.3m/sec の早さで移動している標準被検体が検出範囲に入ってから、ON 信号を出力するまでの時間を測定する。 (2) 検出範囲 a. ゴムマットスイッチは、直径100mmの鋼製円柱 (質量10kg) を不感部を除く全面に静かに置いたとき、確実に作動すること。 b. 上部取り付け形状の動体検出形は、0.15m/sec の速度で、検出範囲に近づけたとき確実に作動すること。 c. 上部取り付け形状の静止体検出形は、0.05m/sec の速度で、検出範囲に近づけた</p>	自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止	・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2	※標準仕様書表 16.9.1 による		・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ	・※行う (適用箇所は建具による) ・行わない	・SMD-1 ・SMD-2	※標準仕様書表 16.9.2 による	・適用する ・適用しない			・図示					項目	品質・性能	作動電圧	定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない	適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C	電動機の焼損防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置	項目	品質・性能	作動電圧範囲	定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。	出力接点容量	有接点	無接点	AC	0.3A 以上 (抵抗負荷)	DC 50V 0.1A 以上 (抵抗負荷)	DC 30V	0.3A 以上 (抵抗負荷)	-	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)	-	応答時間 (秒)	0.3 以下		検出範囲	試験により確実に作動すること。		適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																														
自動ドア	性能	防錆	センサーの種類	凍結防止																																																																														
・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSDL-1 ・DSDL-2	※標準仕様書表 16.9.1 による		・マットスイッチ ※分離 (反動) スwitch ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・光電スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイスイッチ	・※行う (適用箇所は建具による) ・行わない																																																																														
・SMD-1 ・SMD-2	※標準仕様書表 16.9.2 による	・適用する ・適用しない																																																																																
・図示																																																																																		
項目	品質・性能																																																																																	
作動電圧	定格電圧に対し90%~110%の電圧で作動に異常がない																																																																																	
適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																																																																																	
電動機の焼損防止措置	電動機にサーマルプロテクターを内蔵、又は制御装置に保護回路を設置																																																																																	
項目	品質・性能																																																																																	
作動電圧範囲	定格電圧90% ~110% で作動させた時に異常がないこと。																																																																																	
出力接点容量	有接点	無接点																																																																																
	AC	0.3A 以上 (抵抗負荷)	DC 50V 0.1A 以上 (抵抗負荷)																																																																															
	DC 30V	0.3A 以上 (抵抗負荷)	-																																																																															
	DC 50V	0.1A 以上 (抵抗負荷)	-																																																																															
応答時間 (秒)	0.3 以下																																																																																	
検出範囲	試験により確実に作動すること。																																																																																	
適用使用周囲温度 (°C)	-10°C~40°C																																																																																	

<p>・日射遮蔽率の複層ガラス</p> <p>封止の加速耐久性による区分 ・I類 ・II類 ※III類</p> <p>・熱線反射ガラス</p> <table border="1"> <tr> <th>品種</th> <th>日射遮蔽率の性能</th> <th>耐久性</th> </tr> <tr> <td>・熱線反射ガラス 色調(・ブルー・グレー)</td> <td>・1種</td> <td>A種</td> </tr> <tr> <td>・高性能熱線反射ガラス 色調(・ブロンズ・シルバー)</td> <td>・2種</td> <td>・A種・B種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・3種</td> <td>B種</td> </tr> </table> <p>反射調整面 ※内面 ・外面 映象調整 ・行わない ・行う</p> <p>・倍強度ガラス</p> <table border="1"> <tr> <th>材料板ガラスによる種類の名称</th> <th>色調</th> </tr> <tr> <td>・フロート倍強度ガラス</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・熱線反射倍強度ガラス</td> <td>・グレー ・ブルー ・ブロンズ</td> </tr> </table> <p>ガラスの留め材及び溝の大きさ</p> <table border="1"> <tr> <th>建具の種類</th> <th>ガラス留め材</th> <th>ガラス溝の大きさ(mm)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミニウム製</td> <td>・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 (特異な70mmの引違い、片引き導子の場合)</td> <td>※標準仕様書表 16.14.1 による ・図示</td> </tr> <tr> <td>・鋼製及び鋼製導子</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td>・シーリング材</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>木製</td> <td>・押縁</td> <td></td> </tr> </table>	品種	日射遮蔽率の性能	耐久性	・熱線反射ガラス 色調(・ブルー・グレー)	・1種	A種	・高性能熱線反射ガラス 色調(・ブロンズ・シルバー)	・2種	・A種・B種		・3種	B種	材料板ガラスによる種類の名称	色調	・フロート倍強度ガラス	—	・熱線反射倍強度ガラス	・グレー ・ブルー ・ブロンズ	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)	アルミニウム製	・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 (特異な70mmの引違い、片引き導子の場合)	※標準仕様書表 16.14.1 による ・図示	・鋼製及び鋼製導子	・図示	ステンレス製	・シーリング材	・図示	木製	・押縁		<p>・3種</p> <p>・U3-1 ・U3-2</p> <p>・4種</p> <p>E4</p> <p>・5種</p> <p>E5</p>
	品種	日射遮蔽率の性能	耐久性																														
	・熱線反射ガラス 色調(・ブルー・グレー)	・1種	A種																														
	・高性能熱線反射ガラス 色調(・ブロンズ・シルバー)	・2種	・A種・B種																														
		・3種	B種																														
	材料板ガラスによる種類の名称	色調																															
	・フロート倍強度ガラス	—																															
	・熱線反射倍強度ガラス	・グレー ・ブルー ・ブロンズ																															
	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)																														
	アルミニウム製	・シーリング材 ・ガスケット ・グレイジングチャンネル形 (特異な70mmの引違い、片引き導子の場合)	※標準仕様書表 16.14.1 による ・図示																														
・鋼製及び鋼製導子		・図示																															
ステンレス製	・シーリング材	・図示																															
木製	・押縁																																

<p>・ガラスブロック</p> <p>(16.14.5)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">表面形状</th> <th rowspan="2">吸ひ寸法</th> <th rowspan="2">厚さ</th> <th colspan="2">色調</th> <th colspan="2">目地幅(mm)</th> <th rowspan="2">併設調整目地(mm)</th> <th rowspan="2">防火性能</th> </tr> <tr> <th>カワ</th> <th>乳白</th> <th>平縁</th> <th>曲縁</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・正方形</td> <td>・125×125</td> <td>80</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>※8~15</td> <td>外側 ※15以下</td> <td rowspan="4">※6m以下 と 10~25</td> <td rowspan="4">※無し ・有り</td> </tr> <tr> <td>・160×160</td> <td>・95 ・125</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・15~25</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・200×200</td> <td>・95 ・125</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・320×320</td> <td>95</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>内側 ※6以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・長方形</td> <td>・250×125</td> <td>80</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td rowspan="2">・</td> <td rowspan="2">・</td> </tr> <tr> <td>・320×160</td> <td>95</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>曲面溝の曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。 壁用金属枠及び補強材 ・設ける(形状 ※図示 ・) ・設けない</p> <p>カサ 材質 ※ステンレス鋼(SUS304) ・ 寸法 ※径5.5mm ・ 形状 ※はしり形状複筋及び単筋 ・ 化粧目地モルタルの色() シーリング材 ※標準仕様書表 9.7.1 による 金属製化粧カバー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 寸法 ※図示 ・ 形状 ※図示 ・</p> <p>工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>目地部のカサの補強方法 ※ガラスブロック製造所の仕様による ・図示 ・</p>	表面形状	吸ひ寸法	厚さ	色調		目地幅(mm)		併設調整目地(mm)	防火性能	カワ	乳白	平縁	曲縁	・正方形	・125×125	80	・	・	※8~15	外側 ※15以下	※6m以下 と 10~25	※無し ・有り	・160×160	・95 ・125	・	・	・15~25	・	・200×200	・95 ・125	・	・	・	・	・320×320	95	・	・	・	内側 ※6以上	・長方形	・250×125	80	・	・	・	・	・	・	・320×160	95	・	・	・	・	<p>・U3-1</p> <p>・U3-2</p> <p>E4</p> <p>E5</p>
				表面形状	吸ひ寸法	厚さ	色調			目地幅(mm)		併設調整目地(mm)	防火性能																																											
	カワ	乳白	平縁				曲縁																																																	
	・正方形	・125×125	80	・	・	※8~15	外側 ※15以下	※6m以下 と 10~25	※無し ・有り																																															
		・160×160	・95 ・125	・	・	・15~25	・																																																	
		・200×200	・95 ・125	・	・	・	・																																																	
		・320×320	95	・	・	・	内側 ※6以上																																																	
	・長方形	・250×125	80	・	・	・	・	・	・																																															
		・320×160	95	・	・	・	・																																																	

<p>ガラスフィルム</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>貼り面</th> <th>日射調整</th> <th>その他性能等</th> </tr> <tr> <td>・ガラス飛散防止フィルム</td> <td></td> <td>・内貼り ・外貼り</td> <td>・あり ・なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・日射調整フィルム</td> <td></td> <td></td> <td>※あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">品質 JIS A 5759 による</td> </tr> </table>	種類	記号	貼り面	日射調整	その他性能等	・ガラス飛散防止フィルム		・内貼り ・外貼り	・あり ・なし		・日射調整フィルム			※あり		品質 JIS A 5759 による					<p>・H5</p>
	種類	記号	貼り面	日射調整	その他性能等																
	・ガラス飛散防止フィルム		・内貼り ・外貼り	・あり ・なし																	
	・日射調整フィルム			※あり																	
品質 JIS A 5759 による																					

<p>耐風圧性能</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ※適用する(建築基準法に基づき定まる風圧力の(※1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法) ・適用しない</p> <p>主要部材の耐風圧性能(ガラスを除く)</p> <table border="1"> <tr> <th>支間距離(m)</th> <th>耐風圧性能</th> <th>状態</th> </tr> <tr> <td>4m以下</td> <td>・たわみ量が(1/150)×h かつ総重20mm以下であること</td> <td>部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。</td> </tr> <tr> <td>4mを超える</td> <td>・</td> <td></td> </tr> </table> <p>層間変位自覚性</p> <table border="1"> <tr> <th>建築物の構造種別</th> <th>層間変位量(h=支間距離)</th> <th>変位後の状態</th> </tr> <tr> <td>鉄骨造</td> <td>・±(1/200)×h以上 ※±(1/100)×h以上</td> <td>部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td>・±(1/300)×h以上 ※±(1/200)×h以上</td> <td>シーリングは補修程度の損傷であること。</td> </tr> </table> <p>シーリング材</p> <p>下表以外は標準仕様書表 9.7.1 による</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">被覆体の組合せ</th> <th colspan="2">シーリング材の種類</th> </tr> <tr> <th>記号</th> <th>主成分による区分</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属</td> <td>ガラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石、タイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス</td> <td>ガラス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール成層目地</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>構造用ガスケット</p> <p>・適用する(施工箇所 ・図示 ・) 材質 ・クロロプレン系 ・EPDM系 ・シリコン系 形状 ・H型 ・Y型 ・C型 寸法(mm) ガラス板厚()、支持枠の厚さ()、ウェアの寸法() ・適用しない</p> <p>断熱材</p> <p>種類 特記仕様書 19 章断熱材による。 厚さ(mm) () 施工箇所 ・図示 ・</p> <p>耐火材料</p> <table border="1"> <tr> <th>施工部位</th> <th>種別</th> <th>規格帯</th> </tr> <tr> <td>・ファスナー部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・取付ブラケット</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・パネル目地部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・層間さき</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	支間距離(m)	耐風圧性能	状態	4m以下	・たわみ量が(1/150)×h かつ総重20mm以下であること	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。	4mを超える	・		建築物の構造種別	層間変位量(h=支間距離)	変位後の状態	鉄骨造	・±(1/200)×h以上 ※±(1/100)×h以上	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	・±(1/300)×h以上 ※±(1/200)×h以上	シーリングは補修程度の損傷であること。	被覆体の組合せ	シーリング材の種類		記号	主成分による区分	金属	ガラス		石、タイル		ガラス	ガラス		カーテンウォール成層目地			施工部位	種別	規格帯	・ファスナー部			・取付ブラケット			・パネル目地部			・層間さき			<p>・H5</p>
	支間距離(m)	耐風圧性能	状態																																															
	4m以下	・たわみ量が(1/150)×h かつ総重20mm以下であること	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。																																															
	4mを超える	・																																																
	建築物の構造種別	層間変位量(h=支間距離)	変位後の状態																																															
	鉄骨造	・±(1/200)×h以上 ※±(1/100)×h以上	部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが生じること。																																															
	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	・±(1/300)×h以上 ※±(1/200)×h以上	シーリングは補修程度の損傷であること。																																															
	被覆体の組合せ	シーリング材の種類																																																
		記号	主成分による区分																																															
	金属	ガラス																																																
石、タイル																																																		
ガラス	ガラス																																																	
カーテンウォール成層目地																																																		
施工部位	種別	規格帯																																																
・ファスナー部																																																		
・取付ブラケット																																																		
・パネル目地部																																																		
・層間さき																																																		

<p>・メタルカーテンウォール</p> <p>(17.22.35)</p> <p>カーテンウォールの材料</p> <table border="1"> <tr> <th>材料</th> <th>規格等</th> <th>表面処理</th> <th>映象調整</th> </tr> <tr> <td>※アルミニウム製</td> <td>※標準仕様書 16.2.3 による</td> <td>・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 皮膜等の種類(※標準仕様書表 14.21 による ・) 着色(・珪酸 ・珪酸 ・珪酸系 ・珪酸)</td> <td>・行う ・行わない</td> </tr> <tr> <td colspan="4">製品及び取付位置の寸法許容差 ※標準仕様書表 17.2.1~3 による ガラス溝の寸法、形状 ※製造所の仕様による ・</td> </tr> </table>	材料	規格等	表面処理	映象調整	※アルミニウム製	※標準仕様書 16.2.3 による	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 皮膜等の種類(※標準仕様書表 14.21 による ・) 着色(・珪酸 ・珪酸 ・珪酸系 ・珪酸)	・行う ・行わない	製品及び取付位置の寸法許容差 ※標準仕様書表 17.2.1~3 による ガラス溝の寸法、形状 ※製造所の仕様による ・				
	材料	規格等	表面処理	映象調整									
	※アルミニウム製	※標準仕様書 16.2.3 による	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 皮膜等の種類(※標準仕様書表 14.21 による ・) 着色(・珪酸 ・珪酸 ・珪酸系 ・珪酸)	・行う ・行わない									
製品及び取付位置の寸法許容差 ※標準仕様書表 17.2.1~3 による ガラス溝の寸法、形状 ※製造所の仕様による ・													

<p>・PCカーテンウォール</p> <p>(17.32~5)(表 17.3.1.2)</p> <p>カーテンウォールの材料</p> <p>コンクリート ※標準仕様書 17.3.2(a) による ・下表による(ただし、下記以外は標準仕様書 17.3.2(a) による。</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度(Fo)</th> <th>所要スランプ(cm)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>鉄筋 ※SD295A(・D13 ・D10) 補強鉄線の径(mm) ※3.2 ・4.0 ・5.0 ・6.0 配筋 ※図示</p> <p>取付用金物 ※標準仕様書 17.3.2(j) による ・ 下表による</p> <table border="1"> <tr> <th>金物種類及び取付位置</th> <th>内部</th> <th>外部</th> </tr> <tr> <td>PC板打込み金物</td> <td>※E種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>PC板打込み取付ボルト</td> <td>※E種 ・</td> <td>※ステンレスボルト</td> </tr> <tr> <td>2次ファスナー</td> <td>※E種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>取付ナット</td> <td>※E種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> <tr> <td>レベル調整ボルト</td> <td>※E種 ・</td> <td>※A種 ・</td> </tr> </table> <p>先付けの材料 ・サッシ枠 ・ゴンドラ用ガイドレール 表面仕上げ材 ・磁器質タイル ・石材(・花崗岩 ・大理石 ・)</p> <p>ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差(mm) ・h=1~+2、W1及びW2=±1 製品及び取付位置の寸法許容差 ※標準仕様書表 17.3.1~2 による ・</p>	コンクリートの種類	設計基準強度(Fo)	所要スランプ(cm)				金物種類及び取付位置	内部	外部	PC板打込み金物	※E種 ・	※A種 ・	PC板打込み取付ボルト	※E種 ・	※ステンレスボルト	2次ファスナー	※E種 ・	※A種 ・	取付ナット	※E種 ・	※A種 ・	レベル調整ボルト	※E種 ・	※A種 ・	
	コンクリートの種類	設計基準強度(Fo)	所要スランプ(cm)																						
	金物種類及び取付位置	内部	外部																						
PC板打込み金物	※E種 ・	※A種 ・																							
PC板打込み取付ボルト	※E種 ・	※ステンレスボルト																							
2次ファスナー	※E種 ・	※A種 ・																							
取付ナット	※E種 ・	※A種 ・																							
レベル調整ボルト	※E種 ・	※A種 ・																							

<p>17章 カーテンウォール工事</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> <tr> <td>・取付方法 性能等</td> <td>(17.1.3)(17.22)(17.32) 取付方法 ・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スノンドル方式 ・ 性能</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">耐震性能</th> <th rowspan="2">水密性</th> <th rowspan="2">気密性</th> <th rowspan="2">遮音性</th> <th rowspan="2">断熱性</th> <th rowspan="2">耐火性能</th> <th rowspan="2">耐温度差性(℃)</th> </tr> <tr> <th>水平方向(kN)</th> <th>垂直方向(kV)</th> </tr> <tr> <td>※1.0</td> <td>※0.5</td> <td>・W4 ・W5</td> <td>・A3 ・A4</td> <td>・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4</td> <td>・H1 ・H2 ・H3 ・H4</td> <td>・30分 ・1時間</td> <td>・80 ・70 ・60</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>		項目	特記事項	・取付方法 性能等	(17.1.3)(17.22)(17.32) 取付方法 ・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スノンドル方式 ・ 性能	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">耐震性能</th> <th rowspan="2">水密性</th> <th rowspan="2">気密性</th> <th rowspan="2">遮音性</th> <th rowspan="2">断熱性</th> <th rowspan="2">耐火性能</th> <th rowspan="2">耐温度差性(℃)</th> </tr> <tr> <th>水平方向(kN)</th> <th>垂直方向(kV)</th> </tr> <tr> <td>※1.0</td> <td>※0.5</td> <td>・W4 ・W5</td> <td>・A3 ・A4</td> <td>・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4</td> <td>・H1 ・H2 ・H3 ・H4</td> <td>・30分 ・1時間</td> <td>・80 ・70 ・60</td> </tr> </table>		耐震性能		水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)	水平方向(kN)	垂直方向(kV)	※1.0	※0.5	・W4 ・W5	・A3 ・A4	・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4	・H1 ・H2 ・H3 ・H4	・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60	
項目	特記事項																									
・取付方法 性能等	(17.1.3)(17.22)(17.32) 取付方法 ・層間方式 ・柱・梁方式 ・方立方式 ・スノンドル方式 ・ 性能																									
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">耐震性能</th> <th rowspan="2">水密性</th> <th rowspan="2">気密性</th> <th rowspan="2">遮音性</th> <th rowspan="2">断熱性</th> <th rowspan="2">耐火性能</th> <th rowspan="2">耐温度差性(℃)</th> </tr> <tr> <th>水平方向(kN)</th> <th>垂直方向(kV)</th> </tr> <tr> <td>※1.0</td> <td>※0.5</td> <td>・W4 ・W5</td> <td>・A3 ・A4</td> <td>・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4</td> <td>・H1 ・H2 ・H3 ・H4</td> <td>・30分 ・1時間</td> <td>・80 ・70 ・60</td> </tr> </table>		耐震性能		水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)	水平方向(kN)	垂直方向(kV)	※1.0	※0.5	・W4 ・W5	・A3 ・A4	・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4	・H1 ・H2 ・H3 ・H4	・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60							
耐震性能		水密性	気密性							遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)													
水平方向(kN)	垂直方向(kV)																									
※1.0	※0.5	・W4 ・W5	・A3 ・A4	・T-1 ・T-2 ・T-3 ・T-4	・H1 ・H2 ・H3 ・H4	・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60																			

<p>18章 塗装工事</p>	
-----------------	--

項目	特記事項		
●材料	(18.1.3) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ●防火材料 ※室内の壁、天井仕上げ材の防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所：)		
●素地ごしらえ	(18.2.2~7)		
	下地面等	種別	
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種 ・B種	
	透明塗りの場合	※B種 ・A種	
鉄鋼面		※C種 ・A種 ・B種	
亜鉛めっき鋼面		・A種 ・B種 ・C種	
モルタル面及びプラスター面		※B種 ・A種	
コンクリート面 (DP以外) 及び ALC/FRP面		※B種 ・A種	
押出成形セメント板		・A種 ・B種	
せっこうボード面及 ひその他ボード面	目地：継目処理工法	※A種 ・B種	
	目地：継目処理工法以外	※B種 ・A種	
●錆止め塗料塗り	(18.3.2.3)		
	下地面等	工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	見え掛り部分	※A種 ・B種	※標準仕様書 18.3.2.2a)による
	見え隠れ部分	※B種 ・A種	
亜鉛めっき鋼面	鋼製建具	※A種 ・B種 ・C種	・A種 ※B種
	鋼製建具以外	※B種	※C種 (8節EP-Gの場合)
●塗装	(18.4.1~18.14.2)		
	塗装	種別	塗料の種類 高日射 反射率 塗料の 適用C
●合成樹脂結合 ペイント塗り (SOP)	木部屋外	※A種 ・B種	※1種・ 2種
	木部屋内	※B種 ・A種	※1種・ 2種
	鉄鋼面	※B種 ・A種	※1種・ 2種
	亜鉛めっき鋼面	-	※1種・ 2種
●クリアラッカー塗り(C)		※B種 ・A種	-
●アクリル樹脂系防水消臭塗料塗り(NAD)		※B種 ・A種	-
●耐水性塗料塗り(DP)	鉄鋼面	-	上塗りの 等級 (・1・ 2・3) 級
	亜鉛めっき鋼面	-	上塗りの 等級 (・1・ 2・3) 級
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A種 ・B種 ・C種	上塗りの 等級1 級 上塗りの 等級2 級 上塗りの 等級3 級
●つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)	コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等 屋内の鉄鋼面	※B種 ・A種	-
●合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP)		※B種 ・A種	-
●合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り(EP-T)		※B種 ・A種	-
●ウレタン樹脂フニス塗り(UO)		※B種 ・A種	-
●ラッカーエマルジョン塗り(LB)		※B種 ・A種	-
●オイルステイン塗り(OS)		-	-
●木材保護塗料塗り(WP)		※B種 ・A種	-
高日射反射率塗料Cを適用する場合の適用箇所は屋上、屋根面の金属面とする。			
19章 内装工事			
項目	特記事項		
●接着剤	(19.2.2) 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 接着剤は可塑性 (難燃剤性の可塑性剤を除く) が添加されていないものとする 施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別 ・図示		

●ビニルシートC	(19.2.2~3)					
	種類	JS記号	施工箇所	色柄	特殊機能	厚さ (mm) 備考
	発泡層のないもの	※FS		・無地 ・7-F柄	・帯電防止 ・流動衝撃性	※2.0
	発泡層のあるもの			・無地 ・柄物	・防音性 ・耐薬品性	
工法 ※熱溶接工法 ・突付け (施工箇所：) 特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JISA 1455) 1.2以上~3.2未満 又は体積電気抵抗値 (JISA 1454) 1×10 ⁷ ~1×10 ¹⁰ Ω程度						
●ビニルタイルC	(19.2.2)					
	JS記号	施工箇所	色柄	寸法 (mm)	特殊機能	厚さ (mm) 備考
	・FT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防音性	※2.0 ・2.5 ・3.0
	・KT		・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・帯電防止 ・防音性	・2.0 ・3.0
	・FOA		・無地 ・柄物	・500×500	・帯電防止 ・防音性	・
特殊機能 帯電防止 ・帯電防止性能評価値 (JISA 1455) 1.2以上~3.2未満 又は体積電気抵抗値 (JISA 1454) 1×10 ⁷ ~1×10 ¹⁰ Ω程度						
●ビニル幅木	(19.2.2)					
	材質	※軟質	・硬質			
	高さ(mm)	※60	・75	・100		
	厚さ(mm)	※1.5以上				
●ゴム床タイル	(19.2.2)					
	色柄	()				
	厚さ(mm)	・30	・45	・60	・90	
	寸法(mm)	()				
●カーペット敷きC	(19.3.3.4)表 19.3.1)					
	種別	バ 形状	織り方	色柄等	帯電性	備考
・A種	・カットバ 柄	・ワイルド	・無地	・適用する	(性能：※人体帯電圧 3kV以下)	
・B種	・ループバ 柄	・カーペット	・柄物	・適用しない		
※C種	・カット、ループ 併用	・ダブルフェイス ・カーペット ・フリースター ・カーペット	・標準品			
下敷き材 ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm						
●タフテッドカーペット						
	バ 形状	バ 長さ (mm)	工 法	帯電性	備考	
・カットバ 柄	・5~7	・	※全面接着 工法	・適用する	(性能： ※人体帯電圧 3kV以下)	
・ループバ 柄	・4~6	・	・グリッパー 工法	・適用しない		
・バ 柄-ループバ 柄	・4	・		・適用しない		
・カット、ループ 併用	・	・				
下敷き材(グリッパー工法の場合) ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm						
●ニードルパンチカーペット						
	厚さ (mm)	()				
帯電性	・適用する (性能：※人体帯電圧 3kV以下 ・適用しない					
備考	()					
●タイルカーペット						
	バ 形状	種 別	施工箇所	寸 法 (mm)	総厚さ (mm)	備考
※ループバ 柄	※第一種	・		※500×500	※6.5	
	・第二種	・		・	・	
・カットバ 柄	・第一種	・		※500×500	※6.5	
	・第二種	・		・	・	
・カット、ループ 併用	・第一種	・		※500×500	※6.5	
	・第二種	・		・	・	
タイルカーペットの敷き方 平 場 ※市松敷き ・模様流し・ 階段部分 ※模様流し ・市松敷き						
下敷き材 ※反毛フェルト (JIS L 3204) の第2種2号 呼び厚さ 8mm						
帯電性 ・適用する (性能：※人体帯電圧 3kV以下 ・適用しない						
見切り、押え金物 ・適用する (材質、形状等 ※図示 ・適用しない						

種別	施工箇所	工法	(1942)(1943)(表 19.4.1~7)					
			仕上げの種類					
●合成樹脂塗床 弾性ウレタン樹脂系塗床			表面仕上げ ※平滑仕上げ ・防錆仕上げ ・つや消し仕上げ 溶剤 ※無溶剤系					
●厚膜型塗床材 1K 樹脂系塗床		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂吐出し工法	表面仕上げ ・平滑仕上げ ・防錆仕上げ 溶剤 ※無溶剤系					
●薄膜型塗床材 1K 樹脂系塗床			表面仕上げ ・平滑防塵 ・防錆防塵 溶剤 ・水性色・溶剤系 表面仕上げ ・平滑 溶剤 ※無溶剤系					
●アクリル樹脂塗床 (JIS K 5970)			工程 ・塗布量 (kg/m ²) ・表面仕上げ ・平滑・防錆 溶剤 ・水性色・溶剤系 ※無溶剤系 仕上げ色 ・標準色					
塗料のホルムアルデヒド放散量 ※焼却対象外 ・ 第三種								
●厚膜型エポキシ樹脂+薄膜型エポキシ樹脂帯電防止複合工法 ケミコンダクトFE (株)エービーシー商会 同等								
●フローリング張り	(1952~6) (表 19.5.1~6)							
単層フローリング								
種類	工法	樹種	厚さ (mm)	大きさ (mm)	仕上げ	間接荷の適用		
・フローリングボード 1等	・釘留め工法 (根太張り)	※なら	15	幅75 長さ500以上	・塗装品 ・無塗装品	・		
	・釘留め工法 (直張り)	※なら	・12以上	幅75 長さ300以上		・		
	・接着工法	※なら	・12以上	幅75 長さ300以上		・		
・フローリングボード 1等	・接着工法	※なら	15	303×303	・塗装品 ・無塗装品	・		
	・特殊埋込工法	※なら	※15	※303×303	・塗装品 ・無塗装品	・		
・サリバカット 1等	・接着工法	・	・	・	・塗装品 ・無塗装品	・		
複合フローリング								
種類	工法	樹種	厚さ・大きさ (mm)	種別	防湿処理	仕上げ	間接荷の適用	
・天然木化粧フローリング	・釘留め工法 (根太張り)	※なら	/	・A種	・適用する	・塗装品 ・無塗装品	・	
	・釘留め工法 (直張り)	・		・B種	・適用しない			
	・接着工法	※なら	板厚 ・8以上 ・幅 ・75以上 ・長さ 800以上	※C種				
フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※焼却対象外 ・接着工法の場合の裏面繊維材 ※合成樹脂発泡シート								
現業塗装仕上げ ・行う (施工箇所 ※仕上げによる) ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・オイルステインの上、ワックス塗り ・生地のままワックス塗り ・行わない								
・畳敷き	(196.2)(表 19.6.1)							
種別	・A種	・B種	・C種	・D種 (畳床)	・KT-I	・KT-II	・KT-III	・KT-K

(197.2.3) (表 19.7.1)		
種類	JISの記号	厚さ (mm)、規格等
・硬質木毛板	HW	・15 ・20 ・25
・中質木毛セメント板	MW	・15 ・20 ・25
・普通木毛板	NW	・15 ・20 ・25
・硬質木片板	HF	・12 ・15 ・18 ・21
・普通木片板	NF	・30
・1/2 繊維板	08FK 10FK	1/2 2 (無石棉) ※6 ・8
・化粧繊維板	化粧FK	(標準色) ・ウレタン樹脂 ※6
・吸音板	DR	・ワックライ (※9 (不燃) ・12) ・凹凸ワックライ (・12 (不燃) ・15)
・吸音ボード 1号	RW-B	・25
・グラスウール吸音ボード 32K	GW-B	・25 (1/2 追加)
・せっこうボード	GB-R	壁 ・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15 (不燃) 天井 ・9.5 (準不燃) ※12.5 (不燃) ・15 (不燃)
・不燃石膏せっこうボード	GB-NC	9.5 (不燃) 化粧無 (下地張り用) 化粧有 (トリアノ模様)
・タタキせっこうボード	GB-S	・9.5 (準不燃) ・12.5 (不燃) ・15 (不燃)
・強化せっこうボード	GB-F	・12.5 (不燃) ・15 (不燃)
・せっこうボード	GB-L	9.5
・化粧せっこうボード (木目)	GB-D	※9.5 (準不燃) ・12.5 (不燃) 幅 440mm 程度 模様 (・柱目 ・板目) 専用下地材有り
・化粧せっこうボード (トリアノ模様)	GB-D	9.5 (準不燃)
・化粧せっこうボード (特殊)	GB-D	
・普通合板		表面の樹脂 生地、透明塗料塗り (※カビ抑制) ・ 不透明塗料塗り (※シナ抑制) ・ 板面の品質 () 厚さ (mm) () 接着の程度 (・1種 ・2種) ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理
・天然木化粧合板		化粧板の種類名 (・なら ・しおじ) ・ 接着の程度 (・1類 ・2類) 厚さ (mm) (※4.2) 化粧板厚さ (mm) (※0.3 未満) ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 (・オパール ・アクリル ・塗装) 表面性能 () タイプ 接着の程度 (・1類 ・2類) 厚さ (mm) () ・防虫処理 ・難燃処理 ・防火処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ (※12) ・ ※4
・シリアム化粧板	MDF	・研磨板 ・化粧 () 1/2 ・3 ・7 ・9 ・12 ・15 ・18 ・21 ・24 ・30
・単層張りパーティクルボード	VS VN	研磨板 無研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18
・化粧パーティクルボード		・単板パーティクル ・塗装 ・10 (難燃) ・12 (難燃) ・
・ハードボード (素地)	HB	・無研磨板 (・カガド ・テパド) ・研磨板 (・カガド ・テパド) ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・ハードボード (化粧)		・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7
・イカルボード	IB	A 級 (・天井仕上 ・内装仕上) ・ ・9 ・12 ・15 ・18
・フレキシブル板	S-IB F	・9 ・12 ・6 ・8
・化粧フレキシブル板	化粧F	(標準色) ・ウレタン樹脂 ※6
せっこうボード等の下地は表示による。 遮音シール材 ※適用する (・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド) ※適用しない		
合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※焼却対象外		
合板類の別開け ※B種 ・A種 せっこうボードの目地工法の種類 ※仕上げ表による		

・壁紙張り	(1982.3)					
	ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外					
施工箇所	壁紙の種類				防火性能	備考
	紙	繊維	アサカ	無類		
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃
モルタル・プラスター面の素地ごしえ ※B種 ・A種						
コンクリート・ALC面の素地ごしえ ※B種 ・A種						
せっこうボード面の素地ごしえ ※B種 ・A種						

●断熱材C	(1992.3)			
	ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した保温材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種			
・発泡プラスチック保温材				
種類	厚さ (mm)	施工箇所		
・ビーズ法® リフォーム保温材、断熱材	特号	・30	・壁、柱梁	
		・50	・屋根末板下	
●押出法® リフォーム保温材、断熱材 (Q付なし)	●2種	・30	・壁、柱梁	
		・50	・屋根末板下	
	b	●25		
		・3種	・50	・断熱防水 (平部)
		b (表皮付)	・25	・断熱防水 (立上)
	・30	・土間下		
・A種(硬質ウレタン)保温材、断熱材	b	・30	・基礎側	
		・		
・A種(硬質ウレタン)保温材、断熱材				
・フェノールフォーム保温材、断熱材 (3種2号を除く)				
・人造鉱物繊維保温板				
種類	追加仕様・工法等	厚さ (mm)	施工箇所	
・グラスウール保温板	・32K	・	・撥水処理	
・ロックウール保温板	・号	・	・	

・断熱材の見易発泡工法			
断熱材の種類 ※A種1 ・B種1			
厚さ (mm) ※図示 ・25 ・30			
施工箇所	厚さ (mm)		
一般部 ()	・25		
開口部廻り	・25		
建具内	・充填		
ルーフトレンドリ等の床下版等	・25		
部分的にあと張りしなさいばならない箇所			
図示			

・発泡断熱材 (品質・性能)			
項目	品質・性能		
難燃性	下記のいずれかによっていること		
	(1) JIS A 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。		
発熱性	(2) 法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験 (コーンカロリー試験) に適合していること。		
	準不燃材料試験の加熱時間5分、難燃材料試験の加熱時間5分において次の(1)~(3)に適合していること。		
	(1) 総発熱量が8MJ/m ² 以下であること。		
(2) 防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。			
(3) 最高発熱速度が、10秒以上継続して200kW/m ² を超えないこと。			

・その他の断熱材			
種類	仕様・工法	厚さ (mm)	施工箇所
(試験方法)			
(1) 原燃試験 (原液粘土試験)			
JIS K 7117-1「フラスカー液状、乳濁状又は消泡状の樹脂-ポリアイソレート」形回帰度試験による見掛け率の測定方法」による。			
(2) 発熱性試験			
1) 試験料の作製は、JIS A 9526「建築物断熱用外気付硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。			
2) 試験料の状態確認は、JIS A 9526の6.2.2による。また、試験料の作製はJIS A 9526の6.2.3による。			

3) 試験片の状態確認及び見掛け率測定は、JIS A 9526の6.2.4による。

(3) 圧縮強さ試験
JIS A 9526の6.2.5により、測定はJIS K 7220「硬質発泡ポリウレタン圧縮強さの求め方」による。

(4) 熱伝導率試験
JIS A 9526の6.2.6により、JIS A 1412-1「断熱材の熱伝導率及び熱伝導率の測定方法-第1部: 保護熱板法 (GHP法)」又はJIS A 1412-2「断熱材の熱伝導率及び熱伝導率の測定方法-第2部: 熱流計法 (HF法)」によって、平均温度(23±2)℃、高温板と低温板の温度差(25±5)℃で熱伝導率を測定する。

(5) 接着強さ試験
JIS A 9526の6.2.7による。

(6) 透湿率試験
JIS A 9526の6.2.8により、測定はJIS A 1324「建築材料の透湿性測定方法」又はJIS K 7225「硬質発泡ポリウレタン-水蒸気透過性の求め方」による。

(7) 難燃性の表面加熱試験
JIS A 1321に規定する試験方法に準じる。

(8) 発熱性試験
建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・その他の断熱材			
種類	仕様・工法	厚さ (mm)	施工箇所
・	・	・	・
・	・	・	・

・ポリウレタン床下断熱材C	ノンフロントタイプ		
	工法	凸厚 (mm)	凹厚 (mm)
	・空締り凸凹工法及び凸凹工法	・	・
	・筋外側密着工法及び凸凹工法	・	・
			・和室
			・和室・洋室

●PF複合板		
凸厚 (mm)	PF板厚さ (mm)	施工箇所
※6・8	※30・40	●屋根末板下
※6・8	※30・40	・
材質等は、特記仕様書19章「せっこうボードその他ボード及び合板張り」及び「断熱材C」による。		

20章 ユニット及びその他工事

項目	特記事項						
・フリーアクセスフロア	(20.22)						
	施工箇所	構法	寸法 (mm)	高さ (mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	・置敷式 ・支持間 ・整式	・500×500	・	・ 1.0 G ・ 0.6 G	・3000N ・5000N	・帯電防止 ・ビニル ・※バネ付	
寸法精度 ※標準仕様書 20.22(b)(5)(i)~(iii)による 厚さ ±0.5mm 平坦度 バネ付周辺部 1.0mm以下 凹凸と各頂点を結ぶ線上部 2.0mm以下 表面仕上げ材の品質、性能は、標準仕様書 19章による。 構成材の材質 ・アルミニウム製 ・鋼製仕上げ) ・ スロープ及びボーダー ※製造所の仕様による ・図示 配線用取り出しパネル フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ※20~30パーセント 配線用取り出し開口 ※パネル1枚につき、40mm×80mm 程度の開口1箇所以上 ・図示 空調用吹き出し (吸い込み) パネル ・なし ・あり (形式、施工箇所: 図示) コンセント本体は別途設備工事とする。							
(性能)							
(1) 耐荷重性能 変形5.0mm以下 残留変形3.0mm以下							
(2) 耐衝撃性能 残留変形3.0mm以下及び変異がないこと							
(3) ローリングロード性能 (3,000Nの場合の試験の適用は注意) 所定荷重1,000Nによる繰り返し試験後、残留変形3.0mm以下							
(4) 耐震性能 イ) 固定台試験による耐震性能							
項目		性能					
① ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき		水平荷重の1/2が下記の適用地震時水平力>以上					
② 上記①以外の部分耐力に達したとき		水平荷重の1/1.5が下記の適用地震時水平力>以上					

③ 適用地震時水平力を加わした時の支柱間の変位	設計床高さ ≤250mm	5mm以下かつ、適用地震時水平力を除荷した状態での変位がほぼ単性範囲内
	設計床高さ >250mm	構造床面からの高さの1/50以下
<p><適用地震時水平力></p> <ul style="list-style-type: none"> 3,000N 0.6G タイプ 支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+3,000N/㎡当りの支柱本数)×0.6 3,000N 1.0G タイプ 支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+3,000N/㎡当りの支柱本数)×1.0 5,000N 0.6G タイプ 支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+5,000N/㎡当りの支柱本数)×0.6 5,000N 1.0G タイプ 支柱一本が負担する床加重(㎡当り自重+5,000N/㎡当りの支柱本数)×1.0 <p>□) 振動台試験による耐震性能 (設計床高さ≤300mmの場合のみ) 振動台試験において、パネルの脱落や使用上支障をきたす損傷、せり上がり、隙間及び水平移動がない。</p> <p>(5) 耐燃焼性能 建築基準法第2条第9号の規定に基づき不燃材料又は燃焼終了後の残燃時間が0秒</p> <p>(6) 帯電防止性能 0.6以上</p> <p>(7) 感電防止性能 漏えい抵抗R_漏 ≥ 1 × 10⁶Ω</p> <p>(8) 歩行感 通常の歩行において空音ややかたつきがなく、歩行感に違和感がない</p> <p>(9) メンテナンス性 交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。</p> <p>(試験方法)</p> <p>(1) 耐震性能 1) 設計床高さ≤300mmの場合 試験床ユニット1000mm×2500mm程度 所定の重りの質量 3000N:200kg 5000N:350kg 加振 0.6G:所定加速度600cm/S² 1.0G:所定加速度1000cm/S² 2) 300mm<設計床高さ≤600mmの場合 ① 固定台による耐震性能試験 イ、支柱調整式・支柱分銅型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法-1又は、試験方法-2による。 ロ、原則として、試験方法-1はパネル単体設置(Aタイプ)に適用し、試験方法-2はパネル懸架設置(Bタイプ)に適用するものとする。 ②試験方法-1 イ、試験は、カカイトJIS A 5371 A以外無鉛カカイト製品 種類:N300に接着した支柱の脱落に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱間の変形量を測定する。 ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、3個とする。 ③試験方法-2 イ、試験は、カカイトJIS A 5371 A以外無鉛カカイト製品 種類:N300に接着した数ユニットの支柱の脱落に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱間の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。 ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱1本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに加重板3200N(5000N/1㎡相当)を1箇所設ける。試験体数は、1セットとする。 ④電点補正及び測定記録 試験本と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1/2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“0”にした状態を電点とする。又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。 3) 共通事項 試験機に使用する表面仕上げ材 種類:タイルカーベット 繊維素材:ナイロン100% バイル携帯:ループバイル バイル長:30mm~40mm バックング素材:塩化ビニル樹脂 全厚:6.0mm~7.0mm 単位質量:4.0kg/㎡~64.0kg/㎡ 人体前電圧:2KV以下</p>		

・可動間仕切 (202.3)							
構造形式	構成材料の種類		表面仕上材			遮音性能 (dB500Hz)	防火性能
	スタッド	パネル	総厚さ (mm)	材質	厚さ (mm)		
・スタック (内蔵) ・スタック (露出) ・スタック別 ・パネル				・鋼板 ・	※06 ・08	※メラミン樹脂 焼付又はアクリル樹脂焼付 ・壁紙張り ・樹脂塗装	・0 ・12 ・20 ・28 ・36
<p>パネル内に取付けられる建具 ・あり (※図示 ・) ・なし</p> <p>ドアクローザー、丁番、錠前、上げ客としては、標準仕様書 16章8節の建具用金物に対応する材質とする。</p> <p>表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書 19章による。</p> <p>パネル材料のホルムアルデヒド放散量※焼酎対象外 ・</p>							

・移動間仕切 (202.4)						
走行方向	操作方法	圧縮装置の操作方法	総厚さ (mm)	表面仕上材		遮音性 (dB500Hz)
				材質	パネル表面仕上げ	
・平行方向 ・移動式 ・二方向 ・移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・樹脂塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上
<p>パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は標準仕様書 19章による。</p> <p>遮音性指し、JISA 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。ハンガーレールの取付け下地の補強</p> <p>※取付け全重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。</p> <p>・図示</p> <p>(品質・性能及び試験方法)</p> <p>(1) パネル (表面材、心材、フレーム材、幅木、笠木及び吊钩等) 及びハンガーレールは、JISA 6512「可動間仕切」の表9又はこれらと同等以上の品質性能を有し、かつ、接合腐食をおこさないもの又は防食処理を施したものとす。</p> <p>(2) 吊りボルト JSB 1051「炭素鋼及び合金鋼製吊钩用部品の機械的性質-第一部ボルト、ねじ及び植込みボルト」による。</p> <p>(3) パネルの外観 JISA 6512「可動間仕切」の5a) ~ d) による。</p> <p>(4) ホルムアルデヒド等 JISA 6512「可動間仕切」7材料による。</p> <p>(5) パネルの操作性 パネル操作の初動力は98N以下とする。</p> <p>(6) 耐衝撃性 パネル圧接装置の耐久性試験後、質量50Kgにおける衝撃試験において構造部材の折れ、曲りの異常がなく、表面の割れ、はかばかがないものとする。また、接点・接合部が外れないこと及び多少のずれを生じても圧接装置を復旧し、走行可能なものとする。</p> <p>(7) 遮音性能 遮音性試験はJISA 6512に規定する透過損失単位による各区分ごとに、500Hzの音について透過損失の規定値に適合するものとする。</p> <p>(8) パネル圧接装置の耐久性 パネル圧接装置の固定・解鎖は、7,500回の繰返し耐久試験実施後、質量50kg衝撃試験で異常のないものとする。</p> <p>(9) レールの耐久性 レールは普通パネルで吊り車2個が通過する部分を1m以上とし、その通過回数が30,000回以上で異常のないものとする。</p> <p>(10) 吊り車の耐久性 吊り車は、走行距離60Kmで操作性に異常がなく、レールに大きな変形がないものとする。</p> <p>(11) 吊りボルトの引張強度 一本にかかる荷重の15倍以上の引張り強度があるものとする。</p> <p>(12) ランナーの引張強度 引張試験を実施し、普通パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナーの数で除した値以上の強度があるものとする。</p>						

・トイレース (202.5)																												
表面材の材質	脚部		ドアエッジ																									
	形状	材質	形状	材質																								
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリリジン樹脂系化粧板 ・	※幅木タイプ ・支柱 ・なし	・別注品 ※アルミ製	・標準 ・R	・別注品 ・アルミ製 ・表面材と同材																								
<p>(品質・性能)</p> <p>(1) パネル</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>品質・性能</td> </tr> <tr> <td>表面材</td> <td>メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。</td> </tr> <tr> <td>裏打ち材</td> <td>JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防食処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。</td> </tr> <tr> <td>心材</td> <td>JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。</td> </tr> <tr> <td>枠材</td> <td rowspan="2">JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。</td> </tr> <tr> <td>エッジ材</td> </tr> <tr> <td>小口</td> <td>防水処理を施す。</td> </tr> </table> <p>(2) 構造金物</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>品質・性能</td> </tr> <tr> <td>笠木</td> <td>JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。</td> </tr> <tr> <td>脚部 (脚具、幅木)</td> <td>JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430U1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。</td> </tr> <tr> <td>壁見切り金物</td> <td rowspan="2">JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。</td> </tr> <tr> <td>頭つなぎ等</td> </tr> </table> <p>(3) 付属金物</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>品質・性能</td> </tr> </table>					項目	品質・性能	表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。	裏打ち材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防食処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	心材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。	枠材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。	エッジ材	小口	防水処理を施す。	項目	品質・性能	笠木	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。	脚部 (脚具、幅木)	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430U1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。	壁見切り金物	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。	頭つなぎ等	項目	品質・性能
項目	品質・性能																											
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。																											
裏打ち材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防食処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。																											
心材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。																											
枠材	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき処理を施した材料とする。																											
エッジ材																												
小口	防水処理を施す。																											
項目	品質・性能																											
笠木	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。																											
脚部 (脚具、幅木)	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430U1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。																											
壁見切り金物	JISA 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、耐食性のあるものとする。																											
頭つなぎ等																												
項目	品質・性能																											

<table border="1"> <tr> <td>ヒンジ</td> <td rowspan="2">耐食性のあるものとする。</td> </tr> <tr> <td>ラッチセット</td> </tr> <tr> <td>戸当り</td> <td>腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。</td> </tr> </table>	ヒンジ	耐食性のあるものとする。	ラッチセット	戸当り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。	<p>(2028)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>色彩</th> <th colspan="2">形式</th> </tr> <tr> <td>・黒板</td> <td>※割付け</td> <td>※緑・黒</td> <td>※平面・曲面</td> <td>・スクリーン付き ・スクリーン付き</td> </tr> <tr> <td>・ホワイトボード</td> <td>ほうろう</td> <td>白</td> <td>※平面・曲面</td> <td>・スクリーン付き ・スクリーン付き</td> </tr> </table>	種類	寸法 (mm)	色彩	形式		・黒板	※割付け	※緑・黒	※平面・曲面	・スクリーン付き ・スクリーン付き	・ホワイトボード	ほうろう	白	※平面・曲面	・スクリーン付き ・スクリーン付き																																													
ヒンジ	耐食性のあるものとする。																																																																	
ラッチセット																																																																		
戸当り	腐食の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。																																																																	
種類	寸法 (mm)	色彩	形式																																																															
・黒板	※割付け	※緑・黒	※平面・曲面	・スクリーン付き ・スクリーン付き																																																														
・ホワイトボード	ほうろう	白	※平面・曲面	・スクリーン付き ・スクリーン付き																																																														
<p>(4) 外観は、JIS A 6512「可動開仕切」の5b)による。</p> <p>(5) パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性</p>	<p>(2029)</p> <p>取付箇所 ()</p> <p>寸法 (mm) ・ 図示</p> <p>厚さ (mm) ※5</p>																																																																	
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">品質・性能</th> </tr> <tr> <th>耐薬品性及び耐汚染性</th> <th>耐ひっかき性</th> <th>開閉耐久性</th> </tr> <tr> <td>メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材</td> <td>JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性(B法)の規定を満足していること。</td> <td>—</td> <td rowspan="5">JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア(開閉回数10万回)を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。</td> </tr> <tr> <td>低圧メラミン樹脂系化粧板</td> <td>ポリエステル樹脂系加工化粧板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエステル樹脂系加工化粧板</td> <td>JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐汚染性B試験において、試験片の表面に色が残らないこと。</td> <td>JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐ひっかき性B試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。</td> </tr> <tr> <td>ポリエステル樹脂系化粧MDF</td> <td>JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード</td> <td>JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。</td> <td></td> </tr> </table> <p>(試験方法)</p> <p>(1) ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法-第2部: ドア用金物」に規定する試験による。</p> <p>(2) 戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。</p> <p>パネル材料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外</p>	項目	品質・性能			耐薬品性及び耐汚染性	耐ひっかき性	開閉耐久性	メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性(B法)の規定を満足していること。	—	JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア(開閉回数10万回)を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。	低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		ポリエステル樹脂系加工化粧板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐汚染性B試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐ひっかき性B試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。	ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。		ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。		<p>(20210)</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>材質</th> <th>寸法・形状 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>印刷等の種別</th> </tr> <tr> <td>・衝突防止表示 (・両面・片面)</td> <td>・スチール製 ・図示</td> <td>・30φ ・図示</td> <td>・市販品</td> <td>※図示</td> <td>・スチールが土 ・塩化ケイ酸</td> </tr> <tr> <td>・室名札</td> <td>※アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5 ・3</td> <td>※図示</td> <td>※シリコン印刷</td> </tr> <tr> <td>・ピクトグラフ</td> <td>※アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5 ・3</td> <td>※図示</td> <td>※シリコン印刷</td> </tr> <tr> <td>・とびら番号</td> <td>※アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5 ・3</td> <td>※図示</td> <td>※シリコン印刷</td> </tr> <tr> <td>・庁舎案内板</td> <td>※アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5 ・3</td> <td>※図示</td> <td>※シリコン印刷</td> </tr> <tr> <td>・各階案内板</td> <td>※アクリル板</td> <td>※図示</td> <td>・5 ・3</td> <td>※図示</td> <td>※シリコン印刷</td> </tr> </table> <p>案内用図記号はJIS Z 8210による。 誘導標識、非常用出入口等の表示は市販品とする。※消滅法に適合する市販品、色、書体、取付け形式等は図示による。</p> <p>●SUS316 t=2.0 2B W450×H300 局舎・架台フェンスに取付け、カッティングシートにて以下表記(表記別)</p> <p>局舎: 長浦(4号) 局舎環境放射線防護設備 Nagaura (No.4) Bureau Environmental Radiation Facility 局舎・架台フェンス: 立入禁止 KEEP OUT</p>	区分	材質	寸法・形状 (mm)	厚さ (mm)	取付高さ (mm)	印刷等の種別	・衝突防止表示 (・両面・片面)	・スチール製 ・図示	・30φ ・図示	・市販品	※図示	・スチールが土 ・塩化ケイ酸	・室名札	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷	・ピクトグラフ	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷	・とびら番号	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷	・庁舎案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷	・各階案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷
項目		品質・性能																																																																
	耐薬品性及び耐汚染性	耐ひっかき性	開閉耐久性																																																															
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表8品質による耐汚染性(B法)の規定を満足していること。	—	JIS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰り返し試験によるスイングドア(開閉回数10万回)を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等に緩みのないこと。																																																															
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧板、ポリエステル樹脂系化粧MDF、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。																																																																	
ポリエステル樹脂系加工化粧板	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐汚染性B試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第9条特殊加工化粧板に示された耐ひっかき性B試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。																																																																
ポリエステル樹脂系化粧MDF	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。																																																																	
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。																																																																	
区分	材質	寸法・形状 (mm)	厚さ (mm)	取付高さ (mm)	印刷等の種別																																																													
・衝突防止表示 (・両面・片面)	・スチール製 ・図示	・30φ ・図示	・市販品	※図示	・スチールが土 ・塩化ケイ酸																																																													
・室名札	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷																																																													
・ピクトグラフ	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷																																																													
・とびら番号	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷																																																													
・庁舎案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷																																																													
・各階案内板	※アクリル板	※図示	・5 ・3	※図示	※シリコン印刷																																																													
<p>●棚板</p> <p>●ブラケット</p>	<p>●棚板は下記による。 パリューエッジカウンター PNA6200GC2D アイカ工業(株) 同等</p> <p>●ブラケットは下記による。 ステンレス製アングル XL-SA01型 XL-SA01-240S スカンネ工業(株) 同等</p>																																																																	
<p>・視覚障害者用床タイル</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">(1122)(1922)</th> </tr> <tr> <th>施工箇所</th> <th>種類</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内</td> <td>・塩化ビニル製</td> <td>・300×300</td> <td>・7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・磁器質タイル(セラミックタイル)</td> <td>・300×300</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・アラバスターコート製</td> <td>・300×300</td> <td>・</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外</td> <td>・磁器質タイル(セラミックタイル)</td> <td>・300×300</td> <td>・</td> <td>無軸</td> </tr> <tr> <td>・アラバスターコート製</td> <td>・300×300</td> <td>※60</td> <td></td> </tr> </table> <p>ブロックパターンは JIS T 9251 による</p>	(1122)(1922)					施工箇所	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考	屋内	・塩化ビニル製	・300×300	・7		・磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・		・アラバスターコート製	・300×300	・		屋外	・磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・	無軸	・アラバスターコート製	・300×300	※60		<p>(20211)</p> <p>煙突用成形ライニング材 適用安全使用温度 400℃ 650℃ キャストابل耐火材 煙突用成形ライニング材の製造所の指定する製品とする</p> <p>(品質・性能)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <td>・ソノライト系耐火酸アルシウムライニング材</td> <td>・心材付繊維織物ライニング材</td> </tr> <tr> <th>適用安全使用温度</th> <td>・400℃・650℃</td> <td>・400℃・650℃</td> </tr> <tr> <th>加算線収率</th> <td>20%以下</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <th>曲り強度</th> <td>0.8N/mm以上</td> <td>2.0N/mm以上</td> </tr> <tr> <th>圧縮強度</th> <td>1.0N/mm以上</td> <td>2.0N/mm以上</td> </tr> </table> <p>耐・リグ性 試験体に亀裂の発生、剥離あるいは脱落等がないものとする。</p> <p>透水性 試験体表面に水滴が生じないものとする。</p> <p>耐腐蝕性 試験体に形状変化が見られず、崩壊する腐蝕性がないものとする。</p> <p>石綿 使用不可。</p> <p>ライニング材とコーティングの境界温度 100℃以下とする。</p> <p>加算線収率、曲り強度、圧縮強度の確認は、社内試験成績書によること。</p>	種類	・ソノライト系耐火酸アルシウムライニング材	・心材付繊維織物ライニング材	適用安全使用温度	・400℃・650℃	・400℃・650℃	加算線収率	20%以下	20%以下	曲り強度	0.8N/mm以上	2.0N/mm以上	圧縮強度	1.0N/mm以上	2.0N/mm以上																		
(1122)(1922)																																																																		
施工箇所	種類	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考																																																														
屋内	・塩化ビニル製	・300×300	・7																																																															
	・磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・																																																															
	・アラバスターコート製	・300×300	・																																																															
屋外	・磁器質タイル(セラミックタイル)	・300×300	・	無軸																																																														
	・アラバスターコート製	・300×300	※60																																																															
種類	・ソノライト系耐火酸アルシウムライニング材	・心材付繊維織物ライニング材																																																																
適用安全使用温度	・400℃・650℃	・400℃・650℃																																																																
加算線収率	20%以下	20%以下																																																																
曲り強度	0.8N/mm以上	2.0N/mm以上																																																																
圧縮強度	1.0N/mm以上	2.0N/mm以上																																																																
<p>・階段のり止め</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">(2026)</th> </tr> <tr> <th>材種</th> <th>幅 (mm)</th> <th>取付け工法</th> <th colspan="2">端部フラットエンド</th> </tr> <tr> <td>※ステンレス製 (SUS304) ビニルタイヤ入り</td> <td>・約 35</td> <td>※接着工法 ・埋込み工法</td> <td>※あり</td> <td>※ビニル製 ・ステンレス製</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・なし</td> <td>—</td> </tr> </table>	(2026)					材種	幅 (mm)	取付け工法	端部フラットエンド		※ステンレス製 (SUS304) ビニルタイヤ入り	・約 35	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製				・なし	—	<p>(-)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>表面仕上げ</th> <th>直径 (mm)</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※集材</td> <td>※クリアラック</td> <td>・35 ・45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ステンレスパイプ</td> <td>・HL</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・鋼製パイプ</td> <td>・EP-G ・SOP</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ビニル製ハンドル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(試験方法)</p> <p>(1) スポーリング性試験 適用安全使用温度 (300℃) から適用安全使用温度まで100℃間隔で30分間加熱冷却を繰り返し、各温度設定時の加算後及び冷却時の試験体亀裂、剥離、脱落の状況を観察する。(試験体は完成品とし、サイズは内径600mm×長さ1000mm程度とする。)</p> <p>(2) 透水性試験 JIS A 5430「繊維強化セメント板」9.6透水性試験による。</p> <p>(3) 耐腐蝕性試験 10%濃度の硝酸及び硫酸を溶液として下記の方法で浸せきした後、試験体の外観を調べる。 試験は、試験体を温度20℃、湿度60%の試験室に24時間以上静置した後、酸溶液に1週間(168時間)浸せきする。(ただし、酸溶液は48時間毎に交換する。)その後、48時間以上温度20℃、湿度60%の試験室に静置した後、外観観察を行う。(試験体のサイズは、100mm×50mmとする。)</p> <p>(4) 熱伝導率測定</p>	材種	表面仕上げ	直径 (mm)	取付箇所	備考	※集材	※クリアラック	・35 ・45			・ステンレスパイプ	・HL				・鋼製パイプ	・EP-G ・SOP				・ビニル製ハンドル																								
(2026)																																																																		
材種	幅 (mm)	取付け工法	端部フラットエンド																																																															
※ステンレス製 (SUS304) ビニルタイヤ入り	・約 35	※接着工法 ・埋込み工法	※あり	※ビニル製 ・ステンレス製																																																														
			・なし	—																																																														
材種	表面仕上げ	直径 (mm)	取付箇所	備考																																																														
※集材	※クリアラック	・35 ・45																																																																
・ステンレスパイプ	・HL																																																																	
・鋼製パイプ	・EP-G ・SOP																																																																	
・ビニル製ハンドル																																																																		
<p>令和4年度原子力艦環境放射線調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務</p>	<p>原子力規制委員会 原子力規制庁 建築新営特計仕様書(その24)</p>																																																																	

<p>JIS R 2616 「耐久断熱材の熱伝導率の試験方法」による。 試験設定温度は 100℃、150℃、300℃、450℃、600℃ とする</p>																																																																									
<p>・ブライント</p>	<p>(202.12)</p> <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>操作 方法</th> <th>種類</th> <th>芯材の 材質</th> <th>芯材幅 (mm)</th> <th>芯材の 種類</th> <th>寸法・ 取付箇所</th> </tr> <tr> <td>・横型</td> <td>・手動 ・電動</td> <td>※材質 ・J-D 式 ・操作奉式</td> <td>※加工 合金製</td> <td>※25</td> <td>※鋼製</td> <td>・図 示</td> </tr> <tr> <td>・縦型</td> <td>・手動 ・電動</td> <td>※2本操作ト式 ・1本操作ト式</td> <td>・片断き ・両断き</td> <td>・80 ・100</td> <td>加工 合金製</td> <td>・図 示</td> </tr> </table> <p>アルミストラット 断熱材塗装仕上げ クロスストラット 消音法で定める防炎性能の表示がある特殊断熱加工 ポリエスチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 C とする。</p>	形式	操作 方法	種類	芯材の 材質	芯材幅 (mm)	芯材の 種類	寸法・ 取付箇所	・横型	・手動 ・電動	※材質 ・J-D 式 ・操作奉式	※加工 合金製	※25	※鋼製	・図 示	・縦型	・手動 ・電動	※2本操作ト式 ・1本操作ト式	・片断き ・両断き	・80 ・100	加工 合金製	・図 示																																																			
形式	操作 方法	種類	芯材の 材質	芯材幅 (mm)	芯材の 種類	寸法・ 取付箇所																																																																			
・横型	・手動 ・電動	※材質 ・J-D 式 ・操作奉式	※加工 合金製	※25	※鋼製	・図 示																																																																			
・縦型	・手動 ・電動	※2本操作ト式 ・1本操作ト式	・片断き ・両断き	・80 ・100	加工 合金製	・図 示																																																																			
<p>・ロールスクリーン</p>	<p>(202.13)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>操作方式</th> <th>遮光性能</th> <th>寸法 (mm)</th> <th>取付箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>※ポリエスチレン ・綿</td> <td>・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式</td> <td>・1級 ・2級 ・3級</td> <td>・図示</td> <td>※図示</td> <td></td> </tr> </table> <p>巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード又は操作チェーンその他の材料は製造所の仕様による。</p>	材種	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	取付箇所	備考	※ポリエスチレン ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示	※図示																																																													
材種	操作方式	遮光性能	寸法 (mm)	取付箇所	備考																																																																				
※ポリエスチレン ・綿	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・1級 ・2級 ・3級	・図示	※図示																																																																					
<p>・カーテン</p>	<p>(202.14)</p> <table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>開閉 操作</th> <th>ひだの種類</th> <th>きれ地の 種類、品質、 特殊加工等</th> <th>取付 箇所</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・ツグル ・ダブル</td> <td>・片引き ・引分け ・電動</td> <td>・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーひだ、 片ひだ</td> <td></td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> </table> <p>ポリエスチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 C とする。 暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm 以上</p>	形式	開閉 操作	ひだの種類	きれ地の 種類、品質、 特殊加工等	取付 箇所	備考	・ツグル ・ダブル	・片引き ・引分け ・電動	・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーひだ、 片ひだ		・図示																																																													
形式	開閉 操作	ひだの種類	きれ地の 種類、品質、 特殊加工等	取付 箇所	備考																																																																				
・ツグル ・ダブル	・片引き ・引分け ・電動	・フスひだ ・箱ひだ、つま ひだ ・プレーひだ、 片ひだ		・図示																																																																					
<p>・カーテンレール</p>	<p>(202.14)</p> <p>材種 ・アルミニウム製 及びアルミニウム合金の押し出し成形材 ※ステンレス製</p> <p>形式 ・シングル ・ダブル ・片引き ・引分け (暗幕用は300mm 以上の召合せの重なりとする)</p> <p>強さによる区分 ※10-90</p> <p>仕上げ ※アルマイト</p> <p>形状 ・角形 ・C型 ・D型</p>																																																																								
<p>・ブライントボックス及びカーテンボックス</p>	<p>(-)</p> <p>溝型×深さ (mm) ・90×150 ・120×80 ・120×150 ・150×80 ※図示</p> <p>材質 ・集成材 (仕上げ:) ・アルミニウム製 押出し型材 (市販品) 表面処理 ・C-1 ・C-2 (・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) ・B-1 ・B-2 (・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー) 皮膜等の種類 ※標準仕様書表 14.2.1 による ・鋼製 (仕上げ:) ・木製 ・青木 (仕上げ:) ・集成材 (仕上げ:)</p> <p>サイドカバー ※有り ・無し</p>																																																																								
<p>・コーナービート</p>	<p>材質 ※ステンレス製 ・アルミニウム合金</p>																																																																								
<p>・天井点検口</p>	<p>(-)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>外枠</th> <th>内枠</th> </tr> <tr> <td>※加工製 ・</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・気密形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> <td>・縁縁タイプ ・目地タイプ</td> </tr> </table> <p>(品質・性能) 内外枠の材質 アルミニウム製 JIS H 4100 A6063S 又は同等の性能を有するもの 表面処理 陽極酸化皮膜 JIS H 8601 (AA6) 又は同等の性能を有するもの (外枠に用いる場合は、JIS H 8602 の B 種又は同等以上の性能を有するもの) 内枠及び外枠のコーナーピース 鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの 外枠の取付け金物 鋼製に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの 内枠の仕上げ材取付け金物</p>	材種	寸法	形式	外枠	内枠	※加工製 ・	・450×450 ・600×600	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	・縁縁タイプ ・目地タイプ																																																														
材種	寸法	形式	外枠	内枠																																																																					
※加工製 ・	・450×450 ・600×600	・一般形 ・気密形	・屋内外用 ・屋内用	・縁縁タイプ ・目地タイプ																																																																					
<p>アルミニウム及びアルミニウム合金押出し材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの 耐久性性能 (繰り返し開閉試験) (1) 50回、100回、300回の内蓋の垂れ下り方が0.5mm 以内 (2) 開閉試験後、使用上支障をきたす異常が無いこと。 枠の寸法許容差 ±0.5mm 以内 外枠と内枠のクリアランス 片側 2.0mm 以内 ・断熱材 (特許仕様書 19 章断熱材による) 施工箇所 () (試験方法) 内蓋 (内枠) の繰り返し開閉試験 (1) 試験材は、枠見込み 40mm 程度のものとする。 吊り金物は、外枠を天井と地取付け用チャンネルに直接留付ける方式 (天井ボードなどの仕上げ材を挟んで固定しない方式) とする。標準仕様書 14 章 4 節より製作した試験材固定用天井と地取付け用チャンネルの天井点検口 450mm×450mm を吊り金具 4 箇所にて各コーナー仕様に固定する。なお、野縁の厚さは、19 形と仕上げ材は、せつこうボード厚さ 9.5mm (JIS A 6901 「せつこうボード製品」の GB-R の難燃 2 級又は難燃性 2 級以上) 二重張りとする。 (2) 試験は、内蓋を開いた状態から自由開閉状態にする動作を繰り返し行う。 (3) 測定は、上記作業の繰り返し試験において、各 50 回、100 回、300 回毎に内蓋の垂れ下り状態を測定する。 (4) 試験結果の判定は、下記による。 ①100~300 回 内蓋の垂れ下り 0.5mm 以内 ②その他使用上において支障をきたす異常が無いこと。</p>																																																																									
<p>・床点検口</p>	<p>(-)</p> <table border="1"> <tr> <th>材種</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製</td> <td>・450×450 ・600×600</td> <td>・一般形 ・密閉形 ・縁縁固定形</td> <td>・屋内外用 ・屋内用</td> </tr> </table> <p>一般形: パッキンを装着しないもの及び及びパッキンを装着したもの 密閉形: ホルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したもの (品質・性能) 以下のもの又は同等のものとする</p> <table border="1"> <tr> <th>部材名</th> <th>材質</th> <th>屋内外用</th> <th>屋内用</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">受枠材 蓋枠材</td> <td>アルミニウム及びアルミニウム合金押出し材</td> <td>JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 14.2.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス</td> <td>JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1、SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度</td> <td>JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度</td> </tr> <tr> <td>鋼製</td> <td>-</td> <td>公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの</td> </tr> <tr> <td>二重蓋の中蓋</td> <td>鋼鉄 その他</td> <td>JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂製等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">目地材</td> <td>黄銅</td> <td>JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステンレス</td> <td>JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">底板材及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース 底板補強材</td> <td>ステンレス鋼板</td> <td>JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304</td> <td>JIS G 4305、SUS430</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム板</td> <td>JIS H 4000 A1100PH24 表面処理: 陽極酸化皮膜 JIS H 8601 (AA15) JIS H 8602 (E)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鋼材</td> <td>-</td> <td>鋼製又は JIS G 3313 にメラミン樹脂塗料が塗布されている、公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの</td> </tr> <tr> <td>パッキン材</td> <td></td> <td>塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジウレタン、エチレンプロピレン等の材質、形状に適合し弾力性、密着性、気密性を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカー材</td> <td></td> <td>鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取手</td> <td></td> <td>黄銅製鉄製、黄銅製、アルミニウム押出し材・合金鋼鉄製、ステンレス鋼製、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出し材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鍵</td> <td></td> <td>黄銅製、ステンレス製、合金鋼製 (クロムめっき) の類とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ノック式とする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓋の耐荷重性能</td> <td></td> <td>蓋中央部の荷重値 Pn=1,000N において残留歪みが点検口の有孔径の 0.08% 以内であること 受枠、蓋その他の使用上支障がないこと 破断荷重は、荷重値の Pn の 2 倍以上であること</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>受け枠寸法の許容差 ±0.5mm 以内 蓋付寸法の許容差 ±0.5mm 以内 受け枠と蓋枠のクリアランス 片側 2.0mm 以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(試験方法)</td> <td></td> </tr> </table>	材種	寸法	形式	備考	・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・縁縁固定形	・屋内外用 ・屋内用	部材名	材質	屋内外用	屋内用	受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出し材	JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 14.2.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種		ステンレス	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1、SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度	JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度	鋼製	-	公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの	二重蓋の中蓋	鋼鉄 その他	JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂製等		目地材	黄銅	JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B		ステンレス	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304		底板材及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース 底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304	JIS G 4305、SUS430	アルミニウム板	JIS H 4000 A1100PH24 表面処理: 陽極酸化皮膜 JIS H 8601 (AA15) JIS H 8602 (E)	-		鋼材	-	鋼製又は JIS G 3313 にメラミン樹脂塗料が塗布されている、公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの	パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジウレタン、エチレンプロピレン等の材質、形状に適合し弾力性、密着性、気密性を有するもの		アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの		取手		黄銅製鉄製、黄銅製、アルミニウム押出し材・合金鋼鉄製、ステンレス鋼製、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出し材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする		鍵		黄銅製、ステンレス製、合金鋼製 (クロムめっき) の類とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ノック式とする		蓋の耐荷重性能		蓋中央部の荷重値 Pn=1,000N において残留歪みが点検口の有孔径の 0.08% 以内であること 受枠、蓋その他の使用上支障がないこと 破断荷重は、荷重値の Pn の 2 倍以上であること				受け枠寸法の許容差 ±0.5mm 以内 蓋付寸法の許容差 ±0.5mm 以内 受け枠と蓋枠のクリアランス 片側 2.0mm 以内				(試験方法)	
材種	寸法	形式	備考																																																																						
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600	・一般形 ・密閉形 ・縁縁固定形	・屋内外用 ・屋内用																																																																						
部材名	材質	屋内外用	屋内用																																																																						
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出し材	JIS H 4100 の A6063S-T5 (表面処理) 標準仕様書表 14.2.1 の A-1 種、A-2 種、B-1 種、B-2 種																																																																							
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304 SUS430J1、SUS430J1 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度	JIS G 4305 の SUS430 (表面処理) HL 又は 2B 仕上げ程度																																																																						
	鋼製	-	公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの																																																																						
二重蓋の中蓋	鋼鉄 その他	JIS G 5501 の FC150FC200 塩化ビニル樹脂製等																																																																							
目地材	黄銅	JIS H 3100 C2600、C2720、C2801P JIS H 3250 C3602、C3604B																																																																							
	ステンレス	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304																																																																							
底板材及び受け枠材・蓋枠材のコーナーピース 底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305 の SUS304、SUS430J1、SUS430J1 JIS G 4308 の SUS304	JIS G 4305、SUS430																																																																						
	アルミニウム板	JIS H 4000 A1100PH24 表面処理: 陽極酸化皮膜 JIS H 8601 (AA15) JIS H 8602 (E)	-																																																																						
	鋼材	-	鋼製又は JIS G 3313 にメラミン樹脂塗料が塗布されている、公共建築工事標準仕様書 表 18.3.1 及び表 18.3.2 のさ止め塗料等の防錆処理を行ったもの																																																																						
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジウレタン、エチレンプロピレン等の材質、形状に適合し弾力性、密着性、気密性を有するもの																																																																							
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの又は同等の防錆性能を有するもの																																																																							
取手		黄銅製鉄製、黄銅製、アルミニウム押出し材・合金鋼鉄製、ステンレス鋼製、ステンレス製等ステンレス鋼材、アルミニウム押出し材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする																																																																							
鍵		黄銅製、ステンレス製、合金鋼製 (クロムめっき) の類とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ノック式とする																																																																							
蓋の耐荷重性能		蓋中央部の荷重値 Pn=1,000N において残留歪みが点検口の有孔径の 0.08% 以内であること 受枠、蓋その他の使用上支障がないこと 破断荷重は、荷重値の Pn の 2 倍以上であること																																																																							
		受け枠寸法の許容差 ±0.5mm 以内 蓋付寸法の許容差 ±0.5mm 以内 受け枠と蓋枠のクリアランス 片側 2.0mm 以内																																																																							
		(試験方法)																																																																							

	<p>耐荷重試験 試験機は、線物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。 試験は、蓋枠の四角を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。 本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。 本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を3回繰り返した後に、その後試験機が破壊する（終局荷重）まで加圧する。 測定は、蓋中央部にかかる加圧を200N増す毎に2秒間と受け枠の変形その他の異常について1,000Nまで3回繰り返す。</p>																															
<p>・収納家具 書架、物品棚</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>品質・規格等</th> <th>主要構造部材の材質</th> <th>形状、寸法 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・収納家具</td> <td>・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による</td> <td>・鋼製 ・木製</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・書架</td> <td>・JIS S 1039 (書架・物品棚) による</td> <td>・鋼製</td> <td>・図示</td> <td>JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種</td> </tr> <tr> <td>・物品棚</td> <td></td> <td>・鋼製</td> <td>・図示</td> <td>JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種</td> </tr> <tr> <td>・移動式書架・物品庫</td> <td></td> <td>・図示</td> <td>・図示</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ホルムアルデヒド放散量 ※規格対象外 ・第三種</p>					品質・規格等	主要構造部材の材質	形状、寸法 (mm)	備考	・収納家具	・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による	・鋼製 ・木製	・図示		・書架	・JIS S 1039 (書架・物品棚) による	・鋼製	・図示	JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種	・物品棚		・鋼製	・図示	JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種	・移動式書架・物品庫		・図示	・図示				
	品質・規格等	主要構造部材の材質	形状、寸法 (mm)	備考																												
・収納家具	・JIS S 1033 (オフィス用収納家具) による	・鋼製 ・木製	・図示																													
・書架	・JIS S 1039 (書架・物品棚) による	・鋼製	・図示	JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種																												
・物品棚		・鋼製	・図示	JIS 1039による種類 ・5種・6種・7種																												
・移動式書架・物品庫		・図示	・図示																													
<p>・エキシビジョン ジョイント金物</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>クリアランス (mm)</th> <th>耐火性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アルミニウム製</td> <td>・50 ・100</td> <td>・有り ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ステンレス製</td> <td>・150</td> <td>・無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>外部は防水型とする</p>				材質	クリアランス (mm)	耐火性能	備考	・アルミニウム製	・50 ・100	・有り ()		・ステンレス製	・150	・無し																	
材質	クリアランス (mm)	耐火性能	備考																													
・アルミニウム製	・50 ・100	・有り ()																														
・ステンレス製	・150	・無し																														
<p>・くつろぎ マット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>受け枠</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製</td> <td>※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				材質	受け枠	備考	※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製	※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金																							
材質	受け枠	備考																														
※塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼 (SUS304) 製	※ステンレス鋼 (SUS304) ・硬質アルミニウム合金																															
<p>・流し台ユニット</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材質</th> <th colspan="3">寸法(mm)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>W</th> <th>D</th> <th>H</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・流し台</td> <td>・1200 ・1500 ・1800</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・800 ・850</td> <td>市販品 トラップ付き 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・コンロ台</td> <td>・600</td> <td>・550 ・600 ・650</td> <td>・620 ・670</td> <td>市販品 バックガード有り 天板ステンレス製</td> </tr> <tr> <td>・つり戸棚</td> <td>・1200 ・900</td> <td>・450</td> <td>・500 ・700</td> <td>市販品</td> </tr> <tr> <td>・水切り</td> <td>・1200 ・900 ・600</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>市販品 ステンレス製 ・1段式</td> </tr> </tbody> </table> <p>品質・性能 JIS A 4420 による 形状 ※図示</p>				材質	寸法(mm)			備考	W	D	H	・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製	・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製	・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品	・水切り	・1200 ・900 ・600	—	—	市販品 ステンレス製 ・1段式
材質	寸法(mm)			備考																												
	W	D	H																													
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製																												
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製																												
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品																												
・水切り	・1200 ・900 ・600	—	—	市販品 ステンレス製 ・1段式																												
<p>・旗竿</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材質</th> <th>形式</th> <th>高さ (m)</th> <th>操作方法</th> <th>固定方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※アルミニウム合金製</td> <td>※テーパー式 ・同一断面式</td> <td>・6 ・8 ・10 ・12</td> <td>※ハンドル式 ・ロープ式</td> <td>・埋込式 ・ベース式 ・バンド式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				材質	形式	高さ (m)	操作方法	固定方法	備考	※アルミニウム合金製	※テーパー式 ・同一断面式	・6 ・8 ・10 ・12	※ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式																	
材質	形式	高さ (m)	操作方法	固定方法	備考																											
※アルミニウム合金製	※テーパー式 ・同一断面式	・6 ・8 ・10 ・12	※ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式																												
<p>・旗竿受金物</p>	<p>※市販品 材質 ※ステンレス製 (SUS304)</p>																															
<p>・車止めさく</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">形式</th> <th>材質</th> <th>柱径、肉厚(mm)</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・上下式鏡内蔵式</td> <td>・標準品 ・アリック式</td> <td>・スチール製</td> <td>・φ76.3 t=20</td> <td>・GL+700</td> </tr> </tbody> </table>				形式		材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)	・上下式鏡内蔵式	・標準品 ・アリック式	・スチール製	・φ76.3 t=20	・GL+700																		
形式		材質	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)																												
・上下式鏡内蔵式	・標準品 ・アリック式	・スチール製	・φ76.3 t=20	・GL+700																												
<p>・既製支柱不 自由者用手 すり</p>	<p>材質 ※ステンレス製 表面仕上げ ※塩化ビニル樹脂又はナイロン樹脂 ・HL 仕上</p>																															
<p>●フェンス</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>材質</th> <th>形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパン ドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェ ンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス</td> <td>※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製</td> <td>※図示</td> </tr> </tbody> </table> <p>高さ ●図示</p> <p>●フェンスは下記による。 ステンレスネットフェンスSU-1N型 JFE 建材フェンス(株) 同等 ステンレスネット扉SU-1N-G型 JFE 建材フェンス(株) 同等 ●基礎ブロックは下記による。 基礎ブロック シングル穴 矢崎コンクリート(株) 同等</p>			種別	材質	形状	※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパン ドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェ ンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス	※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製	※図示																							
種別	材質	形状																														
※格子フェンス (積雪寒冷地用) ・ビニル被覆エキスパン ドフェンス ・樹脂塗装メッシュフェ ンス ・鋼管フェンス ●ステンレスフェンス	※鋼製 (焼付塗装) ・ ・ ・ ●ステンレス製	※図示																														
<p>・屋外掲示板</p>	<p>材質 ※ステンレス製 形式 ※図示</p>																															
<p>・防垂り壁</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">・固定式</th> </tr> <tr> <th>材質</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石</td> <td>※68</td> <td>※500</td> <td>※列間壁付付き</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">・可動式</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>材質</th> <th>高さ (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・垂直降下式 (巻取り型)</td> <td>※不織布 (不燃認定品)</td> <td>※500 ・800</td> <td>ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)</td> </tr> <tr> <td>・回転降下式</td> <td>鋼板製又は樹脂製</td> <td>※500 ・800</td> <td>表面仕上げ ※天井材張り</td> </tr> </tbody> </table>			・固定式				材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考	※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石	※68	※500	※列間壁付付き	・可動式				種類	材質	高さ (mm)	備考	・垂直降下式 (巻取り型)	※不織布 (不燃認定品)	※500 ・800	ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)	・回転降下式	鋼板製又は樹脂製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り	
・固定式																																
材質	厚さ (mm)	高さ (mm)	備考																													
※網入り磨砕石 ・線入り磨砕石	※68	※500	※列間壁付付き																													
・可動式																																
種類	材質	高さ (mm)	備考																													
・垂直降下式 (巻取り型)	※不織布 (不燃認定品)	※500 ・800	ガイドレール ※固定式 (壁埋入型) ・可動式 (天井収納型)																													
・回転降下式	鋼板製又は樹脂製	※500 ・800	表面仕上げ ※天井材張り																													
<p>・ベビーチェア</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 30kg 形式 ※自立型 ・壁掛け型 取付方法 ※コーナー兼用 ・平面 形状詳細 ※座面可動 ・座面固定</p>																															
<p>・ベビシート</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 30kg 形式 ※自立型 ・壁掛け型 おむつ台向き ・縦向き ・横向き 形状詳細 ※小型 (スリム)</p>																															
<p>・フィッティングボード</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 寸法 (mm) 400×50 (使用時 520 内外) ×670 内外 形状詳細 可動式、床固定型</p>																															
<p>・背せたれ</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 寸法 (mm) 400×50 (使用時 520 内外) ×670 内外 形状詳細 ロータンク用、壁固定式</p>																															
<p>・つえフック</p>	<p>材質 樹脂製 既製品 取付方法 壁面固定型</p>																															
<p>・コート掛け</p>	<p>材質 ステンレス製 既製品 シングルフック滑り落ちストッパー付き</p>																															
<p>・全身鏡</p>	<p>寸法 (mm) 300×1,500 t16 ・枠無し ・枠有り (ステンレス製)</p>																															
<p>・モップ掛け</p>	<p>材質 ステンレス製 形状 (mm) □-38×15×12 L=500</p>																															
<p>・パイプ棚</p>	<p>材質 ステンレス製 既製品 寸法 (mm) 500×200 程度</p>																															
<p>・多目的シート</p>	<p>材質 難燃樹脂 既製品 耐荷重 100kg/f 床固定 可動式 手摺付 (頭部クッション) 寸法 (mm) 700×1,400 程度</p>																															
<p>●敷地境界 板</p>	<p>●敷地境界板は下記による。 STS 境界用掲示板 (アルミ製) 貼付用 SH-14 STS (株) 同等</p>																															

●SUS製ブルボックス	●SUS製ブルボックスは下記による。 ブルボックス ステンレス製 披せむた 八洲電工(株) 同等
●SUS製エキスパンドメタル	●SUS製エキスパンドメタルは下記による。 ステンレス (SUS316) エキスパンドメタル (特注品) C-45 (XS-63) 稲田金鋼(株) 同等

21章 排水工事

項目	特記事項																																							
●屋外雨水排水 ●排水管	<p>材料 (212.1.2) 表</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>管の種類</th> <th>形状</th> <th>呼び径</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>●通心力鉄筋コンクリート管</td> <td>外圧管 (1種)</td> <td>・B 形管 ・</td> <td>・図示 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>●VP</td> <td></td> <td>・図示 ●75 ●40</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・VU</td> <td></td> <td>・図示 ・</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・RS-VU C</td> <td></td> <td>・図示 ・</td> <td></td> </tr> </table> <p>基床の厚さ及び種類 ※図示 硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料 ※接着剤</p> <p>側塊の形状及び寸法 ・図示 排水樹の種類 ・図示</p> <p>砂地業に用いる材料 ※標準仕様書 212.1(1)による ・図示 砂利地業に用いる材料 ※標準仕様書 212.1(2)による ・図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書 (6.14) により、設計基準強度 18N/mm² とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合 (容積比) セメント 1 : 砂 2 : 砂利 4 程度とする。 ・図示 凍上抑制層に用いる材料 砂の粒度試験 ・行う ・行わない</p>	材質	管の種類	形状	呼び径	備考	●通心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)	・B 形管 ・	・図示 ・		●硬質ポリ塩化ビニル管	●VP		・図示 ●75 ●40			・VU		・図示 ・			・RS-VU C		・図示 ・															
材質	管の種類	形状	呼び径	備考																																				
●通心力鉄筋コンクリート管	外圧管 (1種)	・B 形管 ・	・図示 ・																																					
●硬質ポリ塩化ビニル管	●VP		・図示 ●75 ●40																																					
	・VU		・図示 ・																																					
	・RS-VU C		・図示 ・																																					
●鋳鉄製ふた	<p>(212.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>種類</th> <th>適用荷重</th> <th>鍵</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>鋳鉄製マンホールふた</td> <td>※鉄形 ・簡易密閉形 (パッキン式) ・密閉形 (テーパーパッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパーパッキン式)</td> <td>・T-2用 ・T-6用 ・T-20用</td> <td>・有り ・無し</td> <td>左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による</td> </tr> </table>	名称	種類	適用荷重	鍵	備考	鋳鉄製マンホールふた	※鉄形 ・簡易密閉形 (パッキン式) ・密閉形 (テーパーパッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパーパッキン式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による																													
名称	種類	適用荷重	鍵	備考																																				
鋳鉄製マンホールふた	※鉄形 ・簡易密閉形 (パッキン式) ・密閉形 (テーパーパッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパーパッキン式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	・有り ・無し	左記以外の品質等は (公社) 空気調和衛生工学会 SHASE-S209 による																																				
●グレーチング	<p>(212.2)</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>形式</th> <th>用途</th> <th>適用荷重</th> <th>メインピッチ</th> <th>並めつき (付着量)</th> <th>上面形状</th> </tr> <tr> <td>●鋼製</td> <td>※受付き、ホルト固定</td> <td>・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用</td> <td>・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用</td> <td>・細目 ・普通目 ・細目</td> <td>・ ・ ・</td> <td>・凹凸形 ・ ・平形</td> </tr> <tr> <td>●ステンレス製</td> <td>※受付き、ホルト固定 ●受付き</td> <td>・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用</td> <td>・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ●T-14用 ・T-20用</td> <td>— — —</td> <td>— — —</td> <td>・凹凸形 ・ ●平形</td> </tr> </table> <p>●ステンレス製U字溝溝ふたは下記による。 ステンレス製U字溝溝蓋 HYMSU 呼び15-10 高さH15 ピッチP10 (スキマS6) 荷重T14(株) 長谷川鐵工所 程度</p> <p>(品質・性能等) <鋼製グレーチング>以下のもの又は同等のものとする</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>品質・性能</th> </tr> <tr> <td>メインバー、サイドバー及びエンドプレート</td> <td>JIS G 3101 SS400</td> </tr> <tr> <td>クロスバー</td> <td>JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3505 「鋼線線材」 SWRM</td> </tr> <tr> <td>受け枠用アングル材</td> <td>JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3132 「鋼管用熱間圧延成酸鋼帯」 SPHT</td> </tr> <tr> <td>溶融亜鉛めっきの付着量</td> <td>JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 による試験において溶融亜鉛めっきの付着量がHDZ40以上又は、HDZ 50以上</td> </tr> <tr> <td>受け枠用アングル材</td> <td>塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>間隔 側溝の場合 500mm 内外</td> </tr> <tr> <td>ふた</td> <td>幅及び長さの許容差 ±3.0mm</td> </tr> <tr> <td>荷重性能</td> <td>設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする</td> </tr> </table> <p><ステンレス製グレーチング></p>	材質	形式	用途	適用荷重	メインピッチ	並めつき (付着量)	上面形状	●鋼製	※受付き、ホルト固定	・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・細目 ・普通目 ・細目	・ ・ ・	・凹凸形 ・ ・平形	●ステンレス製	※受付き、ホルト固定 ●受付き	・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ●T-14用 ・T-20用	— — —	— — —	・凹凸形 ・ ●平形	項目	品質・性能	メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101 SS400	クロスバー	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3505 「鋼線線材」 SWRM	受け枠用アングル材	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3132 「鋼管用熱間圧延成酸鋼帯」 SPHT	溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 による試験において溶融亜鉛めっきの付着量がHDZ40以上又は、HDZ 50以上	受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料	アンカー	間隔 側溝の場合 500mm 内外	ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm	荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする
材質	形式	用途	適用荷重	メインピッチ	並めつき (付着量)	上面形状																																		
●鋼製	※受付き、ホルト固定	・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用	・細目 ・普通目 ・細目	・ ・ ・	・凹凸形 ・ ・平形																																		
●ステンレス製	※受付き、ホルト固定 ●受付き	・溝ふた (横溝用) ・溝ふた (側溝用) ・樹ふた用 ・U字溝用	・歩行用 ・T-2用 ・T-6用 ●T-14用 ・T-20用	— — —	— — —	・凹凸形 ・ ●平形																																		
項目	品質・性能																																							
メインバー、サイドバー及びエンドプレート	JIS G 3101 SS400																																							
クロスバー	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3505 「鋼線線材」 SWRM																																							
受け枠用アングル材	JIS G 3101 SS400 及び JIS G 3132 「鋼管用熱間圧延成酸鋼帯」 SPHT																																							
溶融亜鉛めっきの付着量	JIS H 8641 「溶融亜鉛めっき」 による試験において溶融亜鉛めっきの付着量がHDZ40以上又は、HDZ 50以上																																							
受け枠用アングル材	塗装仕上げとする場合は、樹脂系塗料																																							
アンカー	間隔 側溝の場合 500mm 内外																																							
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm																																							
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする																																							

項目	品質・性能												
メインバー、クロスバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4318 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430JIL												
エンドバー、サイドバー	JIS G 4303, JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4308, JIS G 4317, JIS G 4318 の SUS304, JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430JIL												
受け枠用アングル材	JIS G 4304, JIS G 4305, JIS G 4317, JIS G 4320 の SUS304 又は JIS G 4304, JIS G 4305 の SUS430JIL												
アンカー	JIS G 3101 SS400、塩害の多い地区は塩害に対する防錆処理を行う。 間隔 側溝の場合 500mm 内外												
表面仕上げ	2B 程度												
ふた	幅及び長さの許容差 ±3.0mm												
荷重性能	設計荷重の 1.5 倍までの加力に対して、溶接部はすれ等その他の異常がないものとする												
(荷重試験方法) 設計荷重は以下の通りとする。													
歩道	荷重種別 側溝用 (kN) 横溝用 (kN) 加圧面積 (cm)												
車道	T-20 78.5 109.8 20×50												
	T-14 54.9 76.9 20×50												
	T-6 23.5 33.0 20×24												
	T-2 7.8 11.0 20×16												
歩道	4,903N/m ² の等分布荷重												
試験方法は、下記の種別ごとに強度計算における応力度が最大となる製品について試験を行う。 イ) 溝ふた 横溝用 T-20~T-2のうち1体 歩道用 のうち1体 側溝用 T-20~T-2のうち1体 ロ) U字溝用 側溝用 T-14~T-2のうち1体 歩道用 のうち1体 設計荷重を基準として一方線の繰り返し加力を行う。加力速度は、4,903N/s とする。繰り返し加力は3回行った後、残留ひずみ等がないを確認する。その後設計荷重の1.5倍まで加力し、溶接部はすれ異常の有無について確認する。													
●街さよ、縁石、側溝	(213.1.2) 表 (213.1)												
街さよ、縁石、側溝	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>形状、寸法</th> </tr> <tr> <td>・縁石</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・L形側溝</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>●U形側溝</td> <td>・図示 ●呼び名 150</td> </tr> <tr> <td>・U形側溝ふた</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>地業の材料 ・再生クラッシュラン C ・切込砂利及び切込砕石 粒度 40 (mm) 80 (mm) 砂利地業の厚さ ※100 (mm) ・図示 コンクリート基礎等に用いる材料 ※標準仕様書は (6.14) により、設計基準強度 18N/mm² とする。ただし、コンクリートが簡易な場合の割合 (容積比) セメント 1 : 砂 2 : 砂利 4 程度とする。 ・図示 凍上抑制層に用いる材料 砂の粒度試験 ・行う ・行わない</p>	種類	形状、寸法	・縁石	・図示	・L形側溝	・図示	●U形側溝	・図示 ●呼び名 150	・U形側溝ふた	・図示	・	・図示
種類	形状、寸法												
・縁石	・図示												
・L形側溝	・図示												
●U形側溝	・図示 ●呼び名 150												
・U形側溝ふた	・図示												
・	・図示												
●埋戻し土	(212.1) ※B種												
●雨水樹	●雨水樹は下記による。 改良樹 本体: 300型×500H, 300型×400H 蓋: コンクリート蓋 300型蓋 小山工業(株) 同等												
●汚水樹	●汚水樹は下記による。 改良樹 本体: 180型×300H 蓋: コンクリート蓋 180型蓋 小山工業(株) 同等												

22章 舗装工事

項目	特記事項	
●路床	(222.2.3.5) 表 (222.2)	
路床の材料		
種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種 ※B種 ・D種 ・建設時から再生した処理 C	・図示
・遮断層	・川砂 湿度又は改良土砂 (75µmふるい通過率10%以下)	・図示
・凍上抑制層	・再生クラッシュラン C (80mm級) ・クラッシュラン (80mm級)	・図示

	<table border="1"> <tr> <td>・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・フィルター層</td> <td>・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・図示</td> </tr> </table> <p>路末安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添加材料による安定処理 <ul style="list-style-type: none"> 種類 <ul style="list-style-type: none"> ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰 () 添加量 <ul style="list-style-type: none"> kg (目標 CBR : 3以上 ()) 目標 CBR を満足する添加量の確認方法 <ul style="list-style-type: none"> ・安定処理土の CBR 試験 ・ジオテキスタイル <ul style="list-style-type: none"> 単位面積質量 <ul style="list-style-type: none"> ・60g/m²以上 厚さ(mm) <ul style="list-style-type: none"> ・0.5~1.0 引張強度 <ul style="list-style-type: none"> ・98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 <ul style="list-style-type: none"> ・1.5×10⁻¹cm/sec 以上 <p>試験</p> <table border="1"> <tr> <td>砂の粒度試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>路末土の支持力比 (CBR) 試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>路末締固め度の試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> <tr> <td>現場CBR試験</td> <td>・行う</td> <td>・行わない</td> </tr> </table>	・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)		・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)		・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)		・図示	砂の粒度試験	・行う	・行わない	路末土の支持力比 (CBR) 試験	・行う	・行わない	路末締固め度の試験	・行う	・行わない	現場CBR試験	・行う	・行わない																																																								
・切込み砂利 (80mm級) 又は砕石 (80mm級)																																																																													
・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量10%以下)																																																																													
・フィルター層	・川砂、海砂又は良質な山砂 (75μmふるい通過量6%以下)																																																																												
	・図示																																																																												
砂の粒度試験	・行う	・行わない																																																																											
路末土の支持力比 (CBR) 試験	・行う	・行わない																																																																											
路末締固め度の試験	・行う	・行わない																																																																											
現場CBR試験	・行う	・行わない																																																																											
<p>●路盤</p>	<p>(22.3.3.5) (表 22.3.1)</p> <p>路盤の厚さ ※図示 ●車道部 150</p> <p>路盤材料</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>・クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td>再生材</td> <td>・クラッシュラン</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整砕石</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・クラッシュラン鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・水不溶性粒度調整鉄鋼スラグ</td> </tr> </table> <p>試験</p> <table border="1"> <tr> <td>路盤締固め度の試験</td> <td>※行う</td> <td>・行わない</td> </tr> </table>	種類		砕石	・クラッシュラン		・粒度調整砕石	再生材	・クラッシュラン		・粒度調整砕石		・クラッシュラン鉄鋼スラグ		・粒度調整鉄鋼スラグ		・水不溶性粒度調整鉄鋼スラグ	路盤締固め度の試験	※行う	・行わない																																																									
種類																																																																													
砕石	・クラッシュラン																																																																												
	・粒度調整砕石																																																																												
再生材	・クラッシュラン																																																																												
	・粒度調整砕石																																																																												
	・クラッシュラン鉄鋼スラグ																																																																												
	・粒度調整鉄鋼スラグ																																																																												
	・水不溶性粒度調整鉄鋼スラグ																																																																												
路盤締固め度の試験	※行う	・行わない																																																																											
<p>●アスファルト舗装</p>	<p>(22.4.2~6) (表 22.4.1.4)</p> <p>アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示</p> <p>材料</p> <p>アスファルト <ul style="list-style-type: none"> ・再生アスファルト ・ストレートアスファルト </p> <p>骨材 <ul style="list-style-type: none"> ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 </p> <p>加熱アスファルト混合物等の種類</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td>表層</td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)</td> </tr> </table> <p>再生加熱アスファルト混合物等の種類及び標準配合</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>種類</td> <td>アスファルト (%)</td> <td>再生骨材 (%)</td> <td>基準密度</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表層</td> <td>・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基層</td> <td>再生粗粒度アスファルト混合物(20)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>シーラントの施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行う ・行わない <p>試験</p> <p>アスファルト混合物等の抽出試験 <ul style="list-style-type: none"> ・行う ・行わない </p> <p>舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度</p>	区分	種類	表層	・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)		・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)	区分	種類	アスファルト (%)	再生骨材 (%)	基準密度	表層	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)				・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)				・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)				・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)				基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)																																														
区分	種類																																																																												
表層	・密粒度アスファルト混合物(13) (車道)																																																																												
	・密粒度アスファルト混合物(13) (歩道)																																																																												
区分	種類	アスファルト (%)	再生骨材 (%)	基準密度																																																																									
表層	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (車道)																																																																												
	・再生密粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)																																																																												
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (車道)																																																																												
	・再生細粒度アスファルト混合物(13F) (歩道)																																																																												
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)																																																																												
<p>●コンクリート舗装</p>	<p>(22.5.2~4.6) (表 22.5.1.3)</p> <p>コンクリート舗装の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>舗装の種類</td> <td>部位</td> <td>構成</td> <td>厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリート舗装</td> <td>車路及び駐車場</td> <td>・図示</td> <td>・図示 ・ 150</td> </tr> <tr> <td>歩行者用通路</td> <td>・図示</td> <td>・図示 ・ 70</td> </tr> </table> <p>縁石立下り寸法等 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 </p> <p>材料</p> <p>コンクリート <ul style="list-style-type: none"> ・標準仕様書表 22.5.1 による </p> <p>早強セメント <ul style="list-style-type: none"> ・使用する ・使用しない </p> <p>注入目地材料 <ul style="list-style-type: none"> ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ </p> <p>目地</p> <p>種類、間隔、構造 <ul style="list-style-type: none"> ※標準仕様書表 22.5.3 及び図 22.5.1 による ・図示 </p>	舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)	コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示 ・ 150	歩行者用通路	・図示	・図示 ・ 70																																																																	
舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)																																																																										
コンクリート舗装	車路及び駐車場	・図示	・図示 ・ 150																																																																										
	歩行者用通路	・図示	・図示 ・ 70																																																																										
<p>・カラー舗装</p>	<p>(22.6.2~4) (表 22.6.1)</p> <p>カラー舗装の構成及び厚さ</p> <table border="1"> <tr> <td>カラー舗装の種類</td> <td>部位</td> <td>構成</td> <td>厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・加熱系</td> <td>・アスファルト混合物</td> <td>・車路</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・石油樹脂系混合物</td> <td>・歩行者用通路</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・常温系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>常温系カラー舗装の着色部の下部 <ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 </p> <p>加熱系混合物に添加する材料 <ul style="list-style-type: none"> ・着色骨材 () ・自然石 () </p> <p>配合</p> <p>総合材に石油樹脂を使用する場合の顔料添加量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <p>ニート工法及び塗布工法の配合等</p>	カラー舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)	・加熱系	・アスファルト混合物	・車路	・図示	・石油樹脂系混合物	・歩行者用通路	・図示	・常温系																																																																
カラー舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)																																																																										
・加熱系	・アスファルト混合物	・車路	・図示																																																																										
	・石油樹脂系混合物	・歩行者用通路	・図示																																																																										
・常温系																																																																													
<p>・透水性アスファルト舗装</p>	<p>(22.7.2.3.6)</p> <p>構成 <ul style="list-style-type: none"> ・図示 </p> <p>材料</p> <p>骨材 <ul style="list-style-type: none"> ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 </p> <p>試験</p> <p>開口度アスファルト混合物等の抽出試験 <ul style="list-style-type: none"> ・行う ・行わない </p> <p>舗装の平坦性 ※著しい凹凸がないもの</p>																																																																												
<p>・ブロック系舗装</p>	<p>(22.9.2~3)</p> <p>・コンクリート平板舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>寸法(mm)</td> <td>厚さ(mm)</td> <td>目地材</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>※普通平板 (N)</td> <td>※300角</td> <td>※60</td> <td>※砂</td> <td>表面加工</td> </tr> <tr> <td>・透水平板 (P)</td> <td></td> <td></td> <td>・モルタル</td> <td>・研ぎ出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・洗い出し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・たたき出し</td> </tr> </table> <p>普通平板は (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。ただし、誤差困難な場合は監督職員と協議する。</p> <p>透水平板は (透水性コンクリート) とする。</p> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、コンクリート平板間の段差 3mm 以内とする。</p> <p>・インターロッキングブロック舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>部位</td> <td>形状</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>曲げ強度 (N/mm²)</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">※普通ブロック (N)</td> <td rowspan="2">車路</td> <td>・図示</td> <td>※80</td> <td>※50</td> <td rowspan="2">色彩</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">表面加工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・透水性ブロック (P)</td> <td rowspan="2">歩行者用通路</td> <td>・図示</td> <td>※60</td> <td>※30</td> <td rowspan="2">・標準品</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>歩行者用通路に使用する普通ブロックは (再生材料を用いた舗装用ブロック) とする。透水性ブロックは (透水性コンクリート) とする。</p> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、ブロック間の段差 3mm 以内とする。</p> <p>インターロッキング用不織布 (ジオテキスタイル) <ul style="list-style-type: none"> ・適用する ・適用しない </p> <p>インターロッキング用不織布は、下記の規格とする</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>規格値</td> </tr> <tr> <td>引張強度</td> <td>・98N/5cm(10kgf/5cm)以上</td> </tr> <tr> <td>単位面積質量</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>・1.5×10⁻¹cm/sec 以上</td> </tr> <tr> <td>厚さ(mm)</td> <td>・0.5~1.0</td> </tr> </table> <p>(注) 試験方法は、JIS L 1085 及び JIS A 1218 による。</p> <p>・舗石舗装</p> <table border="1"> <tr> <td>種類</td> <td>形状寸法(mm)</td> <td>厚さ (mm)</td> <td>施工方法</td> <td>基層</td> <td>基層の厚さ(mm)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・小舗石 (花崗岩)</td> <td rowspan="2">・図示</td> <td rowspan="2">・</td> <td>・うろこ張り</td> <td>・コンクリート版</td> <td>※70</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・アスファルト版</td> <td>※50</td> </tr> </table> <p>仕上がり面の平坦性 ※歩行に支障のないものとし、舗石間の段差 3mm 以内</p> <p>・砂利敷き</p> <p>(22.10.1) (22.9.2)</p> <p>種別 <ul style="list-style-type: none"> ・A種 (施工範囲: ※図示 ・ 通路 ()) ・B種 (施工範囲: ※図示 ・ 建物周囲地 ()) </p> <p>・路面標示用塗料</p> <p>路面標示用塗料は JIS K 5665 による。</p> <p>(-)</p>	種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考	※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工	・透水平板 (P)			・モルタル	・研ぎ出し					・洗い出し					・たたき出し	種類	部位	形状	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm ²)	備考	※普通ブロック (N)	車路	・図示	※80	※50	色彩				表面加工	・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	・図示	※60	※30	・標準品					項目	規格値	引張強度	・98N/5cm(10kgf/5cm)以上	単位面積質量	・	透水係数	・1.5×10 ⁻¹ cm/sec 以上	厚さ(mm)	・0.5~1.0	種類	形状寸法(mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)	・小舗石 (花崗岩)	・図示	・	・うろこ張り	・コンクリート版	※70	・	・アスファルト版	※50
種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考																																																																									
※普通平板 (N)	※300角	※60	※砂	表面加工																																																																									
・透水平板 (P)			・モルタル	・研ぎ出し																																																																									
				・洗い出し																																																																									
				・たたき出し																																																																									
種類	部位	形状	厚さ (mm)	曲げ強度 (N/mm ²)	備考																																																																								
※普通ブロック (N)	車路	・図示	※80	※50	色彩																																																																								
						表面加工																																																																							
・透水性ブロック (P)	歩行者用通路	・図示	※60	※30	・標準品																																																																								
項目	規格値																																																																												
引張強度	・98N/5cm(10kgf/5cm)以上																																																																												
単位面積質量	・																																																																												
透水係数	・1.5×10 ⁻¹ cm/sec 以上																																																																												
厚さ(mm)	・0.5~1.0																																																																												
種類	形状寸法(mm)	厚さ (mm)	施工方法	基層	基層の厚さ(mm)																																																																								
・小舗石 (花崗岩)	・図示	・	・うろこ張り	・コンクリート版	※70																																																																								
			・	・アスファルト版	※50																																																																								

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
※3種1号	溶融	粉体状	※白	※150	※1.0
・1種	常温	粉状	・	・100	・
・2種	加熱				
C 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料					
種類	寸法 (mm)	幅 (mm)	色	材質	
身障者用マーク	・W1,300×H1,500 ・W600×H700	線幅100程度	白	・合成ゴム (カウチー入、裏面粘着剤) ・路面標示用塗料	

23章 植栽及び屋上緑化工事

項目	特記事項																																
・植栽地の確認等	<p>(23.1.3)</p> <p>土壌の水素イオン濃度指数 (pH) の試験 ・行う ・行わない 電気伝導度水溶性塩類 (EC) の試験 ・行う ・行わない</p>																																
・植栽基盤の整備	<p>(23.2.2、4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>植栽</th> <th>工法</th> <th>有効土層の厚さ (cm)</th> <th>整備範囲</th> <th>土壌改良材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・樹木</td> <td>※A種 ・B種 ・C種 ・D種</td> <td>樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)</td> <td>・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> <tr> <td>※芝、地被類</td> <td>※B種 ・</td> <td>※20 ・</td> <td>・植栽範囲 ・図示 ・</td> <td>・適用する ・適用しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>植栽基盤の排水設備 ・設ける (※図示 ・) ・設けない</p>	植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材	・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)	・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない	※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																	
植栽	工法	有効土層の厚さ (cm)	整備範囲	土壌改良材																													
・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 (※100・120・150) 樹高7m以上~12m未満 (※80・100) 樹高3m以上~7m未満 (※60・80) 樹高3m未満 (※50・60)	・葉張り部分 ※植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																													
※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽範囲 ・図示 ・	・適用する ・適用しない																													
・植込み用土	<p>(23.2.3)</p> <p>※現場発生土の良質土 ・客土</p>																																
・土壌改良材	<p>(23.2.3)</p> <p>・パーク堆肥 C 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積 1 m²あたり (・50 l ・)</p> <table border="1"> <tr><td>有機物の含有率 (乾物)</td><td>70%以上</td></tr> <tr><td>炭素窒素比 (C/N比)</td><td>35以下</td></tr> <tr><td>陽イオン交換容量 (乾物)</td><td>70meq/100g以上</td></tr> <tr><td>pH</td><td>5.5~7.5</td></tr> <tr><td>水分</td><td>55~65%</td></tr> <tr><td>幼植物の成長の結果</td><td>生育障害その他以上を認めない</td></tr> <tr><td>窒素全量 (現物)</td><td>0.5%以上</td></tr> <tr><td>りん酸全量 (現物)</td><td>0.2%以上</td></tr> <tr><td>加里全量 (現物)</td><td>0.1%以上</td></tr> </table> <p>施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び品質不確かな場合は監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>・汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト) C 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積 1 m²あたり (・10 l ・)</p> <p>材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第1の基準に適合する原料を使用したもので、植栽環境の調査の結果、書面認められないものとする</p> <table border="1"> <tr><td>有機物の含有率 (乾物)</td><td>35%以上</td></tr> <tr><td>炭素窒素比 (C/N比)</td><td>20以下</td></tr> <tr><td>pH</td><td>8.5以下</td></tr> <tr><td>水分</td><td>50%以下</td></tr> <tr><td>窒素全量 (現物)</td><td>0.8%以上</td></tr> <tr><td>りん酸全量 (現物)</td><td>1.0%以上</td></tr> <tr><td>アルカリ分 (現物)</td><td>15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)</td></tr> </table> <p>施工箇所の土壌および植栽する植物の性質から仕様が不適な場合、及び品質不確かな場合は監督職員と協議を行うものとする。</p>	有機物の含有率 (乾物)	70%以上	炭素窒素比 (C/N比)	35以下	陽イオン交換容量 (乾物)	70meq/100g以上	pH	5.5~7.5	水分	55~65%	幼植物の成長の結果	生育障害その他以上を認めない	窒素全量 (現物)	0.5%以上	りん酸全量 (現物)	0.2%以上	加里全量 (現物)	0.1%以上	有機物の含有率 (乾物)	35%以上	炭素窒素比 (C/N比)	20以下	pH	8.5以下	水分	50%以下	窒素全量 (現物)	0.8%以上	りん酸全量 (現物)	1.0%以上	アルカリ分 (現物)	15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)
有機物の含有率 (乾物)	70%以上																																
炭素窒素比 (C/N比)	35以下																																
陽イオン交換容量 (乾物)	70meq/100g以上																																
pH	5.5~7.5																																
水分	55~65%																																
幼植物の成長の結果	生育障害その他以上を認めない																																
窒素全量 (現物)	0.5%以上																																
りん酸全量 (現物)	0.2%以上																																
加里全量 (現物)	0.1%以上																																
有機物の含有率 (乾物)	35%以上																																
炭素窒素比 (C/N比)	20以下																																
pH	8.5以下																																
水分	50%以下																																
窒素全量 (現物)	0.8%以上																																
りん酸全量 (現物)	1.0%以上																																
アルカリ分 (現物)	15%以下 (ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない)																																
・樹木	<p>(23.3.2)</p> <p>樹種、寸法、株立数等 ※図示 ・</p>																																
・支柱	<p>(23.3.2.3)</p> <p>支柱材 ※丸太 (間伐材) C ・真竹 ・カラ松の焼き丸太 防腐処理方法 ※加工式防腐処理丸太材 ・ 形式 ・図示 ・添え柱形 ・鳥居形 ・八つ掛 ・布掛け ・ワイヤ支柱 地下埋設支柱</p>																																
・幹巻き用材料	<p>(23.3.2)</p> <p>材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも</p>																																

・芝	<p>(23.4.2.3)</p> <p>種類 ・ケンタッキーブルーグラス80%以上 ・ノシバ 芝張りの工法 平地 ・目地張り ※べた張り 切土法面 ・目地張り ※べた張り 盛土法面 ・目地張り ※べた張り</p>																								
・吹付け草種	<p>(23.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種子の種類</th> <th>発芽率</th> <th>種子の量 (g/m²)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カタキア リューグ ス</td> <td>※発芽率80%以上</td> <td>1.0g/m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カビツグ レッド フェイ</td> <td></td> <td>5.0g/m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルド フェイ</td> <td></td> <td>2.0g/m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(種子は3種以上の混播とする。)</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>肥料 ※高度化成肥料 (窒素、りん酸、加里の有効成分が共に10%以上で合計40%以上のもの)</p>	種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m ²)	備考	カタキア リューグ ス	※発芽率80%以上	1.0g/m ²		カビツグ レッド フェイ		5.0g/m ²		ルド フェイ		2.0g/m ²		(種子は3種以上の混播とする。)				・	・		
種子の種類	発芽率	種子の量 (g/m ²)	備考																						
カタキア リューグ ス	※発芽率80%以上	1.0g/m ²																							
カビツグ レッド フェイ		5.0g/m ²																							
ルド フェイ		2.0g/m ²																							
(種子は3種以上の混播とする。)																									
・	・																								
・地被類	<p>(23.4.2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th> <th>コンテナ径</th> <th>単位面積当たりのコンテナ数</th> <th>芽立数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table>	樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数	・	・	・	・																
樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数																						
・	・	・	・																						
・樹名板	<p>※合成樹脂製 (・立立式 ・樹木添架式)</p>																								
・新植、移植樹木、芝等の枯保証	<p>(23.3.4.6) (23.4.7)</p> <p>新植樹木 (芝張り、吹付け草種及び地被類を含む) の枯保証の期限 ※引渡しの日から1年 ・無し 移植樹木の枯保証を行う期間 ※引渡しの日から1年 ・無し</p>																								

電気設備仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 神奈川県
 2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
局舎	鐵筋コンクリート造	地上1階	***	1.5項	*築

3. 工事種目 (●印の付いたものを対象工事種目とする。)

工事種目	建物別及び屋外				
	局舎				屋外
●電灯設備	新設一式				
○動力設備					
○電機設備					
○雷保護設備					
○受変電設備					
○電力貯蔵設備					
○発電設備					
○傳力・静電誘導設備					
○構内交換設備					
○情報表示設備					
○映像・音響設備					
○拡声設備					
○誘導・安全設備					
○テレビ共用受信設備					
○テレビ電波受信機					
○監視カメラ設備					
○駐車場管理設備					
○防犯・入室管理設備					
○火災検知設備					
○中央監視制御設備					
●通信年番設備	新設一式				
○構内通信線路					
●構内通信線路	新設一式				

4. 指定部分 (●印の付いたものを適用する。)

- 無
 ○ 有 下記の部分については、平成 年 月 日までに行うこととする。
 (対象部分：)

5. 工事発注区分

下記の内容を本工事対象外とする。
 なお、当設計図には本工事対象外の内容が記載されている。

建物名称・工事種目	項目	図面番号

※本工事対象外が無い場合、5.工事発注区分表は削除する事

II 工事仕様

1. 共通仕様
 1) 図面及び詳細仕様に記載されていない事項は、すべて次に由る。
 国土交通省大臣官庁官庁営繕部発の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版（以下、「標準仕様書」という。）
 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成31年版（以下、「改修標準仕様書」という。）
 国土交通省大臣官庁官庁営繕部発・環境部発の公共建築改修工事標準図（電気設備工事編）平成31年版（以下、「標準図」という。）
 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、機械設備工事及び建築工事は、それぞれの詳細仕様書を適用する。
2. 特記仕様
 項目及び詳細事項は、●印の付いたものを適用する。
 なお、特記事項のうち選択する事項のうち、●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

項目	特記事項																		
● 環境への配慮	<p>(1) 本工事において、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月閣議決定）」（以下グリーン購入法基本方針という）による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 なお、本工事において使用する機材のうち、設計図書で定めのあるものについてはグリーン購入法基本方針による。</p> <p>(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1)から4)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MD F、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難燃性可塑性樹脂を除く。）が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散量が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>(3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>																		
● 機材の品質等	<p>(1) 本工事に使用する機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>(2) 下表に示す機材等の製造業者等は、次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 生産履歴及び品質の管理を適切に行っていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 販売、保守等の営業体制を整えていること。 <p>機材名</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>蛍光灯器具（防塵器具及び防火器具器具を除く。）</td></tr> <tr><td>LED照明器具（一般室内用に限る。）</td></tr> <tr><td>照明制御装置</td></tr> <tr><td>可変速駆動インバータ装置</td></tr> <tr><td>分電盤（OA盤及び実験盤を含む。）</td></tr> <tr><td>制御盤</td></tr> <tr><td>キュービクル式配電盤</td></tr> <tr><td>高圧スイッチギヤ（CW形）</td></tr> <tr><td>高圧スイッチギヤ（PW形）</td></tr> <tr><td>高圧交流遮断器</td></tr> <tr><td>高圧進相コンデンサ</td></tr> <tr><td>高圧限流ヒューズ</td></tr> <tr><td>高圧負荷開閉器</td></tr> <tr><td>高圧変圧器（特定機器）</td></tr> <tr><td>交流無停電電源装置</td></tr> <tr><td>太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）</td></tr> <tr><td>監視カメラ装置</td></tr> <tr><td>中央監視制御装置</td></tr> </tbody> </table>	蛍光灯器具（防塵器具及び防火器具器具を除く。）	LED照明器具（一般室内用に限る。）	照明制御装置	可変速駆動インバータ装置	分電盤（OA盤及び実験盤を含む。）	制御盤	キュービクル式配電盤	高圧スイッチギヤ（CW形）	高圧スイッチギヤ（PW形）	高圧交流遮断器	高圧進相コンデンサ	高圧限流ヒューズ	高圧負荷開閉器	高圧変圧器（特定機器）	交流無停電電源装置	太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	監視カメラ装置	中央監視制御装置
蛍光灯器具（防塵器具及び防火器具器具を除く。）																			
LED照明器具（一般室内用に限る。）																			
照明制御装置																			
可変速駆動インバータ装置																			
分電盤（OA盤及び実験盤を含む。）																			
制御盤																			
キュービクル式配電盤																			
高圧スイッチギヤ（CW形）																			
高圧スイッチギヤ（PW形）																			
高圧交流遮断器																			
高圧進相コンデンサ																			
高圧限流ヒューズ																			
高圧負荷開閉器																			
高圧変圧器（特定機器）																			
交流無停電電源装置																			
太陽光発電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）																			
監視カメラ装置																			
中央監視制御装置																			
● 適用区分	<p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。</p> <p>風圧力 風速 ($V_0 =$ m/s) 地表面粗度区分 ()</p> <p>積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号 における区域 別表 ()</p>																		
○ 施工条件	<p>○ 交際警備員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。） ○ 適用 人・日配置する。</p> <p>○ 警備員 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。） ○ 適用 人・日配置する。 警備員の詳細は、E-00図による。</p> <p>○ 除雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。） ○ 適用</p> <p>○ 排雪 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。） ○ 適用</p> <p>○ 採暖養生 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。） ○ 適用</p> <p>○ 採暖施設 ※ 別途（協議により設計変更の対象とする。）</p>																		

<p>● 施工調査</p>	<p>○ 適用</p> <p>○ 事前調査を行う。 調査項目 (既存資料調査) () 調査範囲 (● 図示) 調査方法 (● 図示)</p>	<p>注) 材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。 (○ PCBを含む機器類 ()) 搬出場所 所在地 () 距離 ()</p>																																																																				
<p>● 電気工事士</p>	<p>最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。</p>	<p>(2) 特別管理産業廃棄物</p> <p>○ 鉛蓄電池 処理数量 t km 処理</p> <p>○ アルカリ蓄電池 処理数量 t km 処理</p> <p>○ 廃油 処理数量 t km 処理</p> <p>○ 廃アスベスト 処理数量 t km 処理</p>																																																																				
<p>○ 施工区分</p>	<p>図面に特記なき場合は、表-1「施工区分表」及び表-2「施工区分表(2)」による。</p>	<p>(3) 再資源化を図るもの</p> <p>○ 蛍光灯、水銀灯及び白熱灯 処理数量 kg km 中間処理</p> <p>○ 小型蓄電池 処理数量 kg km 処理</p> <p>○ 硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 kg km 処理</p> <p>○ 廃油 処理数量 t km 処理</p> <p>○ コンクリート(有筋) 処理数量 t km 処理</p> <p>○ コンクリート(無筋) 処理数量 t km 処理</p> <p>○ アスファルト・コンクリート 処理数量 t km 処理</p> <p>○ 木材 処理数量 t km 処理</p>																																																																				
<p>● 廃棄措置</p>	<p>設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。</p> <p>(1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量) に、地盤係数(1.0とする。)及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <p>○ 設計用標準水平震度(特定の施設)</p> <table border="1" data-bbox="319 604 766 840"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 設計用標準水平震度(一般の施設)</p> <table border="1" data-bbox="319 862 766 1097"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 上層階とは2から6階建の場合は、最上階、7から9階建の場合は上層2階、10から12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 中間階は、1階及び地下階を除く各階で上層階に該当しない階とする。 水槽類とは燃料小水槽を含む。 重要機器は、次のものを示す。 ○ 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動加圧報知受信機 ○ 中央監視制御装置 ○ ○</p> <p>(2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に動くものとする。</p>	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	防振支持の機器	2.0	2.0	水槽類	2.0	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.5	水槽類	1.5	1.0	1階・地下階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	1.0	水槽類	1.5	1.0	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	1.5	水槽類	1.5	1.0	中間階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.0	水槽類	1.0	0.6	1階・地下階	機器	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	0.6	水槽類	1.0	0.6	<p>(4) その他の発生材 (○) 処理数量 t km 処理</p> <p>注) 受入施設は計量装置を有するものとする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p> <p>● 建設発生土の処理</p> <p>● 構内指定場所に敷出し ○ 構内指定場所ごとの種別 ○ 構外搬出際の処理 距離 km ○ 構外指定場所ごとの処分(搬出調書等を提出する。) 受入施設名称 () 所在地 () 距離 km 受入れ期間帯 ()</p> <p>● 足場その他</p> <p>● 関係受注者の指定する足場、作業橋の類は、無償で使用できる。 ● 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場種別 ※ (A種、B種、C種、D種) ○ E種 ○ F種 ○ G種 外部足場種別 ※ (D種、E種) ・ A種 ○ B種 ○ C種 ○ F種</p> <p>○ 仮囲い等 改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。</p> <p>○ 仮設開口切り 仮設開口切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種</p> <p>○ 既存部分の養生</p> <p>○ 別表第2の関係受注者の指定する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。 固定された部品、机、ロッカー等の移動 ○ 行う (E-1 図による。) ○ 行わない</p> <p>○ 図示表示等</p> <p>(1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、E-1 図「I. 図示記号(1)」、 「II. 図示記号(2)」及び別表第4による。 (2) 再使用機器に係る「仮取付」は、取外した機器等を一時的に取付け・取外す作業をいう。 (取外する際、緊締り検定及び清掃は、行わない。)</p> <p>● 天井仕上区分 室名に () を付したものは、天井のない部屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。</p> <p>● 電線本数及び管路等 分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管管線数、電線太さ、電線本数及び管路等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。</p> <p>○ 位置ボックス 位置ボックスを使用して壁に取付ける機器及び電気器具類の工法は、ボックスレス工法によるものとする。</p> <p>○ 再使用機器 照照器具の管理は (※ 再使用する。 ○ 新品に取替える。)</p> <p>○ はつり 非破壊検査等による隠蔽物の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーザー法)によるものとし、監督職員に報告とする。 貫通場所等の詳細については、(E-1 図)による。 穿孔機を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。</p> <p>● 仮設備工事 仮電源 ● 受変電設備 図示による。 ● 発電設備 図示による。 仮設期間 図示による。</p> <p>○ 砂利地業 ※ 再生クラッシュラン ○ 切込み砂利及び砕石</p> <p>● 接地極 接地極は、E-1 図「III. 接地極」による。 接地極上端の埋設深さは、 ○ 0.75m以上 ○ 0.9m以上 ○ 1.2m以上 とする。</p>
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																			
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5																																																																			
	防振支持の機器	2.0	2.0																																																																			
	水槽類	2.0	1.5																																																																			
中間階	機器	1.5	1.0																																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.5																																																																			
	水槽類	1.5	1.0																																																																			
1階・地下階	機器	1.0	0.6																																																																			
	防振支持の機器	1.0	1.0																																																																			
	水槽類	1.5	1.0																																																																			
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																			
上層階 屋上及び塔屋	機器	1.5	1.0																																																																			
	防振支持の機器	2.0	1.5																																																																			
	水槽類	1.5	1.0																																																																			
中間階	機器	1.0	0.6																																																																			
	防振支持の機器	1.5	1.0																																																																			
	水槽類	1.0	0.6																																																																			
1階・地下階	機器	0.6	0.4																																																																			
	防振支持の機器	1.0	0.6																																																																			
	水槽類	1.0	0.6																																																																			
<p>○ 特定建設資材の処理</p>	<p>(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることか決定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難い場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。</p> <p>(2) 分別解体の方法</p> <table border="1" data-bbox="319 1568 766 1691"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>分別解体の方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○ 建築設備工事</td> <td>○ 手作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 手作業、機械作業併用</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○</td> <td>○ 手作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ 手作業、機械作業併用</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 特定建設資材廃棄物の種類</p> <p>○ コンクリート 処理数量 t 距離 km</p> <p>○ コンクリート及び鉄からなる建設資材 処理数量 t 距離 km</p> <p>○ アスファルト・コンクリート 処理数量 t 距離 km</p> <p>○ 木材 処理数量 t 距離 km</p> <p>注) 受入施設は計量装置を有するものとする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p>	種類	分別解体の方法	備考	○ 建築設備工事	○ 手作業		○ 手作業、機械作業併用		○	○ 手作業		○ 手作業、機械作業併用		<p>○ 仮囲い等 改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。</p> <p>○ 仮設開口切り 仮設開口切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種</p> <p>○ 既存部分の養生</p> <p>○ 別表第2の関係受注者の指定する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。 固定された部品、机、ロッカー等の移動 ○ 行う (E-1 図による。) ○ 行わない</p> <p>○ 図示表示等</p> <p>(1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、E-1 図「I. 図示記号(1)」、 「II. 図示記号(2)」及び別表第4による。 (2) 再使用機器に係る「仮取付」は、取外した機器等を一時的に取付け・取外す作業をいう。 (取外する際、緊締り検定及び清掃は、行わない。)</p> <p>● 天井仕上区分 室名に () を付したものは、天井のない部屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。</p> <p>● 電線本数及び管路等 分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管管線数、電線太さ、電線本数及び管路等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。</p> <p>○ 位置ボックス 位置ボックスを使用して壁に取付ける機器及び電気器具類の工法は、ボックスレス工法によるものとする。</p> <p>○ 再使用機器 照照器具の管理は (※ 再使用する。 ○ 新品に取替える。)</p> <p>○ はつり 非破壊検査等による隠蔽物の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーザー法)によるものとし、監督職員に報告とする。 貫通場所等の詳細については、(E-1 図)による。 穿孔機を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。</p> <p>● 仮設備工事 仮電源 ● 受変電設備 図示による。 ● 発電設備 図示による。 仮設期間 図示による。</p> <p>○ 砂利地業 ※ 再生クラッシュラン ○ 切込み砂利及び砕石</p> <p>● 接地極 接地極は、E-1 図「III. 接地極」による。 接地極上端の埋設深さは、 ○ 0.75m以上 ○ 0.9m以上 ○ 1.2m以上 とする。</p>																																																							
種類	分別解体の方法	備考																																																																				
○ 建築設備工事	○ 手作業																																																																					
	○ 手作業、機械作業併用																																																																					
○	○ 手作業																																																																					
	○ 手作業、機械作業併用																																																																					
<p>● 発生材の処理等</p>	<p>(1) 引渡しを要するもの (○ 金属類 ○ ○ ○) 堆積場所 ● 構内 ○ 指定場所 () 所在地 () 距離 (km)</p>	<p>○ 仮囲い等 改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。</p> <p>○ 仮設開口切り 仮設開口切り種別 ・ A種 ・ B種 ※ C種</p> <p>○ 既存部分の養生</p> <p>○ 別表第2の関係受注者の指定する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 ○ 本工事で設置する。 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書によるほか、E-1 図による。 固定された部品、机、ロッカー等の移動 ○ 行う (E-1 図による。) ○ 行わない</p> <p>○ 図示表示等</p> <p>(1) 図中における図示記号は、各図中の凡例、E-1 図「I. 図示記号(1)」、 「II. 図示記号(2)」及び別表第4による。 (2) 再使用機器に係る「仮取付」は、取外した機器等を一時的に取付け・取外す作業をいう。 (取外する際、緊締り検定及び清掃は、行わない。)</p> <p>● 天井仕上区分 室名に () を付したものは、天井のない部屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。</p> <p>● 電線本数及び管路等 分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配管管線数、電線太さ、電線本数及び管路等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。</p> <p>○ 位置ボックス 位置ボックスを使用して壁に取付ける機器及び電気器具類の工法は、ボックスレス工法によるものとする。</p> <p>○ 再使用機器 照照器具の管理は (※ 再使用する。 ○ 新品に取替える。)</p> <p>○ はつり 非破壊検査等による隠蔽物の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーザー法)によるものとし、監督職員に報告とする。 貫通場所等の詳細については、(E-1 図)による。 穿孔機を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。</p> <p>● 仮設備工事 仮電源 ● 受変電設備 図示による。 ● 発電設備 図示による。 仮設期間 図示による。</p> <p>○ 砂利地業 ※ 再生クラッシュラン ○ 切込み砂利及び砕石</p> <p>● 接地極 接地極は、E-1 図「III. 接地極」による。 接地極上端の埋設深さは、 ○ 0.75m以上 ○ 0.9m以上 ○ 1.2m以上 とする。</p>																																																																				

○ 標識シート	地中高張線には、標識シートを2倍長以上重ね合わせて敷設する。	「照明は、センサーにより自動点滅しています。」とする。 注) 寸法単位は全てmm。																																				
○ マンホール及びハンドホール	※ ケーブル支持金物として、亜鉛めっき軽量形鋼 40×20×10 1.6t L=700 を2本以上又は同等の支持材を取り付ける。 〔寸法単位は全てmm〕 ※ 底部に排水用のゲートを設け、逆流防止弁を取り付ける。																																					
○ 柱上機器	避雷器、高圧カットアウト及びカギ等、 (○ 密閉形 ○ 耐塩形 ○ 重耐塩形) とする。																																					
○ 支線	○ 支線A 亜鉛めっき鋼より線 22mm ² 支線棒 太さ 13mm、長さ 2,500mm 支線用規格せ 軽石ブロック B 埋設深さ 1.5m以上 ○ 支線B 亜鉛めっき鋼より線 38mm ² 支線棒 太さ 13mm、長さ 2,500mm 支線用規格せ 軽石ブロック C 埋設深さ 1.5m以上																																					
○ 高圧ケーブルの端末処理銘板	屋内外ともに処理者銘板を取り付ける。																																					
○ 高圧ケーブルの屋外端未処理	○ 一般形 ○ 耐塩形 (耐塩がいし形) ○ 重耐塩形																																					
○ 外灯内閉機器	外灯ポール内に区分閉機器用の引掛防水ゴムコネクタを取り付ける。																																					
○ 地下オイルタンク	タンク室を (○ 設ける ○ 設けない) 工事区分 コンクリート躯体等 ※ 建築工事 乾砂 ※ ○ 建築工事 杭は、 ○ な し ○ あり (ただし、杭は建築工事) 漏洩油量指示計 ※ 設ける ・ 設けない 屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。																																					
● 機器取付け高さ	機器の取付け高さは、E-1 図「IV機器標準取付け高さ」による。																																					
● 金属製露出配管	金属製の露出配管の仕上げは次による。ただし燃料・潤滑油系、冷却水・温水系及び空気・排気系の配管は、標準仕様書第5編第2章2.1.7.1 配管一般(13)による。 ● 屋外の露出配管は、塗装を施す。(溶接亜鉛めっき仕上げ付着量 550g/m ² 以上) ○ 次の露出配管は、塗装を施す。 (○ 車庫 ○ ○ ○)																																					
● フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に特記なき場合、次による。 ※ 金属製 (ステンレス及び新金属含む。ただし防水型は除く。) ● 樹脂製																																					
○ 二重床内の固定	二重床内に設けるケーブルジョイントボックスは、次による。 (※ 床面に固定する。 ○ 床面に固定しない)																																					
○ 発電機回路のコンセント	発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。																																					
○ 電話機への配線	電話機1台につき、次のものを見込む。 ○ EM-TIEFO、65-2C (○ 20m ○ m) ○ EM-BTIEEO、4-2P (○ 20m ○ m) ○ ワイヤプロテクタ 号 1.5m																																					
○ 電界強度測定等	電界強度測定及び受信感度の対象チャンネルは次による。 ※ 地上波 (ch、 ch、 ch、 ch) (ch、 ch、 ch、 ch) ※ 衛星BS (BS- 1 [151,161]、BS- 3 [171]) (BS-13 [141,181]、BS-15 [101,103]) ○ 衛星CS ()																																					
● インバータ装置の規約効率	三相可変運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。 <table border="1"> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> </tr> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <td>電動機出力 (kW)</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>規約効率 (%)</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>備考) 1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」のIP4X、6極定格、50Hz、電圧200Vの電動機を駆動したときの値とする。</p>	電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	電動機出力 (kW)	5.5	7.5	11	15	18.5	規約効率 (%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	電動機出力 (kW)	22	30	37	45	-	規約効率 (%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-	
電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7																																	
規約効率 (%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0																																	
電動機出力 (kW)	5.5	7.5	11	15	18.5																																	
規約効率 (%)	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5																																	
電動機出力 (kW)	22	30	37	45	-																																	
規約効率 (%)	95.5	95.5	95.5	95.5	-																																	
○ サイン計画	○ 身障者プレート アクリル樹脂透明板 150×150 5t 白地に青色の表示 シルクスクリーン印刷 ○ 緊急叫出プレート アクリル樹脂板 100×50 2t 黒地に白文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、 「気分が悪い方は、このボタンを押してください。」とする。 ○ 人感センサー表示プレート アクリル樹脂板 70×30 3t 白地に黒文字 シルクスクリーン印刷 記述内容は、																																					

表-1 「施工区分表(1)」

他工事(他工種)との取合い		電気設備	機械設備	建築		
貫通部及び開口部	S造及びSRCのはり貫通部	補強及びスリーブ	○	○	※	
	RC造のはり貫通部	補強	○	○	※	
		スリーブ	※	○	○	
	RC造の床及び壁貫通部	補強	○	○	※	
		分電盤用、端子盤用及び床下用 上記以外	仮枠	※	○	○
			スリーブ	※	○	○
	デッキプレートの貫通部	補強	○	○	※	
		切込み	※	○	○	
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	○	○	※	
		補強を要する切込み	○	○	※	
		補強を要しない切込み	※	○	○	
	開口部のでり補修		※	○	○	
貫通部及び開口部の塵出し		※	○	○		
基礎	基礎本体	設置場所(屋内、屋上及び屋外)にかかわらず次の機器類に関するもの。(架台及びアンカーボルト除く) ・配電盤、制御盤及び発電装置等 ・避雷針(自立取付形) ・テレビアンテナ(自立形)		○	○	※
	架台及びアンカーボルト	※	○	○		
建築関係	床及び天井点検口	○	○	※		
	防虫堤	○	○	※		
	配線ピット及びひらた	○	○	※		
	電動の建具類及びユニット等の制御盤及び電源ボックス以降の配管及び配線(接地線とも)(自動扉、電動シャッター等)	○	○	※		
	自動昇降装置を取り付ける防火戸の切込み、補強及びドアチェック	○	○	※		
	可動割仕切りに取付けるスイッチ及びコンセント等用の切込み	○	○	※		
	軽量鉄骨下地割仕切りのボックス取付金具及びその取付	※	○	○		
照明器具及び導線等の吊りボルト用インサート	※	○	○			
機械設備関連	換気扇の取付枠	○	※	○		
	別送機器等への接続(直接に接続するもの)	※	○	○		
	別送機器付属の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)	○	※	○		
	別送機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線(接地線とも)	※	○	○		
	制御盤から別送自動制御盤への電源用配管及び配線(接地線とも)	※	○	○		
	制御盤と別送自動制御盤間の信号線の配管及び配線	○	※	○		
	天井吊り形FCT、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気制御機と操作スイッチとの配管及び配線(接地線とも)	配管 配線	※ ○	○ ※	○ ○	
	煙感知器から連動制御盤を経て防煙ダンクに至る配管及び配線	※	○	○		
	小便用節水装置の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)	○	※	○		
	地震感知器、(は)V型濃度計、漏洩電流支持時計及び油面制御装置以降の配管及び配線	配管 配線	※ ○	○ ※	○ ○	

表-2 「施工区分表(2)」

他工事(他工種)との施工区分	電気設備	IT/サーバー設備	機械設備
EV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)からEV監視室又はEN警報盤までの配管及び配線	○	※	○
点検用コンセント及び煙感知器	※	○	○
動力用電源、照明用電源、接地線、火災警報信号及び防犯設備(館内放送用)からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの配管及び配線	※	○	○
EV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)からエレベーター内監視カメラまでの配管及び配線	○	※	○
集合保安装置又は端子盤からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの保守用監視用(電圧検出線)の配管	※	○	○
緊急地震速報受信装置からEV制御盤(EV機械室内又は昇降路内等)までの地震管制信号用の配管	※	○	○
動力計測k用電力計から自動制御盤までの配管及び配線	○	○	※

機械設備仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 神奈川県

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
局舎	鉄筋コンクリート造	地上1階	***	15項	*築

3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)

工事種目	工事種別				
	局舎				屋外
●空気調和設備	新設一式				
○暖房設備					
●換気設備	新設一式				
○排煙設備					
●自動制御設備	新設一式				
○衛生器具設備					
○給水設備					
○排水設備					
○給湯設備					
○消火設備					
○厨房設備					
○ガス設備					
○雨水利用設備					
○浄化槽設備					
●撤去工事	新設一式				

4. 指定部分 (●印の付いたものを適用する。)

- 無
- 有 下記の部分については、平成 年 月 日までに完成させること。
(対象部分：)

5. 設備概要 (●印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設 備 概 要
空気調和方式	●空気調和 ○ダクト方式 (○中央 ○各階ユニット) ○ファンコイルダクト併用方式 ○パッケージ方式 ○温風暖房 ○ ○直接暖房 ○熱気暖房 ○温水暖房
主要熱源機器	○鋼製ボイラー ○鋼製簡易ボイラー ○小型貫流ボイラー ○簡易輿流ボイラー ○鋳鉄製ボイラー ○鋳鉄製簡易ボイラー ○温風暖房機 ○真空式温水発生機 ○チリングユニット ○空気源熱ヒートポンプユニット ○吸収冷凍機 ○吸収冷凍温水機 ○吸収式温水機ユニット ○パッケージ型空気調和機 ○マルチパッケージ型空気調和機 ○
排煙設備	○建築基準法 ○消防法
自動制御方式	●電気式 ○電子式 ○デジタル式
給水方式	○上水 ○井水 ○水道直結方式 ○水道直結増圧方式 ○高置タンク方式 ○受水タンク+ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○分流式 ○合流式) ポンプ排水 ○有 (○汚物 ○雑排水 ○湧水) ○無 建物外成流洗 (1) 汚水 ○直放流下水管 ○浄化槽 (2) 雑排水 ○直放流下水管 ○浄化槽 ○側溝
消火設備の種類	○屋内消火栓設備 ○スプリンクラー設備 ○泡消火設備 ○不活性ガス消火設備 (○) ○粉末消火設備 ○連結給水管設備 ○連結給水機
ガスの種類	○都市ガス (種別: 、高位発熱量: MJ/m ³ (N)、 低位発熱量: MJ/m ³ (N)、供給圧力 Pa、 供給事業者名:) ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

6. 工事発注区分表

下記の内容を本工事対象外とする。
なお、当該設計図には本工事対象外の内容が記載されている。

建物名称・工事種目	項目	図面番号

【※本工事対象外の場合、6.工事発注区分表は削除】

II 工事仕様

1. 共通仕様

- 図面及び仕様仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
国土交通省大臣官房官庁營繕部決定の
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版（以下、「標準仕様書」という。）
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版（以下、「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁營繕部決定の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版（以下、「標準図」という。）
- 電気設備工事及び建築工事を本工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの特記仕様書を適用する。

2. 特記仕様

- 章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。
なお、特記事項の選択する事項のうち、●印の付かない場合は、●印の付いたものを適用する。

●1章 一般共通事項

項目	特記事項
○ 施工条件	除 雪 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 排 雪 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 採暖養生 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 採暖仮設 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 文通誘導設備 ※別途（協議により設計変更の対象とする） ○適用 人・日設置する。
○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ・風圧力 風速 (V ₀ = m/s) (対象機器:) 地表面粗度区分 () ・積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表 () (対象機器:)
● 環境への配慮	(1) 本工事において、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月閣議決定）」（以下「グリーン購入法基本方針」という。）による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。 なお、本工事において使用する機材のうち、設計図書で定めのあるものについては、グリーン購入法基本方針による。 (2) 建築物の内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の1）から4）を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3) 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない無揮発性の可塑性剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 4) 1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の1) とは次の1) とは次の1) に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3) 又は4) に該当する材料を指す。 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材以外の材料 2) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材 4) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は設計図書に定める品質及び性能のほか、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に示す機材等の製造業者等は、次の1) から6) までの事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 「機材等」 鋼製簡易ボイラー 遠心送風機（多翼形送風機） 鋳鉄製ボイラー 斜流送風機 鋼製小型ボイラー 軸流送風機

	<table border="1"> <tr><td>銅製ボイラー</td><td>消音ボックス付送風機</td></tr> <tr><td>真空式温水発生機（銅製・鉄製）</td><td>横形巻心ポンプ</td></tr> <tr><td>無圧式温水発生機（銅製・鉄製）</td><td>立形巻心ポンプ</td></tr> <tr><td>チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）</td><td>水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）</td></tr> <tr><td>吸収冷温水機</td><td>風量ユニット（定風量、変風量）</td></tr> <tr><td>吸収冷温水機ユニット</td><td>自動制御システム</td></tr> <tr><td>遠心冷凍機</td><td>衛生器具ユニット</td></tr> <tr><td>冷却塔</td><td>ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）</td></tr> <tr><td>ユニット形空気調和機</td><td>ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）</td></tr> <tr><td>ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット</td><td>密閉形循環式連続タンク（空室用・給湯用）</td></tr> <tr><td>コンパクト形空気調和機</td><td>F R P製バネルタンク</td></tr> <tr><td>パッケージ形空気調和機</td><td>スプリンクラー消火システム</td></tr> <tr><td>マルチパッケージ形空気調和機</td><td>不活性ガス消火システム</td></tr> <tr><td>ガレージオートボ式空気調和機</td><td>泡消火システム</td></tr> <tr><td>エアフィルター（バネル形、折込み形）</td><td>ハロゲン化物消火システム</td></tr> <tr><td>自動巻取形エアフィルター</td><td>厨房システム</td></tr> <tr><td>電気集じん器</td><td>マンホールふた・弁機ふた</td></tr> <tr><td>全熱交換器（回転形、静止形）</td><td></td></tr> <tr><td>全熱交換ユニット</td><td></td></tr> </table>	銅製ボイラー	消音ボックス付送風機	真空式温水発生機（銅製・鉄製）	横形巻心ポンプ	無圧式温水発生機（銅製・鉄製）	立形巻心ポンプ	チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）	吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）	吸収冷温水機ユニット	自動制御システム	遠心冷凍機	衛生器具ユニット	冷却塔	ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）	ユニット形空気調和機	ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	密閉形循環式連続タンク（空室用・給湯用）	コンパクト形空気調和機	F R P製バネルタンク	パッケージ形空気調和機	スプリンクラー消火システム	マルチパッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム	ガレージオートボ式空気調和機	泡消火システム	エアフィルター（バネル形、折込み形）	ハロゲン化物消火システム	自動巻取形エアフィルター	厨房システム	電気集じん器	マンホールふた・弁機ふた	全熱交換器（回転形、静止形）		全熱交換ユニット					
銅製ボイラー	消音ボックス付送風機																																										
真空式温水発生機（銅製・鉄製）	横形巻心ポンプ																																										
無圧式温水発生機（銅製・鉄製）	立形巻心ポンプ																																										
チリングユニット（空気熱源ヒートポンプユニットを含む）	水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用）																																										
吸収冷温水機	風量ユニット（定風量、変風量）																																										
吸収冷温水機ユニット	自動制御システム																																										
遠心冷凍機	衛生器具ユニット																																										
冷却塔	ガラス繊維板製 床カバー（容積組立形）																																										
ユニット形空気調和機	ガラス繊維板製 床カバー（床組立形）																																										
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	密閉形循環式連続タンク（空室用・給湯用）																																										
コンパクト形空気調和機	F R P製バネルタンク																																										
パッケージ形空気調和機	スプリンクラー消火システム																																										
マルチパッケージ形空気調和機	不活性ガス消火システム																																										
ガレージオートボ式空気調和機	泡消火システム																																										
エアフィルター（バネル形、折込み形）	ハロゲン化物消火システム																																										
自動巻取形エアフィルター	厨房システム																																										
電気集じん器	マンホールふた・弁機ふた																																										
全熱交換器（回転形、静止形）																																											
全熱交換ユニット																																											
○ 施工調査	事前調査 ○本工事 調査内容 調査項目 () 調査範囲 (○図面：M-○○図 ○) 調査方法 (○図面：M-○○図 ○)																																										
○ 足場その他	施工区分 (○機械設備 ○電気設備 ○建築) ○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 機械設備で設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場種別 ※〔A種、B種、C種、D種〕 ○ E種 ○ F種 ○ G種 外部足場種別 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ F種 ※〔D種、E種〕																																										
○ 仮囲い等	※改修標準仕様書によるほか、図面 (M-○○図) による。																																										
○ 仮設割土切	仮設割土切り種別 ○A種 ○B種 ※C種																																										
○ 既存部分の養生	施工区分 (○機械設備 ○電気設備 ○建築) ○別契約の関係受注者の設置する既存部分養生の類は、無償で使用できる。 機械設備で設置する場合は、 既存部分の養生方法は、改修標準仕様書第1編第3章による。 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ○行う (図面：M-○○図) ○行わない																																										
○ 撤去後の補修及び割土	壁掛け機器、床置き機器、天井付機器撤去跡 ○取付ボルト等の補修 ○見掛け部分はモルタル等で埋め補修を行う ○隠ぺい部分の補修はしない ○壁面天井面の変色等の補修 ○補修を行う (○ただし、仕上げは建築工事) ○補修は行わない ○床の補修 ○補修を行う (○ただし、仕上げは建築工事) ○補修は行わない																																										
○ 支持金物等の撤去	ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。																																										
○ 砂床地業	※再生クラッシュラン ○切込み砂床及び砕石																																										
○ 管周囲の保護砂及び埋め戻し土・盛土	管周囲の保護 ※山砂の類 (ただし、コンクリート管の周囲は掘削土の良質土) 埋戻し土・盛土 ※根切り土の中の良質土 ○山砂の類																																										
○ 建設発生土の処理	○構内指定場所に敷均し ○構内指定場所にたい積 ○構外搬出適切な処理 距離 ○○km ○構外指定場所に処分 (搬出調書を提出する。) 受入施設名称 () 所在地 () 距離 ○○km 受入れ時間帯 ()																																										
○ 特定建設物の処理	(1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事となることと規定されるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設物の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。 また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を画面にて監督職員に報告する。 (2) 分別解体の方法 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>分別解体の方法</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>○ 建設設備工事</td> <td>○ 手作業</td> <td></td> </tr> </table>	種 類	分別解体の方法	備考	○ 建設設備工事	○ 手作業																																					
種 類	分別解体の方法	備考																																									
○ 建設設備工事	○ 手作業																																										
				<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○ 手作業、機械作業併用</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 手作業</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 手作業、機械作業併用</td><td></td></tr> </table>	○	○ 手作業、機械作業併用			○ 手作業			○ 手作業、機械作業併用																															
○	○ 手作業、機械作業併用																																										
	○ 手作業																																										
	○ 手作業、機械作業併用																																										
				<p>(3) 特定建設物廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <p>○コンクリート 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()</p> <p>○コンクリート及び鉄骨から成る建設資材 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()</p> <p>○アスファルト・コンクリート 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()</p> <p>○木材 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()</p> <p>注) 受入施設が計量装置を有する施設とする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p>																																							
○ 発生材の処理等	(1) 引渡しを要するもの ○機器及び金属類 (ただし、保温材は除外) 堆積場所 ○ 構内 ○ 指定場所 ○○○ 所在地 ○○都○○町○○番地 距離 ○○km 注) 金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、必要に応じて設計変更について監督職員と協議する。 (2) 特別管理産業廃棄物 ○廃アスベスト 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○中間処理 ○最終処理 ○廃油 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ・中間処理 ・最終処理 ○臭化リチウム水溶液等 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○中間処理 ○最終処理 (3) 再資源化を図るもの ○コンクリート (有筋) 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○コンクリート (無筋) 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○木材 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○アスファルト・コンクリート 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () ○硬質塩化ビニルライニング鋼管及び継手 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () (4) その他の発生材 ○ () 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) () <p>注) 受入施設が計量装置を有する施設とする。 上記以外とする場合は、監督職員と協議する。</p>																																										
				● 機材の承認 機械設備工事機材承認図様式集 (平成28年版) によるほか、監督職員の指示による。																																							
				● 総合調整 調整項目 (測定箇所等は監督職員の指示による。) ● 風量調整 ○水量調整 ● 室内外空気の温度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定 ● 騒音の測定 ○飲料水の硬度の測定																																							

● 電動機	換気扇、圧力扇及び外準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。																																																																				
● 容量等の表示	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。																																																																				
● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は、次によるほか、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)に、地域係数(1.0)及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 ○ 設計用標準水平震度(特定の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び岩屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> ○ 設計用標準水平震度(一般の施設) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階 屋上及び岩屋</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階・地下階</td> <td>機器</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>上層階とは2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 ○重要機器は次のものを示す。 () (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とする。</p>	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び岩屋	機器	2.0	1.5	防振支持の機器	2.0	2.0	水槽類	2.0	1.5	中間階	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	1.5	1.5	水槽類	1.5	1.0	1階・地下階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.0	1.0	水槽類	1.5	1.0	設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び岩屋	機器	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	1.5	水槽類	1.5	1.0	中間階	機器	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.0	水槽類	1.0	0.6	1階・地下階	機器	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	0.6	水槽類	1.0	0.6
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																		
上層階 屋上及び岩屋	機器	2.0	1.5																																																																		
	防振支持の機器	2.0	2.0																																																																		
	水槽類	2.0	1.5																																																																		
中間階	機器	1.5	1.0																																																																		
	防振支持の機器	1.5	1.5																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
1階・地下階	機器	1.0	0.6																																																																		
	防振支持の機器	1.0	1.0																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器																																																																		
上層階 屋上及び岩屋	機器	1.5	1.0																																																																		
	防振支持の機器	2.0	1.5																																																																		
	水槽類	1.5	1.0																																																																		
中間階	機器	1.0	0.6																																																																		
	防振支持の機器	1.5	1.0																																																																		
	水槽類	1.0	0.6																																																																		
1階・地下階	機器	0.6	0.4																																																																		
	防振支持の機器	1.0	0.6																																																																		
	水槽類	1.0	0.6																																																																		
○ 地中埋設等	地中埋設等及び埋設表示用テープは、下記による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地中埋設</th> <th>埋設表示用テープ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> <tr> <td>ガス配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> <tr> <td>油配管</td> <td>※要 ○不要</td> <td>※要 ○不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>「要」の場合、地中埋設等は図面に示す箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。</p>		地中埋設	埋設表示用テープ	給水配管	※要 ○不要	※要 ○不要	ガス配管	※要 ○不要	※要 ○不要	油配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																								
	地中埋設	埋設表示用テープ																																																																			
給水配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
ガス配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
油配管	※要 ○不要	※要 ○不要																																																																			
○ 配管	(1) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。○(a) ○(b) ○(c) (2) 溶接の非破壊検査 ○不要 ○要()																																																																				
○ 保温	○多湿箇所は下記による。 ○厨房(天井内は含まない) ○浴室 ○シャワー室 ○ ○共同構内の保温種別は下記による。 ダクト: 配管:																																																																				
● 塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ○屋内露出 ○屋外露出 露出部分の亜鉛めっき面は、下記の部室のみ塗装を行う。 ○配管() ○ダクト()																																																																				
○ はつり	穿孔機械を使用して既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。 口径は、原則として管の外径(保温されるものにおいて保温厚さを含む。)より20mm程度大きなものとする。 非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う場合の調査方法は、鉄筋探査機(電磁波レーダー法)によるものとし、監督職員に報告とする。 ○別途建築工事で調査する範囲(○前壁壁面打箇所 ○)																																																																				
○ 天井区分	室に()を付けたものは、天井のない岩屋(スラブ天井)を示し、その他は二重天井を示す。																																																																				
○ 電線類	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。																																																																				
○ あと施工アンカーの耐震確認	性能確認試験 ○行わない ○行う() 施工後確認試験 (改修工事共通仕様書(建築工事編)による性能試験) ○行わない ○行う()																																																																				
● 案内板等	機器等の取扱い方法及びシステムを書いた図面(図面A1の図面(枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。 屋外に設置する案内物表示板等の材質はアルミニウム製とする。																																																																				
○ 施工区分	図面に特記なき場合は、表-1「施工区分表」による。																																																																				
● 2章 空気調和設備・暖房設備																																																																					
項目	特記事項																																																																				
○ 設計室温度	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="4">屋内(調整目標)</th> </tr> <tr> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th colspan="2">一般系統</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th></th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> <th>温度</th> <th>湿度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>		外気		屋内(調整目標)				温度	湿度	一般系統					温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度	夏季	℃	%	℃	%	℃	%	冬季	℃	%	℃	%	℃	%																																		
	外気		屋内(調整目標)																																																																		
	温度	湿度	一般系統																																																																		
	温度	湿度	温度	湿度	温度	湿度																																																															
夏季	℃	%	℃	%	℃	%																																																															
冬季	℃	%	℃	%	℃	%																																																															
○ ばいり濃度計	○設けない ○設ける(電源はボイラー及び冷温水機制御盤の2次側より取り出す。)																																																																				
○ ばいり量測定口	※直径80mm以上のフランジ付きとし、短管部を取り付ける。取り付け箇所は煙道の直線部とする。																																																																				
○ ダクト	○低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1,500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法)とする。 ○高圧1ダクト(適用範囲は図面による。)とする。																																																																				
○ 風量測定口	図面に記載した位置に取り付ける。																																																																				
○ チャンバー等	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお、大きさは図面による。 (3) 外壁に面するガラリに直接取り付けするチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。 (4) シーリングディフューザー形状出口には、下記の消音チャンバーを設ける。 <table border="1"> <tr> <td>ネック径が200φ以下のもの</td> <td>400×400×250H</td> </tr> <tr> <td>ネック径が200φを超えるもの</td> <td>500×500×300H</td> </tr> </table> GW25tの消音内貼りを行う。 <table border="1"> <tr> <td>BL-S、BL-D</td> <td>200×(長さ+100)×300H</td> </tr> <tr> <td>BL-T、BL-K</td> <td>250×(長さ+100)×300H</td> </tr> </table> (5) 線状吸出口には、下記の消音チャンバーを設ける。 (6) 天井付排気口には排気口ボックスを設ける。寸法特記の無い場合は(排気口寸法+100)×250Hとする。なお、消音内貼りについては特記による。 ○外気取り入れチャンバーには、標準図の施工45シールの施工例(一)、施工46シールの施工例(二)に示すNシール+Aシール+Bシールを行い、最下部に水抜きを設ける。なお、チャンバーの範囲は図面による。	ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H	ネック径が200φを超えるもの	500×500×300H	BL-S、BL-D	200×(長さ+100)×300H	BL-T、BL-K	250×(長さ+100)×300H																																																												
ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H																																																																				
ネック径が200φを超えるもの	500×500×300H																																																																				
BL-S、BL-D	200×(長さ+100)×300H																																																																				
BL-T、BL-K	250×(長さ+100)×300H																																																																				
● ダンパー	(1) 防煙ダンパー、防火防煙ダンパー 復帰方式 遠隔復帰式(定格入力DC24V、0.7A以下) (2) ビストンダンパー 復帰方式 遠隔式																																																																				
○ 定風量ユニット	※風速センサー形 ○メカニカル形																																																																				
● 配管材料	冷水管 ○配管用炭素鋼管(白管) 冷熱水管 ○配管用炭素鋼管(白管) 蒸気管(給気) ○配管用炭素鋼管(黒管) (還水) ○圧力配管用炭素鋼管(黒管) Sch40 ○圧力配管用炭素鋼管(黒管) Sch40 ○ 油管(一般) ○配管用炭素鋼管(黒管) ○被覆鋼管 (塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの) (土中) ○ポリエチレン外面被覆鋼管 ○配管用炭素鋼管(黒管) ○ 冷媒管 ●断熱材被覆鋼管 加温用給水管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (OSGP-VA OSGP-VB) ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 (OSGP-PA OSGP-PB) ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 空調用排水管 ○配管用炭素鋼管(白管) ○																																																																				

	<p>膨脹管、通気管、空気抜き管及び膨脹タンクよりボイラー等への補給水管は通管 用炭素鋼管（白管）とする。 油管にポリエチレン外面被覆管を使用する場合は、原則、溶接接続とし、被覆を 剥がした部分は防食処置を施す。 ボイラーのトランス管及びトランス管に接続する給水管（補給水側の弁まで）は配 管用炭素鋼管（黒管）とする。</p>
○ 弁類	<p>図面に特記なき場合は耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。 冷温水及び冷却水の呼び径65A以上はバフライ弁とする。 油用の仕切弁、逆止弁はマレアップ弁又は蝶弁とする。 ステンレス鋼管に取付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。 ファンコイルユニットと冷水管の接続部（注・選）には、ファンコイルユニット 用ボール弁を取り付ける。 ファンコイルユニットには（・流量調整弁 ・定流量弁）を設置する。</p>
○ 伸縮管継手	鋼管用（○ペロース形 ○スリッパ形）
○ 防震継手	○合成ゴム製 ○ペロース形
○ 温度計	<p>次の位置に取付ける。なお、温度計は円形指示計（パイメタル式100mmφ以 上。ただし、ポンプ廻りにおいては75mmφ以上）とする。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○ボイラーの温水管（返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り）及び三方弁装置後の 冷水管（返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○冷温水ヘッダー（注）及び冷温水ヘッダーの各送水管 ○空気調和機（パッケージ形を含む）のサブライチャンバー、レタンドクト、外気 取入れダクト及びレタンドクト ○その他図面に記載する箇所</p>
○ 圧力計	<p>次の位置に取付ける。 ○冷凍機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○空気調和機の冷水管（送り、返り） ○吸収冷温水機の冷水管（送り、返り）及び冷却水管（送り、返り） ○熱交換器の温水管（送り、返り） ○その他図面に記載する箇所</p>
○ 瞬間流量計及び 測定用タッピング	<p>次の位置に取付ける。なお、瞬間流量計はヒート管方式とし、止水コック付とする。 ○冷凍機の冷水出口 ※固定形 ○着脱形 ○冷凍機の冷却水出口 ※固定形 ○着脱形 ○ボイラー又は熱交換器の温水出口 ※固定形 ○着脱形 ○空気調和機の冷温水入口 ※固定形 ○着脱形 ○冷温水ヘッダーの各送水管 ※固定形 ○着脱形 ○吸収冷温水機の冷温水出口 ※固定形 ○着脱形 ○吸収冷温水機の冷却水出口 ※固定形 ○着脱形 着脱形の流量指示部として（○40A用 個 ○100A用 個 ○250A用 個）は付属とする。</p>
○ 改修工事の試験	<p>・試験範囲（※新築設備 ○既存設備（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。） ○</p>
○ 油面制御装置	<p>制御器には（○給油ポンプ制御 ○返油ポンプ制御 ○漏えい検知警報 ○満油警報 ○成油警報 ○過熱警報）の端子を設ける。なお、フロートスイッ チ部と制御器間の配管管径は製造者の標準仕様とする。</p>
○ 地下オイル タンク	<p>タンク室を（○設けない ○設ける） コンクリート躯体 ※別途建築工事 乾砂 ※別途建築工事 杭は、 ○無し ○有り（ただし、杭は別途建築工事）</p>
● 消音内張り	施工する箇所は、図面に記載したダクト及びチャンバー類とする。
● 保溫	<p>○「外気取り入れダクト」、「外気取り入れチャンバー」、「排気チャンバー及び排気 ダクトの外壁より2m」は保溫する。 ○膨脹管及び膨脹タンクよりボイラー等への補給水管の保溫は、標準仕様書第2編 3.1.4の（○冷水管 ○温水管）の項による。 ○建物内の空気抜き管（空気抜き弁まで）の保溫は、標準仕様書第2編3.1.4の（○ 冷水管 ○温水管）の項による。 ○空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保溫は、標準仕様書第2編3. 1.5の排水管の項による。 ○蒸気配管の保溫は行わない。ただし、屋内露出（居室・廊下）の立管は除く。 ○蒸気管及び温水管で室内及び配管内の弁は保溫する。ただし、装置廻りの弁は除 く。外装は冷水及び冷温水用の弁に準ずる。</p>

●冷媒管の保溫外装 （保溫化粧ケー ス）	<table border="1"> <tr> <td>使用 範囲</td> <td>○屋内露出 （一般居室・ 廊下）</td> <td>○機械室、書 庫、倉庫</td> <td>○屋外露出 （外壁）</td> <td>○屋外露出 （屋上）</td> </tr> <tr> <td>材質</td> <td>○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板</td> <td>○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板</td> <td>○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板</td> <td>○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板</td> </tr> </table> <p>注）高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛6～6%アルミニウム-3%マグネ シウムめっき鋼板を示す。</p>	使用 範囲	○屋内露出 （一般居室・ 廊下）	○機械室、書 庫、倉庫	○屋外露出 （外壁）	○屋外露出 （屋上）	材質	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板
使用 範囲	○屋内露出 （一般居室・ 廊下）	○機械室、書 庫、倉庫	○屋外露出 （外壁）	○屋外露出 （屋上）							
材質	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板	○耐候性を有する 鉄鋼製 ○高耐食溶融亜鉛 めっき鋼板							
○ 他の設備項目 の適用	給油設備の当該項目を適用する。										
○ 既設ダクトの 再利用	<p>運転騒音低減の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃</p>										
○ 冷媒の回収	<p>冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行った場合は以下の書類を監理職員へ提出する。 （1）「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制 法）」に従った場合 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し （イ）フロン類回収証明書 （2）「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に従った場合 （ア）特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し</p>										
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。										
○ 空調機用 トラップ	形式 ※フロート式										
●3章 換気設備											
項 目	特 記 事 項										
● ダクト	<p>●低圧ダクト（●コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○アングルフランジ工法）とする。 ○高圧1ダクト（適用範囲は図面による。）とする。 ○外気取り入れダクトには、標準図の施工45シールの施工例（一）、施工46シ ールの施工例（二）に示すNシール+Aシール+Bシールを行い、最下部に水 抜きを設ける。なお、ダクトの範囲は図面による。</p>										
○ 排気フード	<p>排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項 による。 一般易燃排気フード ※別途工事 ○本工事 厨房排気フード ※本工事 ○別途工事</p>										
○ 厨房排気ダクト の板厚等	<p>厨房設備の排気ダクト（亜鉛めっき板）はアングルフランジ工法とし、板厚は次の通り。 矩形ダクト</p> <table border="1"> <tr> <td>ダクトの長辺(mm)</td> <td>板厚(mm)</td> </tr> <tr> <td>450以下</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>450を超え750以下</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>750を超え1500以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1500を超えるもの</td> <td>1.2以上</td> </tr> </table>	ダクトの長辺(mm)	板厚(mm)	450以下	0.6以上	450を超え750以下	0.8以上	750を超え1500以下	1.0以上	1500を超えるもの	1.2以上
ダクトの長辺(mm)	板厚(mm)										
450以下	0.6以上										
450を超え750以下	0.8以上										
750を超え1500以下	1.0以上										
1500を超えるもの	1.2以上										
○ ダクトの断熱	厨房・湯沸器室のフード接続の排気ダクトで天井内に隠れている箇所は、標準仕 様書第2編3.1.5の「排気筒」の項により断熱する。										
● 他の設備項目 の適用	下記のもの、空気調和設備・暖房設備の当該項目を適用する。 風量測定口、チャンバー等、ダンパー、定風量ユニット、消音内張り、保 温。										
○ 既存ダクト の再使用	<p>運転騒音低減の処置 ※吹出口にフィルターをはさむ等、ほこり等の飛散を防止する対策 ※吹出口廻りの居室内壁面、机、ロッカー等への防じん対策 ○ダクト内清掃</p>										
○ 多湿箇所のシー ルを必要とする排 気ダクトの系統	○厨房系統 ○浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統										
○4章 排煙設備											
項 目	特 記 事 項										
○ ダクト	○亜鉛めっき板製 ○鋼板製（厚1.6mm）										
○ 排煙口の形式	○パネル形（○天井取付 ○壁取付） ○スリット形（○天井取付 ○壁取付） ○ダンパー形（○天井取付 ○ ）										
○ 排煙口開放 及び制御方式	○電気式（自動操作 ○要 ○不要）										

○ 排気風量測定	建築設備定期検査業務基準平成20年版（財）日本建築設備・昇降機センター）の排気風量の検査方法に準じる。
●5章 自動制御設備	
項目	特記事項
○ 中央監視 制御装置	○有り（○新設 ○既設） ○無し
○ 制御弁	制御弁の接続口径は、参考とする。
● 電気計装用配線	電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1、5、1表4、1、11による。屋外・屋外露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。天井内隠蔽の配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
○6章 衛生器具設備	
項目	特記事項
○ 小異器用 節水装置	洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄量を制御するものとする。個別感測フラッシュ方式（○小異器一体型 ○埋込形 ○露出形）
○ 自動水栓	○電源供給方式（AC100V） 手動スイッチ ※無 ○有 ○自己発電方式
○ 和風大便器の防 火区画貫通処理	標準図施工66（b）による。
○ 洋風大便器	タンク方式の洗浄水量は65L/回以下とする。
○7章 給水設備	
項目	特記事項
○ 配管材料	一般 ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP-VA OSGP-VB OSGP-VD） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP-FVA OSGP-FVB） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP-PA OSGP-PB OSGP-PD） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP-FPA OSGP-FPB） ○ 地中 ○水道用ポリエチレン管（1種） ○水道用硬質塩化ビニル管（OVP OH1VP） ○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP-VD ○） ○フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 （OSGP-FVD ○） ○水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP-PD ○） ○フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管 （OSGP-FPD ○） ○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管 ○水道用ダクタイル鋳鉄管 ○
○ 量水器	○親メーター（○貸与品 ○） ○子メーター（V15式）
○ 量水器材	親メーター用 ○水道事業者の指定品 ○標準図MC形
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	水道直結部分の耐圧はJIS又はJV 10Kとし、その他の部分は5Kとする。呼び径65A以上の弁は、Vタフライ弁とする。ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 引込納付金等	○不要 ○要（○別途工事 ○本工事）
○ 水栓柱	○アルミニウム合金製 ○合成樹脂製 ○ステンレス製
○ 管の埋設深さ	管の地中埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、※水道事業者の指定深さ（ ） OGL-
○ 改修工事の試験	・試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2、7、3による。）
○ 給水管の洗浄	建物内給水管の洗浄を、高圧洗浄等により行う。
○8章 排水設備	

項目	特記事項
○ 配管材料	屋内汚水管（屋外第1樹まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○排水・通気用管 ○排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 屋内雑排水管（屋外第1樹まで） ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○配管用炭素鋼管（白管） ○排水・通気用鉛管 ○排水用ノントールエポキシ塗装鋼管（ポンプアップ管） ○ 通気管 ○配管用炭素鋼管（白管） 屋外汚水 雑排水管 ○遠心力鉄筋コンクリート管 ○ビニル管（RS-VU又はREP-VU） ○硬質ポリ塩化ビニル管（VU）
○ 台所流し等の 排水管	流し等の床上の配管は、ビニル管でもよい。
○ 継手	排水用鋼管どう継手（MDジョイント）はクッションパッキン付とする。
○ 樹	インバート樹、ため樹、フロー樹及び5た等の形状、寸法は図面による。
○ 満水試験継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 放流納付金等	○不要 ○要（○別途工事 ○本工事）
○ 保温	通気管の外壁より2mは保温する。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2、7、4による。） ○
○ 既設配管の洗浄	撤去を行う既設汚水管及び雑排水管は、撤去前に管内洗浄を行う。
○9章 給湯設備	
項目	特記事項
○ 配管材料	○水道用ステンレス鋼管 ○一般配管用ステンレス鋼管
○ 絶縁継手	図面の記載位置に取り付ける。
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。呼び径65A以上の弁は、Vタフライ弁とする。ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2、7、3による。） ○
○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管を含む）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3、1、5表2、3、5のh・(イ)・Ⅸとする。
○ 給湯機器の固定	給湯機器の固定は、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成24年12月12日国土交通省告示第1447号）による。
○10章 消火設備	
項目	特記事項
○ 配管材料	一般 ○屋内消火栓 ○配管用炭素鋼管（白管） ○連結放水 ○配管用炭素鋼管（白管） ○連結放水 ○配管用炭素鋼管（白管） ○ 地中 ○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 （OSGP-VS ○） ○
○ 屋内消火栓種別	○易操作型1号消火栓 ○1号消火栓 ○広範囲型2号消火栓 ○2号消火栓
○ 弁類	図面に特記なき場合の耐圧は、JIS又はJV 5Kとする。
○ 屋内消火栓 開閉弁	○10K
○ 改修工事の試験	○試験範囲（※新設配管 ○既存配管（ ） ○システム全体） ※（試験方法は、改修標準仕様書第2編2、7、5による。） ○

〇11章 厨房設備

項目	特記事項
〇 機器の寸法	概算寸法とする。
〇 機器の機能等	図面による。

〇12章 ガス設備

項目	特記事項
〇 配管材料	都市ガスの配管材料は、ガス事業者の供給規定による。 一般 〇配管用炭素鋼管(白管) 地中 〇 液化石油ガス 一般 〇配管用炭素鋼管(白管) 地中 〇
〇 都市ガス	ガスメーター 親メーターはガス事業者よりの貸与品、子メーターは貸取りとする。 引込負担金 〇不要 〇要(※別途工事 〇本工事)
〇 液化石油ガス	ガスボンベ 〇買取り 〇借用 ガスメーター 〇買取り 〇借用 集合装置 〇標準型施工7.2、7.3による。 本組 ボンベ置場のコンクリート基礎 〇別途工事 〇本工事 転倒防止用の容器固定具 ※本工事
〇 ガス漏れ警報器	〇本工事 〇別途電気設備工事 外部警報端子(〇無 〇有)
〇 埋設深さ	〇ガス事業者の指定深さ() OGLー
〇 塗装	建物内の外面被覆鋼管を除くすべての配管は標準仕様書第2編3.2.1.4の鋼管及び継手露出の項により塗装する。
〇 改修工事の取扱い	〇埋設範囲(※新築配管 〇既存配管() 〇システム全体) ※(取扱い方法は、改修標準仕様書第6編2.2.6又は2.3.6による。) 〇

〇13章 雨水利用設備

項目	特記事項
〇 配管材料	一般 〇水道用ステンレス鋼管 〇一般配管用ステンレス鋼管 〇水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (OSGP-VA OSGP-VB OSGP-VD)
〇 弁類	図面に特記なき場合は、JIS又はJVV 5Kとする。 呼び径65以上の弁は、バタフライ弁とする。 ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、青銅製又はステンレス製とする。

〇14章 浄化槽設備

項目	特記事項
〇 形式及び仕様	図面による。

〇15章 給油設備

項目	特記事項
〇 油の種類	灯油
〇 油タンク	市販品(〇490L型 〇950L型) 付属品共
〇 配管材料	被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)
〇 埋設深さ	※GL-500
〇 改修工事の取扱い	〇埋設範囲(※新築配管 〇既存配管() 〇システム全体) ※(取扱い方法は、改修標準仕様書第2編2.7.2による。)

●16章 撤去工事

項目	特記事項
● 撤去内容	別図による。
● 発生材の処理	現場処理による。

表-1 施工区分表

他工事(他工程)との取合い		機械端	電気端	建築	
開口部	S・SRC部まりの真鍮部	補強及びスリーブ	〇	〇	※
	RC部まりの真鍮部	補強	〇	〇	※
		スリーブ	※	〇	〇
	RC部・壁の真鍮部	補強	〇	〇	※
		スリーブ	※	〇	〇
		型枠	〇	〇	※
	テックプレート部の真鍮部	補強	〇	〇	※
		切込み	※	〇	〇
	軽量鉄骨下地天井及び壁の開口部	補強	〇	〇	※
		補強を要する切込み	〇	〇	※
	補強を要しない切込み	※	〇	〇	
開口部の穴埋め補修			※	〇	〇
貫通部・開口部の塵出し			※	〇	〇
機器の基礎	基礎本体	設置場所(屋内、屋上及び屋外)にかかわらず次の機器類に関するもの。(架台及びアンカーボルトを除く) ・熱源機器、ポンプ、空冷機、送風機等 ・受水タンク、高置タンク	〇	〇	※
	架台及びアンカーボルト		※	〇	〇
機械設備機器、ダクト、配管等の吊りボルト用インサート			※	〇	〇
建築関係	外部取付カバー(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)		〇	〇	※
	換気扇の取付枠		※	〇	〇
	床下水槽のマンホールふた		〇	〇	※
	流し台(排水トラップ共)		〇	〇	※
	湯沸室の排気フード		〇	〇	※
	床及び天井点検口		〇	〇	※
電気設備関係	防虫堤		〇	〇	※
	機器付属の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)		※	〇	〇
	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管及び配線(接地線とも)		〇	※	〇
	自動制御盤から別途制御盤への電源用配管及び配線(接地線とも)		〇	※	〇
	自動制御盤と別途制御盤間の信号線の配管及び配線		※	〇	〇
	天井吊り形FCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作パネルとの渡り配管配線(接地線とも)	配管 配線	〇 ※	〇 〇	〇 〇
	煙換気器から運動制御盤を経て防塵ダンパーに至る配管及び配線		〇	※	〇
	小売器具用節水装置の制御盤以降の配管及び配線(接地線とも)		※	〇	〇
地震感知器、はし、V型垂度計、遠隔油量指示計及び油面制御装置の各二次側配管配線	配管 配線	〇 ※	〇 〇	〇 〇	

(参考) 表-0 「機材等」

このページは特記仕様書に含まれない。

1章 一般共通事項 4材料機材の品質等「機材等」下表に必要事項を転記後、削除すること。

鋼製給湯ボイラー	遠心送風機(多翼形送風機)
鋳鉄製ボイラー	斜流送風機
鋼製小型ボイラー	軸流送風機
鋼製ボイラー	消音ボックス付送風機
真空式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	横形遠心ポンプ
無圧式温水発生機(鋼製・鋳鉄製)	水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
チリングユニット(空気冷却源)	立形遠心ポンプ
ヒートポンプユニットを含む)	吹出口・吸入口
吸収冷蔵水機	風量ユニット(定風量、変風量)
吸収冷蔵水機ユニット	自動制御システム
遠心冷凍機	衛生器具ユニット
冷却塔	FRP製バレルタンク
ユニット形空調機	密閉形膜式蒸気凝縮タンク(空調用・給湯用)
ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット	アルミ鋼製製氷機(溶接組立形)
コンパクト形空調機	アルミ鋼製製氷機(ボルト組立形)
パッケージ形空調機	スプリンクラー消火システム
マルチパッケージ形空調機	泡消火システム
ガスエンジンヒートポンプ式空調機	ハロゲン化物消火システム
エアフィルター(円筒形、折込み形)	厨房システム
自動巻取型エアフィルター	マンホールふた・弁類ふた
電気集じん器	
全熱交換器(回転形、静止形)	
全熱交換ユニット	

令和4年度原子力艦環境放射能測定調査施設（横須賀港小海（1号）局）更新工事 解体工事特記仕様書

I 工事概要


1. 工事場所 神奈川県横須賀市
2. 敷地面積
3. 工事種目
4. 指定部分 ・なし
・あり 次の部分については令和 年 月 日までに行うこととする。
(対象部分：)

II 解体工事仕様

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書（建築工事編）（平成24年版）」（以下「解体共通仕様書」という。）による。

図面、本特記仕様書及び解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）[平成31年3月改定]」（以下「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）[平成31年3月改定]」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

(2) 本特記仕様書の表記

- 1) 項目は、●印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。
●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の《 . . . 》内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 3) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 4) 特記事項に記載の (. . .) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- 5) [G]印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成28年2月変更閣議決定）」に定める判断の基準を満たす物品を示す。
- 6) 標準仕様書、改修標準仕様書又は解体共通仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守《1.1.13》の規定を優先する。
- 7)  印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。



1章 一般共通事項

項 目	特 記 事 項
<p>・適用基準</p>	<p>1) 図面、本特記仕様書、解体共通仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・公共建築設備工事標準仕様書標準図（電気設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部 ・公共建築設備工事標準仕様書標準図（機械設備工事編）（平成31年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境部 <p>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。 建築工事標準詳細図（平成31年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課</p>
<p>・施工条件</p>	<p>除 雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用</p> <p>排 雪 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用</p> <p>交通誘導警備員 ※別途（必要により設計変更について監督職員と協議する） ・適用 ○○人日配置する。</p>
<p>・施工数量 調査</p>	<p style="text-align: right;">《1.4.2》</p> <p>調査範囲 ※図示 ・</p> <p>調査内容（)</p> <p>既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※図示 ・</p> <p>調査報告書 提出部数：※2部 ・</p>

2章 仮設工事

項 目	特 記 事 項
・騒音、粉塵等の対策	《2.2.1》 1) 騒音、粉じん等の対策 ※防音パネル ・防音シート ・養生シート 2) 設置範囲及び高さ等 ※図示 ・
・仮囲い	《2.2.2》 ※図示
・足場その他	《2.2.2》 [2.2.1] [表 2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 内部足場 ・設置する（※脚立、足場板等 ・ ） ・設置しない 外部足場 ・設置する ・設置しない 防護シート ・設置する ・設置しない ・材料、撤去材等の運搬方法 種別（ ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種） C種：利用可能なエレベーター （ ） D種：利用可能な階段 （ ）

3章 解体施工

項 目	特 記 事 項
・ 施工調査	《3.1.3》 解体施工に係る施工調査 ※行う ・ 行わない
・ 事前措置	《3.2.1》 浄化槽、排水槽、便槽等の解体 残留物の処理 ・ 本工事に含む（処理方法は図示による） ・ 別途工事 清掃、消毒 ・ 本工事に含む ・ 別途工事 オイルタンク、油管等の処理 残留物の処理 ・ 本工事に含む（処理方法は図示による） ・ 別途工事 清掃、消毒 ・ 本工事に含む ・ 別途工事
・ 杭の解体	《3.9.2》 杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎 引き抜いた杭の処理 ・ 4章「発生材の処理」による ・
・ 樹木等	《3.10.1》 伐採抜根及び移植 ・ 行う（※図示 ・ ） ・ 行わない
・ 地中埋設物 及び埋設配 管	《3.11.1》 地中埋設物及び埋設配管の解体 ・ 行う（※図示 ・ ） ・ 行わない
・ 解体後の整 地	《3.12.1》 埋戻し、盛土及び整地 ・ 行う ・ 行わない 整地高さ ※図示 ・ 現状G L 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30 cm 度毎に締め固めること。

4章 建設廃棄物の処理

項 目	特 記 事 項																																										
・ 特定建設資材	《4.4.1》																																										
	<p>1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条による分別解体等実施義務の対象建設工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずる。ただし、工事契約後に明らかになったやむを得ない事情により、工事契約時に予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議する。</p> <p>また、分別解体・再資源化等の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。</p> <p>2) 分別解体の方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">工程</th> <th style="width: 50%;">作業内容</th> <th style="width: 20%;">分別解体の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">・ 解体 工事</td> <td>① 建築設備・内装材等</td> <td>建築設備、内装材の取り外し</td> <td>・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>② 屋根ふき材</td> <td>屋根ふき材の取り外し</td> <td>・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③ 外装材・上部構造部分</td> <td>外装材、上部構造部分の取り壊し</td> <td>・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④ 基礎・基礎ぐい</td> <td>基礎、基礎ぐいの取り壊し</td> <td>・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 ()</td> <td>その他の取り壊し</td> <td>・ 手作業 ・ 機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>手作業・機械作業を併用する範囲 ※図示</p> <p>手作業・機械作業を併用する理由</p> <p>建築設備の取り外し ()</p> <p>内装材等の取り外し ()</p> <p>屋根ふき材の取り外し ()</p> <p>3) 特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th style="width: 15%;">処理数量 (t)</th> <th style="width: 30%;">再資源化等をする 施設の名称</th> <th style="width: 30%;">所在地、距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート 及び鉄から成 る建設資材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設（同種の再資源化等を行う施設に限る。）を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。</p>				工程	作業内容	分別解体の方法	・ 解体 工事	① 建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	③ 外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	④ 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	⑤ その他 ()	その他の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用	特定建設資材 廃棄物の種類	処理数量 (t)	再資源化等をする 施設の名称	所在地、距離 (km)	コンクリート				コンクリート 及び鉄から成 る建設資材				木材				アスファルト・コンクリート			
	工程	作業内容	分別解体の方法																																								
・ 解体 工事	① 建築設備・内装材等	建築設備、内装材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																								
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																								
	③ 外装材・上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																								
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎、基礎ぐいの取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																								
	⑤ その他 ()	その他の取り壊し	・ 手作業 ・ 機械作業の併用																																								
特定建設資材 廃棄物の種類	処理数量 (t)	再資源化等をする 施設の名称	所在地、距離 (km)																																								
コンクリート																																											
コンクリート 及び鉄から成 る建設資材																																											
木材																																											
アスファルト・コンクリート																																											

・発生材の処理等	《4.1.1～4.5.1》
	<p>1) 引渡しを要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金属類 ・ PCBを含む機器類 () ・ PCB含有シーリング材 使用箇所 () 【注：事前に判明している場合のみ記載】 <p>※金属類は、材種別に保管し重量計測を行うこと。なお、計測に伴う費用は別途とし、設計変更について監督職員と協議する。</p>
	<p>2) 現場において再利用を図るもの</p> <p>建設汚泥 再利用の方法 ()</p>
	<p>3) 再資源化を図るもの 【注：建リ法対象工事の場合は特定建設資材を削除する。】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート 処理数量 t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト・コンクリート 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型蓄電池 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蛍光ランプ及びH I Dランプ 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硬質塩化ビニル管及び継手 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃せっこうボード 処理数量 () t 搬出先施設名、住所、距離 (km) ()
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラス

- 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
- 4) せっこうボード（再生資源化を図らないもの）
- ・石綿含有せっこうボード
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ※埋立処分（管理型最終処分場）
 - ・ひ素、カドミウム含有せっこうボード
【注：現場説明書【発生材】1が判明している場合に記載。】
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場）
 - ・石綿、ひ素、カドミウム含有以外のせっこうボード
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ※埋立処分（管理型最終処分場）
- 5) その他の発生材
- ・石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形版
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
 - ・除去したアスベスト含有吹付け材等
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
 - ・除去したアスベスト含有保温剤
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設）
 - ・CCA処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())
 - ・ ())
 処理数量 () t
 搬出先施設名、住所、距離 (km)
 ())

	・ 行う ・ 行わない	
・ ダイオキシン類	サンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない 廃棄物の焼却施設の解体方法及び処分方法 ・ 図示 ・	《5.4.7》

6章 アスベスト含有建材の除去及び処理

項 目	特 記 事 項				
・アスベスト含有建材の除去及び処理	《6.1.1～6.5.3》				
	施工調査 ※アスベスト含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。 調査範囲（ ・ 図示 ） 貸与資料（ ）				
	・分析によるアスベスト含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法				
	材料名		定性分析 (JISA 1481-2)	定量分析 (JISA 1481-3)	
			・ 箇所数()	・ 箇所数()	
			・ 箇所数()	・ 箇所数()	
			・ 箇所数()	・ 箇所数()	
	サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・ 図示 ・				
	・アスベスト粉じん濃度測定 測定時期、場所及び測定点				
	適用	測定 名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・計 点	
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・計 点	
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・計 点	
・	測定 4		負圧・除じん装置の排出 吹出し口	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・計 点	
・	測定 5		処理作業室外(敷地境界)	・計 点	
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・計 点	
・	測定 7	処理作業後シート	処理作業室内	・計 点	
・	測定 8	撤去後 1週間以降	調査対象室外部の付近	・計 点	
アスベスト含有建材、アスベスト含有吹き付け材の除去工法					

※解体共通仕様書 6.3.2 による

・

除去したアスベスト含有吹付け材等の固形化

- ・ 行う
- ・ 行わない

アスベスト含有建材、アスベスト含有吹付け材の処分

4章 建設廃棄物の処理による。

7章 特殊な建設副産物の処理

項 目	特 記 事 項
・ 施工調査	<p style="text-align: right;">《7.1.3》</p> 特殊な建設副産物の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行う ・ 行わない
・ 特殊な建設副産物の回収及び処分	<p style="text-align: right;">《7.3.1》</p> 特殊な建設副産物の回収及び処分 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン <ul style="list-style-type: none"> 対象機器名称 () 搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km) () ・ ハロン <ul style="list-style-type: none"> 対象機器名称 () 搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km) () ・ イオン化式感知器 <ul style="list-style-type: none"> 対象機器名称 () 搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km) () ・ 六ふっ化硫黄 (S F₆) ガス <ul style="list-style-type: none"> 対象機器名称 () 搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km) () ・ <ul style="list-style-type: none"> 対象機器名称 () 搬出先業者又は施設名、住所、距離 (km) ()

入札適合条件

令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る設計業務を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

なお、全ての項目について資料をもって証明すること。

- (1) 環境省における令和03・04年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。
- (2) 本業務を実施するにあたり、当該業務の担当組織及び従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。
 - ① 本業務を実施する組織が、一級建築士事務所登録されていること。
 - ② 責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、1級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があること。
 - ③ 責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計及び工事監理業務の経験があること。
 - ④ 責任者または主要担当者は、海までの距離が300m以内耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び工事監理業務の経験があること。
 - ⑤ 責任者または主要担当者は、海水取水施設の設計業務経験があること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（2）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部、及び副1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和4年10月14日（金）12時までに文書（FAXも可）で、下記の原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担当：佐久田 聡

電話：03-5114-2126

FAX：03-5114-2185

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和4年度原子力艦環境放射能調査設備(横須賀港小海(1号)局)更新に係る設計業務」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行います。万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

F A X :

E - m a i l :

適合証明書

件名：令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る設計業務

商号又は名称：

条 件	回 答 (Cor×)	資 料 No.
<p>(1) 環境省における令和03・04年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付されている者であること。</p> <p>(2) 本業務を実施にするにあたり、当該業務の担当組織及び従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。</p> <p>①本業務を実施する組織が、一級建築士事務所登録されていること。</p> <p>②責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、1級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があること。</p> <p>③責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計及び工事監理業務の経験があること。</p> <p>④責任者または主要担当者は、海までの距離が300m以内耐重塩害仕様地域における、建築設計（構造設計を含む）及び工事監理業務の経験があること。</p> <p>⑤責任者または主要担当者は、海水取水施設の設計業務経験があること。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地：（郵便番号も記載のこと）

商号又は名称及び所属：

担当者名：

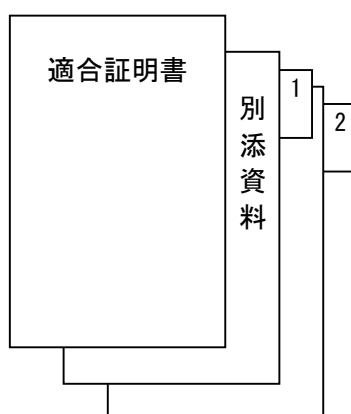
電話番号：

FAX 番号：

E-Mail：

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。
なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A 4 判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和4年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新に係る設計業務」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない

い。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により契約前に提出した業務従事者名簿に記載された者以外の者（

- 以下「名簿非記載者」という。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をして

も、なお損害賠償の請求をすることができる。

- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を名簿非記載者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が名簿非記載者に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切

な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているとき

は、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約

を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙